

光市高齢者保健福祉計画及び 第5期介護保険事業計画

『住み慣れたまちで自分らしく生きる
～高齢者にやさしい「わ」のまちひかり～』の実現を目指して

平成24年3月

光 市

『住み慣れたまちで自分らしく生きる

～高齢者にやさしい「わ」のまちひかり～』の実現を目指して



我が国が人口減少時代に突入し、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年には、高齢化率が30%を超えると予想される中、本市においては全国推計より5年から10年を上回るスピードで高齢化が進行しており、目前に迫った超高齢社会の到来を見据えた抜本的な対応が求められています。

このため、本市では、真に高齢者の皆様にとって理想的な地域社会を構築できるよう、高齢者の皆様が住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供され、安心して暮らしていくことができる「地域包括ケアシステム」の構築を計画の柱とし、長期的な視点に立った高齢者の支援施策の方向性を定めた「光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」を策定しました。

私は、誰もが安全と安心に包まれ、生きがいを持って、いきいきと生活をしていくためには、計画の将来像である「住み慣れたまちで自分らしく生きる～高齢者にやさしい「わ」のまちひかり～」の実現を目指し、きめ細かなサービス提供体制の強化・充実、また、持続可能な仕組みづくりの確立を図っていくことが重要と考えております。

本計画の着実な推進により、本市の特性を生かした「地域包括ケアシステム」の構築に尽力してまいりますので、引き続き市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会の委員の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成24年3月

光市長 市 川 熙

.

光市高齢者保健福祉計画 及び 第5期介護保険事業計画

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 期間と構成	3
4 計画策定のアプローチ	6

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者の状況	7
2 介護保険事業の状況	15

第3章 高齢者の状況に関する将来推計

1 高齢者の人口推計	23
2 要介護（要支援）認定者の将来推計	24

第2部 総論

第1章 10年後を見据えた長期展望

1 高齢者の理想社会とは	25
2 計画の将来像	26
3 まちづくりの基本姿勢	27

第2章 基本戦略

基本戦略「幸せ実感プロジェクト」	28
戦略1 地域包括ケアプログラム	30
戦略2 認知症サポートプログラム	32
戦略3 生きがい実感プログラム	34
高齢者の理想社会実現へのアプローチ	36

第3部 各論

施策体系	37
------------	----

第1章 第5期介護保険事業

1 介護サービス見込み量設定の考え方	39
2 介護保険給付対象サービスの見込み	44
3 地域支援事業の見込み	81
4 介護保険事業費見込み及び介護保険料の算定	121
5 介護保険事業の円滑・適正な推進	134

第2章 高齢者保健福祉施策

1 健康づくり環境の創出	141
2 高齢者の生活支援関連事業の推進	146
3 防災・安全対策の確立	152
4 高齢者の生活環境の整備	156
5 生涯現役社会づくりの推進	159
6 地域における高齢者の支援体制の充実	166

第3章 計画の推進にあたって

1 計画の推進	171
2 計画の点検・検証	174

参考資料

光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会開催状況等	176
光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会設置要綱	177
光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員名簿	179

第1部

序論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国における高齢化率は22.8%（平成22年国勢調査）となり、既に超高齢社会を迎えつつありますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計（死亡・出生中位）では、2025年（平成37年）には30%を超えるとともに、医療や介護のニーズが急激に高まる75歳以上の高齢者も18%を超え、こうした高齢化の急速な進行に伴い、要介護（支援）認定者も2009年（平成21年）の469万人から61%増の755万人となることが推計されており、介護保険制度のみならず社会保障制度の維持が困難となりつつあります。

こうした中、国においては2025年（平成37年）の本格的な超高齢社会を展望した「地域包括ケア研究会」による報告書が示されるとともに、「地域包括ケアシステム」の構築等を柱とする介護保険法の改正が行われ、抜本的な対策に着手することとされています。

一方、本市における高齢化率（平成22年国勢調査）は28.5%、75歳以上の高齢者の割合も12.6%と全国平均を大きく上回るとともに、同研究所による推計では、本市の高齢化率は2015年（平成27年）に33.1%、75歳以上の高齢者の割合では2020年（平成32年）に19.4%と、全国推計より5年から10年早いペースで本格的な超高齢社会が到来することが予測されており、早期の抜本的な対応が求められています。

このため、本市では、国が示した計画策定指針や地域包括ケア研究会報告書等を基本としつつ、地域の特性や資源に応じた「地域包括ケアシステム」の構築を柱とする長期的展望に基づく計画として策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、高齢者保健福祉の推進と介護保険事業の運営のための法定計画として策定するとともに、10年後の本格的な超高齢社会を見据えた長期展望として「地域包括ケアシステム」の構築のための道筋を示すことと併せて、その理想社会実現に向けた第1段階における行動計画となるものであり、こうした3つの性格を有する計画として策定します。

また、「光市総合計画」を上位計画とし、「光市地域福祉計画」等との整合性に留意しつつ、超高齢社会における理想的な社会を構築するための指針として策定します。

1 高齢者保健福祉の推進と介護保険事業の運営のための法定計画

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画である「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、今後3か年の中期財政運営期間における高齢者保健福祉施策や介護保険事業運営の基本となるものです。

2 超高齢社会を見据えた長期展望と地域包括ケアシステムの構築

本計画は、10年後に迫った本格的な超高齢社会において、高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で安心と安全に包まれ、幸せに「生活」を送ることができる理想的な社会の構築に向けた基本理念等を示すことにより、市が目指すべき高齢者施策における方向性を総合的かつ体系的に示すものです。

3 理想社会実現に向けた第1段階（ステージ1）における行動計画

本計画は、理想社会の実現に向けた第1段階として、行政・事業者・地域と個人及び家庭とが支え合いの「わ」のもと協働し、共に取り組むべきプロジェクトに基づく行動計画となるものです。

第3節 期間と構成

1 計画の期間

平成32年度を目標とする長期展望及び平成24年度から平成26年度までの3年間を基本とする高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画（ステージ1）を設定し、3年ごとに見直しを行います。

H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	10年後の 光市
長期展望									
第5期（ステージ1）									
		改定	第6期（ステージ2）						
					改定	第7期（ステージ3）			

※介護保険制度をはじめ、高齢者保健福祉に関する国の制度や仕組みが大きく変化する中、状況の変化に的確に対応するため、適宜、施策や事業の改変を行うこととし、必要に応じては、計画の早期見直しを含め、柔軟かつ能動的な対応を図ります。

2 計画の構成

本計画は、計画の全体像や理想社会実現に向けた目標等を示した「総論」と、具体的な施策や介護保険財政等を示した「各論」で構成します。

（1）総論

「地域包括ケアシステム」の構築を主眼とする9か年の長期展望を示し、来るべき本格的な超高齢社会における高齢者保健福祉のあり方と10年後の超高齢社会における理想社会を構築するための道筋を示します。

（2）各論

法定計画としての3か年を目途とする中期財政運営期間における実行計画として、また、長期展望を実現するための第1段階（ステージ1）として理想社会実現に向けた具体的施策の展開を図り、段階的な実現を図ります。

3 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、市内を日常生活ごとの圏域に区分けを行ったものです。

本市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を踏まえ、高齢者が地域におけるサービス利用体系をより理解し易く、連携の取りやすい環境にするため、第4期に引き続き、4つの圏域を日常生活圏域として定めます。

今後も、各圏域の実情に応じて、地域密着型サービスを始めとした介護サービス基盤整備を年次的に進めるとともに、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉サービス関係機関からボランティアや地域住民まで、地域における様々な社会資源の連携・協力体制の強化を図ります。



日常生活圏域



圏域ごとの人口

区 分	人 口	高齢者人口	高 齢 化 率
浅江地区	15,031 人	4,230 人	28.1 %
島田・上島田・三井・周防地区	14,384 人	3,771 人	26.2 %
光井・室積地区	17,278 人	4,872 人	28.2 %
大和地域	7,568 人	2,486 人	32.8 %
合計	54,261 人	15,359 人	28.3 %

基準日：平成 23 年 10 月 1 日

第4節 計画策定のアプローチ

1 アプローチテーマ

「進化行動」と「改善行動」の調和

2 基本的な考え方

本計画は、介護保険事業を展開するための今後3か年の事業計画としてのみならず、平成32年(2020年)を目標とした9か年の長期展望に基づき、その核となる「地域包括ケアシステム」の構築を図ることを目的とした複層的な計画として策定するものです。

このため、現行計画のチェックや検証による改善、つまりPDCAサイクルに基づく従来型の「改善行動」に加えて、大きく変化した時代の要請に適応し、平成32年(2020年)において、「地域包括ケアシステム」が構築された理想社会の実現に向けて、大きく進化し、ステップアップするための「進化行動」という2つのActionを基本に個々の課題の解決と目標の実現に向けて取り組みます。

【改善行動】

介護保険事業の運営や実施中の高齢者保健福祉事業の継続性を担保しつつ、将来に向けて、現状の課題を打破し、より良い施策を立案するための改善・改革を主眼とする行動

【進化行動】

10年後の超高齢社会において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮すことが出来る理想社会実現のために求められる進化のための行動

※「行動」とは、目的達成のために投入すべき資源（税の投入や事業者の参入）や、構築すべき仕組みに加え、理想社会の担い手としての地域力・市民力に基づく全ての行動を含有するものです。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

第1節 高齢者の状況

1 人口の推移

本市における総人口については、平成18年度の55,549人から平成23年度には54,261人と、毎年徐々に減少する傾向を示しています。

一方、高齢者（65歳以上）の人口は、平成18年度から平成23年度までの間に2,000人以上増加しており、急速に高齢化が進行しています。

人口の推移

(単位：人)

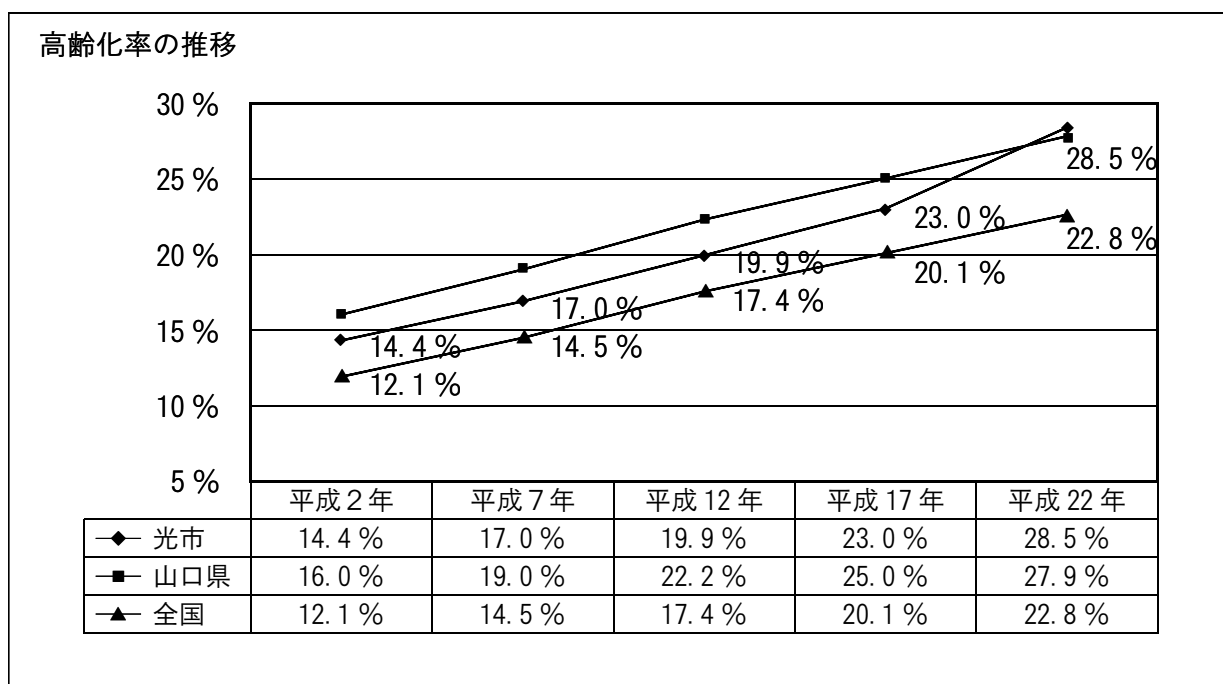
区分／年度	18	19	20	21	22	23
総人口	55,549	55,128	55,103	54,860	54,506	54,261
40～64歳	19,356	18,831	18,402	18,009	17,858	17,952
	34.8%	34.2%	33.4%	32.8%	32.8%	33.1%
65歳以上 (高齢化率)	13,114	13,729	14,384	14,907	15,169	15,359
	23.6%	24.9%	26.1%	27.2%	27.8%	28.3%
65～74歳	7,095	7,510	7,971	8,344	8,431	8,398
	12.8%	13.6%	14.5%	15.2%	15.5%	15.5%
75歳以上	6,019	6,219	6,413	6,563	6,738	6,961
	10.8%	11.3%	11.6%	12.0%	12.4%	12.8%
高齢者人口のうち75歳以上の占める割合	45.9%	45.3%	44.6%	44.0%	44.4%	45.3%

※ %は総人口比

住民基本台帳 各年度10月1日現在

2 高齢化率の推移

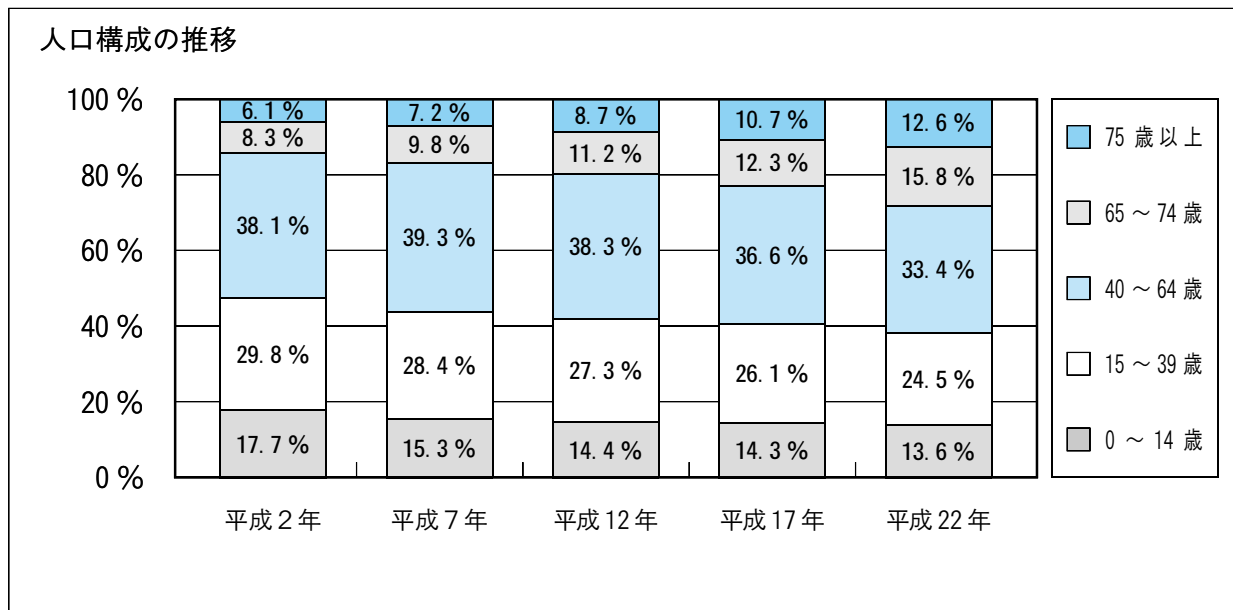
高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の比率）については、県平均に比べると平成17年までは低くなっていましたが、平成22年には若干光市の方が高くなっています。また、全国平均を5年以上早いスピードで高齢化が進行しており、平成22年で高齢化率は28.5%となっています。



資料：国勢調査

3 年齢構成の推移

年齢構成の推移については、特に、要介護となる割合の高い75歳以上の高齢者の増加が著しく、平成2年の6.1%から平成22年には12.6%と20年間で約2倍となっており、65歳以上の高齢者に占める割合も平成22年には44.4%と半数に迫る状況となっています。



資料：国勢調査

4 世帯構成の推移

光市の世帯数は、平成2年の18,154世帯から平成22年には20,877世帯と、人口の減少とは反対に、この20年で2,723世帯増加しており、核家族化の進行が顕著に現れています。

とりわけ高齢者のいる世帯の増加が激しく、特に高齢者のひとり暮らし世帯の数は、平成2年から平成22年にかけて2倍以上と、急激な増加をしています。

このような状況を踏まえ、高齢者世帯の実態を把握し、より一層の支援体制を強化していく必要があります。

区分／年度	光 市					山口県	全 国
	2	7	12	17	22	22	22
一 般 世 帯 数	18,154	19,115	19,978	20,519	20,877	596,231	51,842,307
高齢者のいる世帯	5,847	6,646	7,447	8,383	9,817	263,709	19,337,687
	32.2%	34.8%	37.3%	40.9%	47.0%	44.2%	37.3%
独 居	1,031	1,292	1,660	2,029	2,502	75,403	4,790,768
	5.7%	6.8%	8.3%	9.9%	12.0%	12.6%	9.2%
高齢夫婦のみ	1,422	1,531	2,146	2,668	3,536	67,504	4,339,235
	7.8%	8.0%	10.7%	13.0%	16.9%	11.3%	8.4%

資料：国勢調査

5 高齢者の住居の状況

日常生活圏域ニーズ調査での住宅の状況は、一戸建てが最も多く 91.9 % となっており、住宅の所有については持家が 89.8 % と最も多い割合となっています。

高齢者の単独世帯や高齢夫婦のみの世帯が増えるなか、持家の割合が高いことから、将来的に住みなれたまち、住みなれた地域で、安心して生活していくためのサービス体制を構築することが必要です。

住宅形態

合 計	一戸建て	集合住宅	無 回 答
1,331	1,223	78	30
100.0 %	91.9 %	5.9 %	2.3 %

住宅の所有関係

合 計	持 家	民間賃貸住宅	公営賃貸住宅	借 間	そ の 他	無 回 答
1,331	1,195	43	60	4	11	18
100.0 %	89.8 %	3.2 %	4.5 %	0.3 %	0.8 %	1.4 %

資料：日常生活圏域ニーズ調査

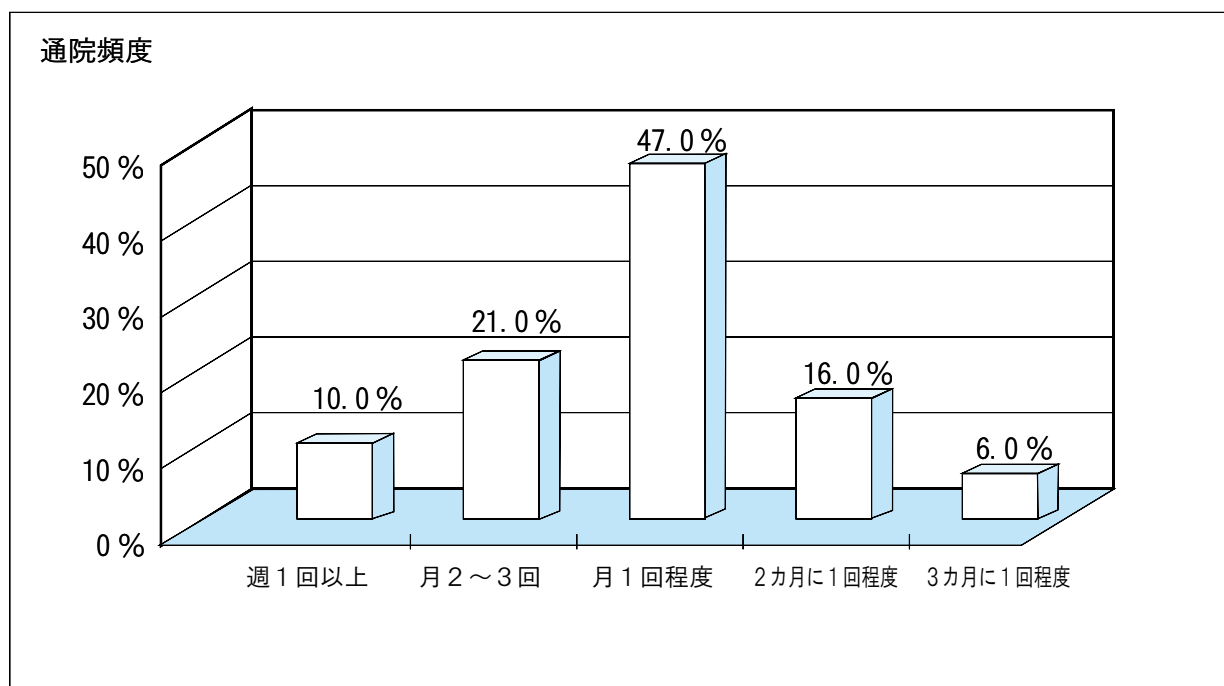
6 高齢者の受診状況と疾病分類構造

受診状況や健康意識だけで、介護認定リスクを検証することは困難ですが、治療中の病気の多くは、介護認定の原因となっているものです。

このため、健康で豊かな生活を維持できるよう各種検診の実施による早期発見・早期治療を図るとともに、身体機能の維持向上を図るための各種教室の開催など、予防事業を引き続き行っていく必要があります。

(1) 受診状況

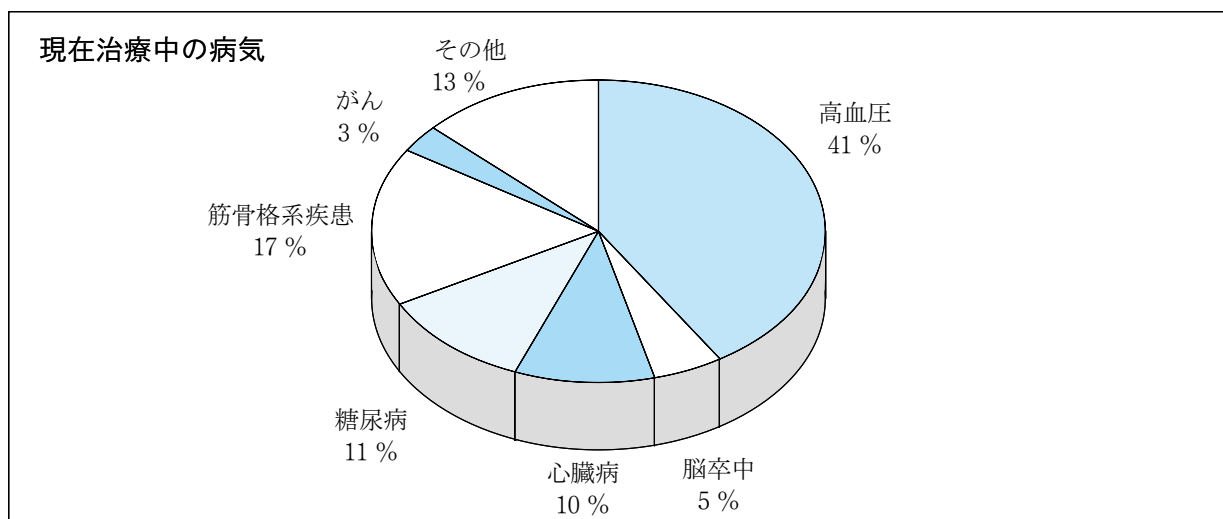
日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、65歳以上の高齢者で現在、病院等に通院しているのは回答者全体の75.9%となっており、頻度としては月1回程度が最も多く、続いて月2～3回となっています。



資料：日常生活圏域ニーズ調査

(2) 疾病分類

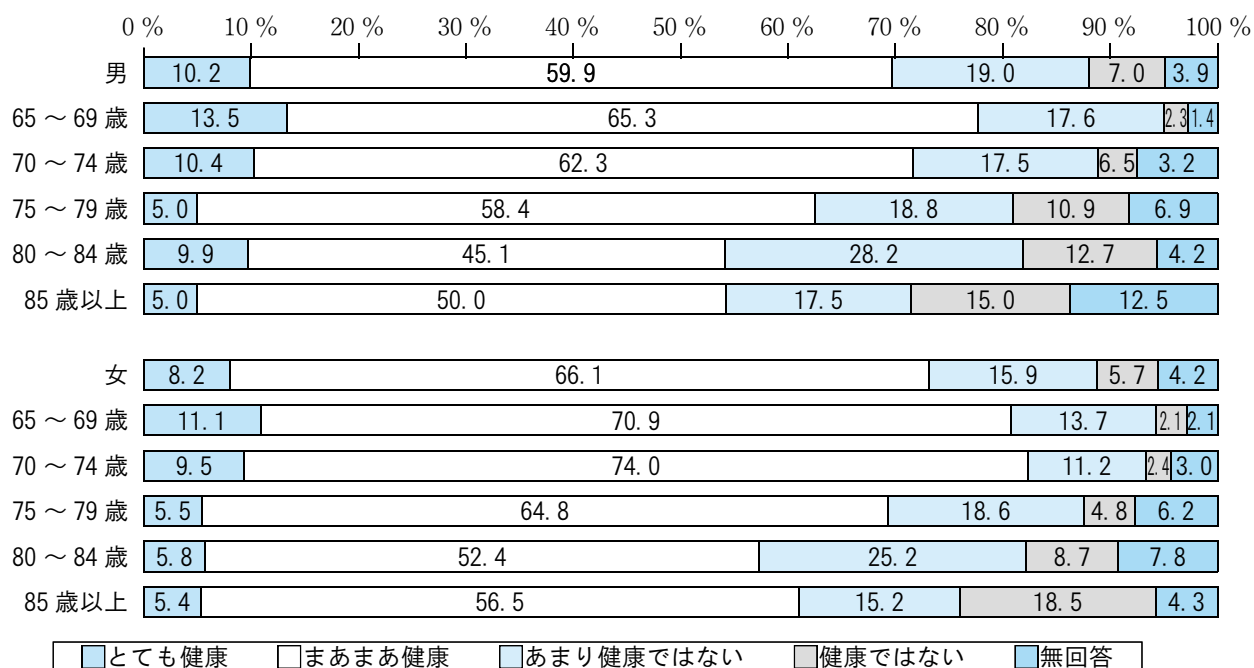
現在治療中の病気で最も多いのは「高血圧」で、有病率は41.0%となっています。どの病気も全国調査とそれほど大差はありませんが、男女とも年齢が上がるほど有病率は高くなってきています。



資料：日常生活圏域ニーズ調査

(3) 健康意識

高齢者の主観的健康感に関する回答をみても肯定的な回答「(とても・まあまあ)健康」が65～69歳では男女とも約8割なのに対し、85歳以上になると約6割に減少しています。



資料：日常生活圏域ニーズ調査

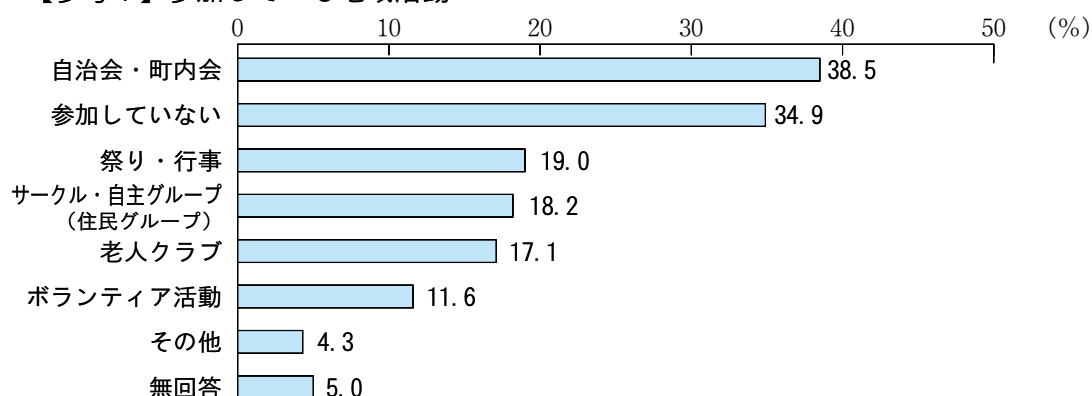
7 高齢者の社会参加の状況等

日常生活圏域ニーズ調査によると参加している地域活動としては、「自治会・町内会」が最も多く、次いで「祭り・行事」、「サークル・自主グループ」となっています。地域活動に積極的に参加している高齢者も多い一方で、「参加していない」との回答も高い割合となっています。

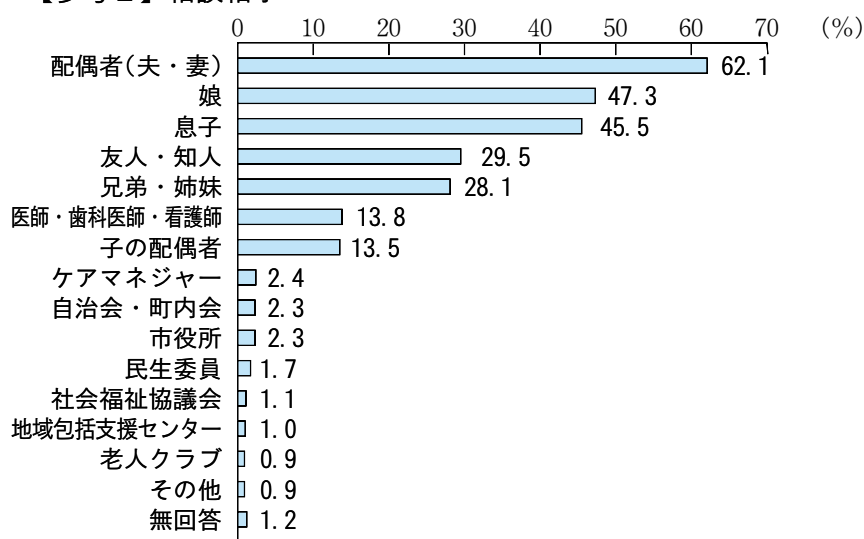
何かあったときの相談相手では、「配偶者」や「娘」、「息子」などの家族等の割合が多いことがわかります。

しかし、高齢者の生活を支えていくには、家族のみでは困難な状況にあり、地域活動への積極的な参加など、人と人とのつながりを高め、地域全体で協力し支えあう地域づくりを進めていくことが求められています。

【参考1】参加している地域活動



【参考2】相談相手



第2節 介護保険事業の状況

1 要介護（要支援）認定者の状況

（1）要介護（要支援）認定者数の推移

第1号被保険者数の増加傾向に対し、認定者は現状維持から微増傾向で推移しています。

介護度別にみると、要介護4・5の重度者が、平成18年度の410人に対し、平成23年度では537人となっています。

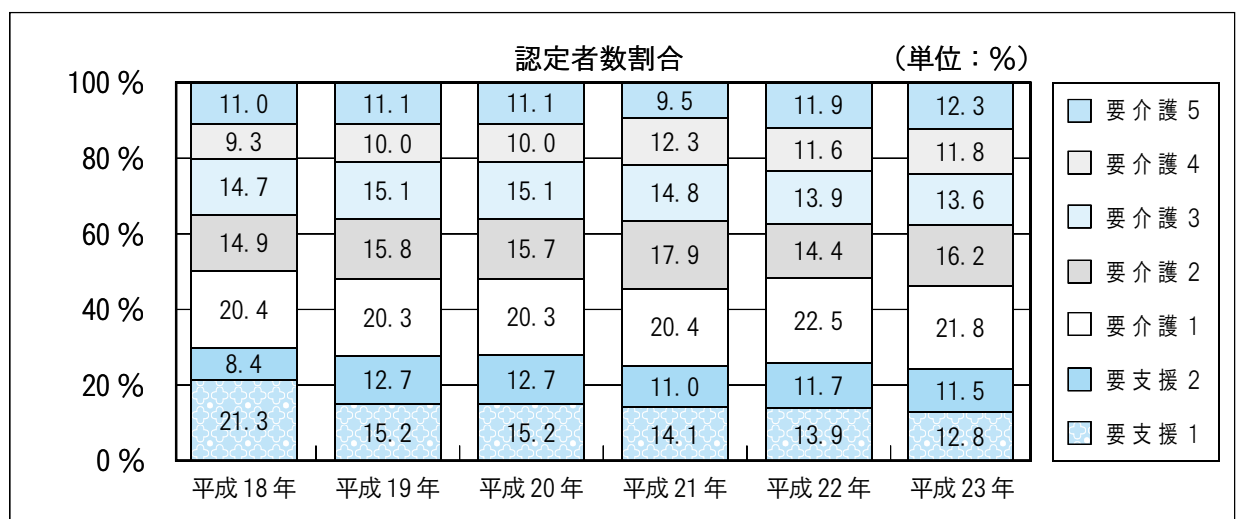
また、認定者数に対する割合においても、24.1％と、平成18年度の20.2％から3.9％増加し、重度化が進行しています。

要介護（要支援）認定者の推移

（単位：人）

区分／年度	18	19	20	21	22	23
要 支 援 1	432	304	312	292	292	284
要 支 援 2	171	254	260	228	246	255
要 介 護 1	414	405	416	421	472	486
要 介 護 2	301	315	323	369	301	361
要 介 護 3	298	301	309	306	291	303
要 介 護 4	188	199	205	253	243	263
要 介 護 5	222	221	227	196	250	274
総 数	2,026	1,999	2,052	2,065	2,095	2,226
1号被保険者数	13,114	13,729	14,384	14,907	15,169	15,359
認 定 率	15.4％	14.6％	14.3％	13.9％	13.8％	14.5％

各年度10月1日現在



(2) 要介護認定者の年齢別内訳

年齢別では、65歳から74歳の介護認定率は3.1%、約32人に1人の割合で介護認定となっていますが、75歳以上では27.6%、約3.6人に1人が介護認定となっており、75歳以上の高齢者の増加が、要介護認定者の増加につながっていることが伺えます。

要介護認定者の年齢別内訳（平成23年10月1日現在）

（単位：人）

区 分	合 計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1号被保険者数	15,359	—	—	—	—	—	—	—
65歳～74歳	8,398	—	—	—	—	—	—	—
75歳以上	6,961	—	—	—	—	—	—	—
第1号被保険者認定者数	2,183	280	243	476	355	297	262	270
65歳～74歳	262	38	44	50	48	30	26	26
（認定率）	3.1%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.4%	0.3%	0.3%
75歳以上	1,921	242	199	426	307	267	236	244
（認定率）	27.6%	3.5%	2.9%	6.1%	4.4%	3.8%	3.4%	3.5%
第2号被保険者認定者数	43	4	12	10	6	6	1	4
認定者合計	2,226	284	255	486	361	303	263	274
（構成比%）	100%	12.8%	11.5%	21.8%	16.2%	13.6%	11.8%	12.3%

(3) 要介護（要支援）認定者に占める主傷病の状況

平成21・22年度における、新規要介護（要支援）認定申請者の主傷病の統計結果をみると、要支援者では、男女とも関節症・関節炎、転倒・骨折の割合が高く、男性では脳血管疾患の割合が女性と比べ高くなっています。

また、要介護者では男女とも認知症の割合が高く、特に女性では平成22年度で44％と高い割合になっています。

新規要介護（要支援）認定申請者に占める主傷病の状況

区 分		平成21年度		
		1 位	2 位	3 位
男性	要支援者	脳血管疾患 20 %	関節症・関節炎 19 %	転倒・骨折 12 %
	要介護者	認知症 27 %	悪性新生物 19 %	脳血管疾患 16 %
女性	要支援者	関節症・関節炎 27 %	転倒・骨折 15 %	骨粗鬆症 9 %
	要介護者	認知症 40 %	脳血管疾患 15 %	転倒・骨折 12 %

区 分		平成22年度		
		1 位	2 位	3 位
男性	要支援者	脳血管疾患 16 %	転倒・骨折 15 %	関節症・関節炎 11 %
	要介護者	脳血管疾患 27 %	認知症 26 %	悪性新生物 11 %
女性	要支援者	関節症・関節炎 28 %	転倒・骨折 20 %	脳血管疾患 8 %
	要介護者	認知症 44 %	脳血管疾患 14 %	転倒・骨折 13 %

2 介護保険サービス利用者の状況

居宅介護（支援）サービス利用者は、認定者の推移とほぼ連動し、全体では微増傾向となっています。半数以上が、要支援1・2及び要介護1の軽度者で占められています。これは、施設利用者が中・重度中心の利用となっていることが影響しているものと考えられます。

施設介護サービス利用者は、各施設において変動がありますが、ほぼ横ばいの傾向です。

居宅サービス利用者の推移

（単位：人／月）

区 分	合 計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成21年度	1,256	223	179	319	241	162	85	47
平成22年度	1,291	205	202	361	204	163	88	68
平成23年度	1,390	216	199	373	254	172	103	73

※利用者は各年度平均人数（平成23年度は見込み）

※地域密着型サービス（居住系サービスを除く）を含みます。

施設・居住系サービス利用者の推移

（単位：人／月）

区 分	合 計	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型医 療施設	特定施設入居 者生活介護	認知症対応型 共同生活介護
平成21年度	521	197	133	51	61	79
平成22年度	522	198	131	51	64	78
平成23年度	538	195	139	48	73	83

※利用者は各年度平均人数（平成23年度は見込み）

3 第4期計画の進捗状況

(1) 介護保険サービスの利用状況

介護保険サービスは、介護認定者数の増加や介護保険サービスの定着により利用が増加し、特に、訪問リハビリ、通所介護、福祉用具貸与、小規模多機能型居宅介護などで計画値を上回っています。

本計画（第5期）では、これらの利用の実態から、今後の利用を見込み、実績や供給量に見合った計画とします。

介護予防サービス量（要支援1・2）の第4期計画値と実績の比較

（単位：人／月）

区分／年度		第4期計画値			実 績			対 計 画 比 (%)		
		21	22	23	21	22	23	21	22	23
介護 予 防 サ ー ビ ス	訪 問 介 護	168	177	187	148	137	143	88.1%	77.4%	76.5%
	訪 問 入 浴 介 護	1	1	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
	訪 問 看 護	11	11	12	9	8	6	81.8%	72.7%	50.0%
	訪問リハビリテーション	1	2	2	2	2	3	200.0%	100.0%	150.0%
	居宅療養管理指導	5	5	5	2	2	1	40.0%	40.0%	20.0%
	通 所 介 護	201	212	223	212	215	219	105.5%	101.4%	98.2%
	通所リハビリテーション	95	100	106	76	68	61	80.0%	68.0%	57.5%
	短期入所生活介護	9	9	10	6	4	5	66.7%	44.4%	50.0%
	短期入所療養介護	2	2	2	1	0	0	50.0%	0.0%	0.0%
	特定施設入居者生活介護	20	20	20	6	5	4	30.0%	25.0%	20.0%
	福 祉 用 具 貸 与	53	56	59	57	85	106	107.5%	151.8%	179.7%
	福 祉 用 具 販 売	5	6	6	7	6	7	140.0%	100.0%	116.7%
地 域 密 着 サ ー ビ ス 型	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	－	－	－
	小規模多機能型居宅介護	4	4	4	4	4	4	100.0%	100.0%	100.0%
	認知症対応型共同生活介護	1	1	1	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
介護予防住宅改修		4	4	4	6	6	7	150.0%	150.0%	175.0%
介護予防支援		420	443	466	398	397	403	94.8%	89.6%	86.5%

※利用者は各年度平均人数（平成23年度は見込み）

介護サービス量（介護1～5）の第4期計画値と実績の比

（単位：人／月）

区分／年度		第4期計画値			実 績			対計画比（％）		
		21	22	23	21	22	23	21	22	23
居宅サービス	訪問介護	255	261	273	248	243	266	97.3%	93.1%	97.4%
	訪問入浴介護	16	16	17	12	10	12	75.0%	62.5%	70.6%
	訪問看護	62	64	68	55	52	57	88.7%	81.3%	83.8%
	訪問リハビリテーション	15	16	16	12	14	19	80.0%	87.5%	118.8%
	居宅療養管理指導	45	46	49	67	66	62	148.9%	143.5%	126.5%
	通所介護	391	400	419	462	503	562	118.2%	125.8%	134.1%
	通所リハビリテーション	195	199	208	207	199	203	106.2%	100.0%	97.6%
	短期入所生活介護	147	149	155	143	152	156	97.3%	102.0%	100.6%
	短期入所療養介護	18	18	19	15	14	13	83.3%	77.8%	68.4%
	特定施設入居者生活介護	71	71	71	55	59	69	77.5%	83.1%	97.2%
	福祉用具貸与	309	315	329	372	362	394	120.4%	114.9%	119.8%
	特定福祉用具販売	12	12	12	13	11	9	108.3%	91.7%	75.0%
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	51	64	66	52	51	53	102.0%	79.7%	80.3%
	小規模多機能型居宅介護	52	52	54	53	59	64	101.9%	113.5%	118.5%
	認知症対応型共同生活介護	79	87	86	70	78	83	88.6%	89.7%	96.5%
住宅改修		9	9	9	9	10	10	100.0%	111.1%	111.1%
居宅介護支援		744	761	796	801	827	897	107.7%	108.7%	112.7%
介護保険施設サービス	介護老人福祉施設	219	219	219	197	198	195	90.0%	90.4%	89.0%
	介護老人保健施設	136	136	240	133	131	139	97.8%	96.3%	57.9%
	介護療養型医療施設	60	60	12	51	51	48	85.0%	85.0%	400.0%

※利用者は各年度平均人数（平成23年度は見込み）

(2) 介護保険標準給付費（総給付費）の状況

介護保険給付事業の給付実績は、サービス利用状況や、療養病床への転換が進まなかったことなどから、計画値を若干下回る見込みですが、概ね計画通りの執行が見込まれます。本計画（第5期）期間においては、介護認定者の増加や介護サービス基盤の整備により、保険給付費の更なる増加が見込まれます。

介護保険標準給付費の第4期計画値と実績の比較

（単位：千円）

区分／年度		21	22	23	合 計
第4期計画①		3,353,338	3,453,157	3,747,482	10,553,977
実 績②		3,250,384	3,319,550	3,683,361	10,253,295
計画比	差額②－①	▲ 102,954	▲ 133,607	▲ 64,121	▲ 300,682
	執行率%	96.9%	96.1%	98.3%	97.2%

※平成23年度は見込み

(3) 地域支援事業費の状況

地域支援事業は、介護予防健診（生活機能評価）の実施方法等が見直されたことなどにより大幅に計画値を下回りましたが、個別の事業については、概ね計画通りの執行が見込まれます。

地域支援事業費の第4期計画値と実績の比較

（単位：千円）

区分／年度		21	22	23	合 計
第4期計画①		100,466	103,457	112,279	316,202
実 績②		70,938	75,231	50,554	196,723
計画比	差額②－①	▲ 29,528	▲ 28,226	▲ 61,725	▲ 119,479
	執行率%	70.6%	72.7%	45.0%	62.2%

※平成23年度は見込み

(4) 保険料の収納状況

第4期計画期間における介護保険料収納額は、概ね計画値どおりの収入が確保できる見込みです。

今後も、広報やホームページへの掲載、パンフレットの配布など、介護保険制度の趣旨の普及啓発を行うとともに、必要に応じて自宅への訪問など、様々な方法で収納率の向上を図り、介護保険財政の適正運営に努めます。

介護保険料の第4期計画値と実績の比較

(単位：千円)

区分／年度		21	22	23	合 計
第4期計画①		725,248	737,742	744,758	2,207,748
実 績②		730,528	741,403	747,670	2,219,601
計 画 比	差額②－①	5,280	3,661	2,912	11,853
	執行率%	100.7%	100.5%	100.4%	100.5%

※実績は、現年度分と過年度分の合計値

※平成23年度は見込み

第3章 高齢者の状況に関する将来推計

第1節 高齢者の人口推計

1 人口推計

平成17年度から平成22年度の住民基本台帳の総人口を基に、コーホート変化率法（サンプル年度間の各年齢階層別の人口変化率に基づく将来推計）によって、平成32年度までの総人口及び高齢者人口を推計したものです。

総人口は、少子化の影響により今後減少することが見込まれ、平成32年度には4,000人程度減少し、50,000人を下回ることが予想されます。

一方、第一次ベビーブーム世代の高齢化に伴って増加を続けてきた、65歳以上の高齢者人口は、平成30年度をピークに減少が見込まれますが、総人口がそれを上回る減少となることから、高齢化率は引き続き上昇していくことが見込まれます。

高齢化率は、平成25年度には30%を超え、平成29年度には33.7%（人口3人に対して高齢者1人の状態）となり、平成32年度には34.4%まで上昇することが見込まれます。

また、介護認定率の高い75歳以上の高齢者数は引き続き増加が見込まれることから、今後、介護認定者数の大幅な増加が見込まれます。

人口の推計

（単位：人）

区分／年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32
総人口	53,819	53,433	53,025	52,584	52,118	51,618	51,096	50,548	49,988
40－64歳	17,563	17,252	16,894	16,566	16,353	16,090	15,919	15,836	15,690
65歳以上	15,822	16,274	16,731	17,071	17,263	17,412	17,438	17,316	17,199
（高齢化率）	29.4%	30.5%	31.6%	32.5%	33.1%	33.7%	34.1%	34.3%	34.4%
65－74歳	8,661	8,967	9,284	9,368	9,153	8,893	8,509	8,071	7,846
	16.1%	16.8%	17.5%	17.8%	17.6%	17.2%	16.7%	16.0%	15.7%
75歳以上	7,161	7,307	7,447	7,703	8,110	8,519	8,929	9,245	9,353
	13.3%	13.7%	14.0%	14.6%	15.6%	16.5%	17.5%	18.3%	18.7%

※ %は総人口比

基準日：各年度10月1日

第2節 要介護（要支援）認定者の将来推計

1 要介護（要支援）認定者の将来推計

平成22年度と23年度の要介護（要支援）認定者の性別・年齢別の発生率を基に、平成32年度までの要介護（要支援）認定者の推計を行った結果、本計画の最終年度となる平成26年度には2,427人、平成32年度には2,831人に増加することが予測されます。

要介護度別では、中・重度認定率の高い75歳以上の高齢者が増加傾向にあるため、介護認定者に占める割合が上昇していくことが見込まれます。

要介護（要支援）認定者の将来推計

（単位：人／月）

区分／年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32
要 支 援 1	293	300	307	316	325	334	342	347	353
要 支 援 2	262	269	275	283	290	300	307	312	317
要 介 護 1	503	517	530	545	562	578	594	605	618
要 介 護 2	373	385	394	407	419	431	443	451	460
要 介 護 3	314	323	330	340	352	362	372	380	389
要 介 護 4	271	280	286	294	304	312	319	325	333
要 介 護 5	283	293	305	315	326	335	345	352	361
計	2,299	2,367	2,427	2,500	2,578	2,652	2,722	2,772	2,831
認 定 率	14.5%	14.5%	14.5%	14.6%	14.9%	15.2%	15.6%	16.0%	16.5%

※ %は65歳以上人口比

基準日：各年度10月1日

第2部

総論

第1章 10年後を見据えた長期展望

第1節 高齢者の理想社会とは

生きるうえで、人が歳を重ねることは自然の摂理であり、自身や家族が心身ともに健康であり、かつ、生きがいのある生活を送ることができることは、私たちにとって非常に価値のあることです。

また、健康であっても介護が必要な状態になっても、日々の生活に不安なく、不自由なく暮らしながら歳を重ねることができ、価値ある人生を送れるようお互いが支えあい、生きがいを持って生きていける社会こそが、全ての人々にとっての理想的な社会といえます。

超高齢社会を迎えるにあたって、このまちに暮らす全ての人々が、安心と安全に包まれ幸せな人生を送ることができる社会こそが目指す社会の理想ですが、こうした社会を実現するためには、行政のみならず、社会全体で取り組んでいくことが求められています。



第2節 計画の将来像

10年後に迫った本格的な超高齢社会において、高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で安心と安全に包まれ、幸せな「生活」を送ることができる理想的な社会を構築するため、本計画が目指す理想社会の将来像を

住み慣れたまちで自分らしく生きる
～高齢者にやさしい「わ」のまちひかり～

として、地域で暮らす高齢者一人ひとりが、日々の暮らしの中で「光市に生まれてきてよかった」「光市で暮らすことができて幸せだ」と実感でき、「愛着」や「絆」に包まれて、住み慣れたまちで自分らしく生きることのできる「わ」のまちひかりの実現を目指します。



第3節 まちづくりの基本姿勢

10年後の光市において、高齢者の皆さんが、健康でいきいきと生活し、介護が必要な状態になっても、お互いに支えあい、自分らしく生活できる地域社会を実現するため、「対話」「調和」「人の輪」の3つの「わ」をまちづくりの基本姿勢として、ともに理想社会の実現を目指します。

対 話

ふれあいや助け合いによる対話あふれる地域をつくります

地域全体が助け合いの精神により、互いに信頼関係を深め、やさしさを基調とした、「対話」あふれる新たなコミュニティ社会を目指します。

調 和

高齢者が幸せを実感できるようサポート体制の調和を図ります

高齢者を支援する全ての人々に配慮した、幸せが実感できるまちとなるよう、限られた地域資源を有効に組み合わせ、やさしさが「調和」した高齢者支援を行います。

人の輪

高齢者が活躍できる地域の輪をつくり、ともに社会を担います

豊かな経験や知識を有している高齢者が中心となって、地域の活力を生み出し、多世代の人たちが共に「人の輪」を広げ、協働して社会を担います。

第2章 基本戦略

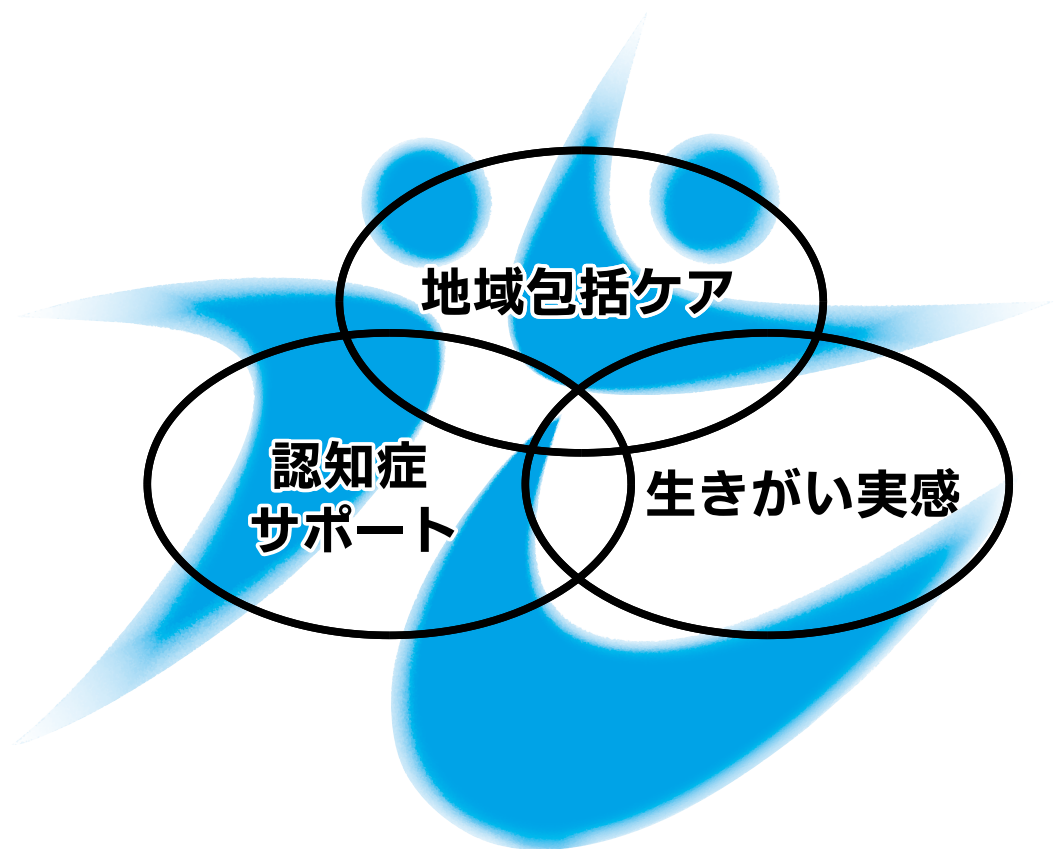
総人口が減少し、高齢化率の急激な上昇が見込まれ、社会構造の劇的な変化が予測される中、私たちが「理想社会」で暮らしていくためには、地域の一員として主体的に行動し、新たな進化に対応していくことが求められます。

さらに、現在の円熟した社会構造の中で、高齢者の理想社会を構築していくためには、地域資源の「ないものねだり」から「あるもの探し」へと意識転換を図り、本市の地域特性を最大限に生かしたまちづくりを進めていくことが求められます。

こうした中、10年後の光市が、これまで以上に市民に愛され、「住んでよかった」と評価されるまちとなるためには、光市に対する「地域住民の誇り」や「住み続けたい」という愛着や絆を大切にしながら、高齢者のニーズにふさわしいきめ細やかなサービスを提供する仕組みの強化・充実を図るとともに、それが持続可能な仕組みとなるよう、限られた時間と財源の中で、戦略的に施策を展開していくことが必要です。

このため、選択と集中の観点から、将来像である『住み慣れたまちで自分らしく生きる ～高齢者にやさしい「わ」のまちひかり～』の実現に向けて、特に優先すべき戦略的なプランを、「幸せ実感プロジェクト」として3つのプログラムを重点的に展開することにより、10年後の光市が高齢者にとって理想社会となるよう、地域の魅力を磨き、社会の課題を克服することに努め、高齢者の住みよいまちとなることを目指します。

幸せ実感プロジェクト



戦 略 1	地域包括ケアプログラム
戦 略 2	認知症サポートプログラム
戦 略 3	生きがい実感プログラム

戦略1 地域包括ケアプログラム

戦略の方針

急速な高齢化の進行に伴い、重度要介護者、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、核家族化やライフスタイルの変化とともに、地域社会での人付き合いが希薄となり、家族介護に頼ることができない状況が数多く存在するなど、高齢者が住み慣れた地域で生活を送る際の不安要因が増えています。

このため、住み慣れた地域で、高齢者とその家族が、人間的な尊厳を保ちながら、安心して暮らすための支え合いのシステムとして、地域包括ケアシステムを構築します。

目指す社会

住み慣れた地域で、安心して暮らせる社会

個人

自宅で急に苦しくなり救急車で病院に担ぎ込まれましたが、近所のお医者さんが同乗して下さり、後遺症はほとんど残らずに済みそうです。

病院の白い天井を眺めながら、自分の将来に漠然と不安を感じていましたが、担当の先生やケアマネジャーと相談しながら、今まで通り自宅で生活できる準備ができました。

今は、一日も早く自宅へ帰るためリハビリに励んでいます。

地域

私は、夫に先立たれ、子どもたちも都会に就職したため、今は一人で暮らしています。これから先どうしたらいいものか不安な毎日を過ごしていました。でも、近所の奥さんや子どもたちがいつも声をかけてくれて、台風の時も一緒に避難してくれました。

私は、安心して暮らすことができるこのまちが大好きです。

事業所

光市で、地域包括ケアシステムが導入されて1年経ちました。

私の事業所では、利用者のかかりつけ医の協力のもと、積極的にケアカンファレンスを開催し、利用者の在宅生活の支援に努めています。

今日も、先生から医療的な指導や助言をいただく中、ケアマネと介護サービス提供事業所が、介護の目的や内容、注意点などを確認しあい、情報の共有化を図りました。

これからも、住み慣れた自宅での生活を望まれるお年寄りを、1人でも多く支えていきたいと思っています。

重点目標

1 地域包括ケア体制の整備

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれる中、介護保険制度に基づくケアマネジメントを基本に、医療や福祉サービスの連携はもとより、まさに点在する魅力ある地域資源を最大限活用することにより、高齢者の生活を地域で支える地域包括ケアシステムが十分に機能できるよう地域包括ケア体制の整備を推進します。

—施策の展開例—

- ①地域包括ケアシステムの調査・研究 ②介護・医療・保健・福祉の連携
③ケアマネジメント体制の機能強化 ④インフォーマルな資源の活用

2 地域生活支援体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、配食や買物、見守りなど、地域における生活支援サービスの提供に向けた体制を構築します。

また、地域住民やボランティアの幅広い参加のもと、支援を必要とするひとり暮らし高齢者等の自立や介護を支える地域福祉コミュニティの育成に努めます。

—施策の展開例—

- ①配食・買い物支援サービスの導入促進 ②高齢者の外出支援等の調査・研究
③災害時要援護者対策の強化 ④緊急通報体制の拡充
⑤地域福祉コミュニティの育成 ⑥離島支援施策の展開

3 介護サービスの充実・強化

介護を必要とする高齢者に、本人や家族の希望に応じて、多様なサービスが総合的かつ的確に提供されるよう介護サービス基盤の整備に努めます。

また、地域ケア会議や介護支援専門員連絡協議会等によりケアマネジャーをはじめ介護職員等の資質向上に努めるとともに、各種施設への実地指導の実施や介護相談員の施設への派遣等により、質の高いサービス提供体制を構築します。

—施策の展開例—

- ①介護サービス基盤の整備・充実 ②介護相談員の派遣等によるサービスの質の向上
③地域ケア会議等の開催による介護関係者の資質向上
④定期巡回・随時対応サービスをはじめとした新たな介護サービスの導入促進

重点目標※

※成果指標については、新たな指標の設定も含めて、年次的な充実を図ります。

評価する指標	現 状	目 標	
	H 23	H 26	H 32
災害時要援護高齢者の登録率※	70.8 %	85.0 %	100.0 %
介護認定者数	2,226 人	2,427 人	2,831 人

※登録率は、完全自立以外の高齢者（高齢者保健福祉実態調査より）に対する割合

戦略2 認知症サポートプログラム

戦略の方針

高齢者人口の増大に伴い、認知症高齢者の著しい増加が予測される中、認知症高齢者対策の推進は、超高齢社会における大きな課題となっています。

特に、認知症高齢者の問題は、本人のみならず家族の不安や負担は多大であり、介護者の身体的・精神的な負担の軽減が求められています。

このため、高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で穏やかな生活が送れるよう、地域や関係機関との連携による相談支援体制を構築するとともに、成年後見制度など、高齢者の権利擁護のための事業を展開します。

目指す社会

高齢者の尊厳が守られ、穏やかに暮らせる社会

仲間

友人に誘われて「徘徊模擬訓練」に参加しました。認知症への理解を深めるにつれて、本人や家族だけの問題ではなく、地域全体の支えが必要だとわかりました。
隣の奥さんはこのこと知っているのかな？ちょっと帰りに寄って教えてあげよう。

企業

私のお店では、市が進める「認知症サポーター養成講座」を社員教育に取り入れました。社員の認知症に対する理解も高まり、お年寄りに限らず、全てのお客さんにやさしく接することができ、お客さんからも好評です。
これからも地域に根ざしたお店として、安全で安心なまちづくりに協力したいと思っています。

地域

隣のおじいちゃんの家には、見慣れない人が上がり込んで何やら話をしています。心配になって訪ねてみると、強引に高額な健康商品を契約させられた様子。直ぐに、民生委員さんに相談し、消費生活センターと協力して、クーリングオフができたので、おじいちゃんからとても感謝されました。
いいことをすると、自分自身も幸せな気持ちを分けてもらえるんですね。

重点目標

1 認知症を予防する

健康寿命を脅かす「認知症」は、主原因の一つとして脳血管疾患が挙げられ、予防策として、運動などの生活習慣病対策が効果的であり、日頃から脳や身体を健やかに保てるよう、認知症予防に向けた主体的な参加を促進します。

また、認知症の早期発見、早期対応のため、専門家を含めた相談・支援体制を充実させ、適切な治療やサービスにつなげることができるネットワークを構築します。

―施策の展開例―

- ①健康づくり活動の推進 ②閉じこもりの防止 ③介護予防事業の展開
④総合相談体制の充実 ⑤認知症予防に関する啓発活動の推進

2 認知症を理解し、地域で支える

認知症に対する偏見や誤解により、的確な支援を受けられない高齢者も多いことから、正しい知識の普及と啓発活動を展開し、こころのバリアフリーの輪を広めます。

また、認知症高齢者が地域で安心して在宅生活を継続するため、「認知症高齢者等地域見守りネットワーク」を中心として、地域ぐるみの支援体制を構築します。

―施策の展開例―

- ①認知症高齢者等地域見守りネットワーク体制の構築
②認知症サポーターの養成 ③徘徊模擬訓練の実施
④認知症に対する正しい理解の促進

3 権利擁護体制の確立

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続するために、尊厳や権利が守られるよう成年後見制度の利用促進への支援など、幅広い観点から高齢者の権利擁護に関する支援体制の拡充に努めます。

―施策の展開例―

- ①成年後見制度の活用支援 ②地域福祉権利擁護事業の活用促進
③市民後見人の育成 ④高齢者虐待の防止策等の充実
⑤消費者被害の相談体制の充実 ⑥総合相談体制の構築

成果目標※

※成果指標については、新たな指標の設定も含めて、年次的な充実を図ります。

評価する指標	現 状	目 標	
	H 23	H 26	H 32
認知症サポーター養成件数（累計）	3,750 人	5,250 人	8,250 人
総合相談件数（延人数）	1,300 人	1,400 人	1,600 人

戦略3 生きがい実感プログラム

戦略の方針

生きがいやライフスタイルの多様化により、元気で活動的な高齢者が増加しています。こうしたシニア世代のエネルギーを社会貢献につなげ、これまでの経験や知識を生かした地域活動や学習活動等を支援し、高齢者が生きがいを実感できる仕組みづくりが課題となっています。

このため、高齢者自らが充実した生活を送ることができるよう、健康づくりや介護予防に取り組むとともに、高齢者の生きがいづくりや社会活動の促進を図ります。

目指す社会

主体的に活動し、生き生きと暮らせる社会

個人・地域

これまでの生活は仕事一筋で、地域活動にほとんど顔を出しませんでした。定年退職を機に、地域への恩返しと思って、ボランティア活動に参加しました。参加するうちに、ご近所との会話も増え、同世代や若い人たちの知り合いも増えるなど、自分の活動範囲も広がり、日々の生活にも活気が生まれました。

来週は、地域の仲間とお花見を予定していて、今からとても楽しみです。

家庭

健康診断で、生活習慣の改善が必要と指摘されたので、妻の勧めで運動教室に参加することにしました。

最初はおっくうでしたが、参加してみたら新しい友達もでき、一人じゃないから楽しく続けられそうです。そうだ、来週は妻を誘って参加してみようかな。

行政

私は、老人クラブが行う運動会に初めて協力することとなり、不安だらけでしたが、参加された高齢者の方のご協力もあり、無事に終えることができました。

帰り際に「今日は楽しかったよ、ありがとう」とねぎらいの言葉をかけてもらい、充実感を味わうとともに、今後の活動への自信が持てた気がします。

これからも、お年寄りが、元気に生き生きと暮らせるまちを目指して頑張っていきます。

重点目標

1 生きがいづくりの促進

豊かな経験や知識を有している高齢者が、地域社会の担い手として、地域づくりやボランティア活動、さらには就労の促進など、生きがいを持ちながら、積極的かつ有意義な人生を送れるよう、社会参加への支援を行うとともに、老人クラブ等への活動支援などを展開します。

—施策の展開例—

- ①老人クラブ活動への支援 ②高齢者の就労促進 ③世代間交流の推進
- ④地域づくりやボランティア活動など高齢者の社会参加の促進
- ⑤高齢者の生きがい活動への参加促進

2 健康づくりの推進

高齢期の健康の保持増進・健康づくりに向けて、生活習慣病などの疾病や健康づくりに関する知識の普及啓発や、がん検診をはじめ各種健診等を実施し疾病の予防・早期発見を図るなど、健康的な生活の実現を図ります。

—施策の展開例—

- ①健康づくりの推進 ②生活習慣病の予防 ③各種検診の充実
- ④歯の健康づくりの促進 ⑤食生活の改善
- ⑥憩いの家の活用促進 ⑦三島温泉健康交流施設の整備と利用促進

3 介護予防事業の充実

高齢者の閉じこもりを防止するとともに、高齢者に対する転倒予防、認知症予防など、身体機能の維持・改善に向けた取組みを拡充し、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防活動の育成・支援を行うなど、介護予防事業の充実を図ります。

—施策の展開例—

- ①転倒骨折予防教室や介護予防生きがいデイサービスの充実
- ②運動器機能向上対策の充実 ③地域ふれあいサロン活動への支援
- ④口腔機能の向上 ⑤介護予防研修会や出前講座の充実

成果指標※

※成果指標については、新たな指標の設定も含めて、年次的な充実を図ります。

評価する指標	現 状	目 標	
	H 23	H 26	H 32
老人クラブ加入者数	3,816 人	4,200 人	4,700 人
介護予防事業の参加者※	315 人	380 人	450 人

※転倒骨折予防教室、介護予防生きがいデイサービス、運動器機能向上等事業の参加者の合計

高齢者の理想社会実現へのアプローチ

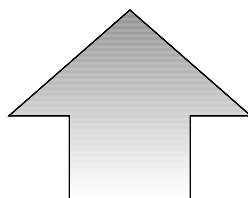
理想とする10年後の光市

計画の将来像 住み慣れたまちで自分らしく生きる
～高齢者にやさしい「わ」のまちひかり～

基本姿勢



施策の展開 I 第5期介護保険事業
II 高齢者保健福祉施策



基本戦略

幸せ実感プロジェクト

戦略1

地域包括ケア
プログラム

戦略2

認知症サポート
プログラム

戦略3

生きがい実感
プログラム

第5期介護保険事業

高齢者保健福祉施策

計画の推進

1 介護サービス見込み量設定の考え方

1 施設・居住系サービス量推計の考え方
(1)施設・居住系サービスの目標値（参酌標準）について
(2)施設・居住系サービス量（利用者数）の推計方法

2 居宅サービス量推計の考え方
(1)居宅サービスの利用対象者数及び受給者の推計
(2)居宅サービス量（利用者数）の推計方法

3 介護サービス種類ごとの給付費推計の考え方

2 介護保険給付対象サービスの見込み

1 居宅介護（介護予防）支援

2 居宅（介護予防）サービス
(1)訪問介護（ホームヘルプサービス）
(2)訪問入浴介護
(3)訪問看護
(4)訪問リハビリテーション
(5)通所介護（デイサービス）
(6)通所リハビリテーション（デイケア）
(7)短期入所生活介護（ショートステイ）
(8)短期入所療養介護（ショートステイ）
(9)居宅療養管理指導
(10)特定施設入居者生活介護
(11)福祉用具貸与
(12)特定福祉用具販売
(13)住宅改修

3 地域密着型（介護予防）サービス
(1)認知症対応型通所介護
(2)小規模多機能型居宅介護
(3)認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
(4)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(5)定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(6)夜間対応型訪問介護
(7)地域密着型特定施設入居者生活介護
(8)複合型サービス

4 施設サービス
(1)介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
(2)介護老人保健施設（老人保健施設）
(3)介護療養型医療施設

3 地域支援事業の見込み

1 介護予防事業（介護予防特定高齢者施策）
(1)特定高齢者把握事業
(2)通所型介護予防事業
(3)訪問型介護予防事業

2 介護予防事業（介護予防一般高齢者施策）

3 包括的支援事業
(1)地域包括支援センター
(2)介護予防ケアマネジメント事業
(3)総合相談事業
(4)権利擁護事業
(5)包括的・継続的ケアマネジメント事業

4 任意事業
(1)介護給付等費用適正化緊急対策事業
(2)家族介護支援事業
(3)成年後見制度利用支援事業
(4)住宅改修支援事業
(5)地域自立生活支援事業

4 介護保険事業費見込み及び介護保険料の算定

1 介護保険料の推計にあたって
(1)介護保険事業の財源構成
(2)介護報酬の改定
(3)介護保険料引き上げの抑制策
(4)介護保険料段階の見直し

2 介護保険事業の総費用額の見込み
(1)介護サービスの総給付費の見込額
(2)その他給付額等の見込額
(3)地域支援事業費の見込額
(4)介護保険事業の総費用の見込額（まとめ）

3 第1号被保険者の介護保険料
(1)第5期介護保険料基準額の算出
(2)第5期介護保険料の所得段階設定

5 介護保険事業の円滑・適正な推進

1 介護保険サービスの円滑・適正な推進
(1)円滑・適正な要介護認定の実施
(2)地域密着型サービスの推進
(3)福祉用具・住宅改修サービスの適正な提供
(4)離島利用者負担対策事業
(5)介護保険制度の普及啓発と情報提供
(6)個人情報の保護

2 低所得者対策の推進
(1)介護保険料の減免
(2)利用者負担の軽減

1 健康づくり環境の創出

1 健康づくりの推進

2 保健事業の充実
(1)骨粗鬆症検診
(2)歯周疾患検診

3 食育の推進

2 高齢者の生活支援関連事業の推進

1 高齢者生活支援施策等
(1)寝具乾燥消毒サービス事業
(2)在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業
(3)牛島慰いの家デイサービス事業
(4)生活支援訪問サービス事業（軽度生活支援事業）
(5)訪問理美容サービス事業
(6)日常生活用具給付サービス事業

3 防災・安全対策の確立

1 救急・防災対策
(1)緊急通報体制整備事業
(2)災害時要援護高齢者への支援

2 交通安全対策

3 防犯・消費者問題対策

4 高齢者の生活環境の整備

1 多様なニーズに対応した居住関係施策の推進
(1)高齢者居住関係施設
(2)高齢者の住宅整備及び改修に関する支援

2 生活環境の整備
(1)ユニバーサルデザインのまちづくり
(2)公園整備と緑化の推進
(3)市民・事業者の協力

5 生涯現役社会づくりの推進

1 高齢者の社会参加と就労促進
(1)高齢者の社会参加の促進
(2)高齢者の就労促進

2 高齢者の生きがい・健康づくりの推進
(1)趣味・スポーツ・学習機会の拡大
(2)世代間交流の推進
(3)憩いの家の活用の促進
(4)ことぶき教室

6 地域における高齢者の支援体制の充実

1 相談体制の充実

2 市民相互で支え合う地域福祉の推進
(1)社会福祉協議会との連携・協働
(2)民生委員・児童委員協議会との連携
(3)要援護高齢者家族会等への支援
(4)ボランティア・NPO活動の促進

3 離島における支援施策の充実
(1)牛島への介護サービス提供に係る交通費等の助成
(2)牛島診療所の医療機能の確保
(3)救急搬送体制の確保

4 高齢者等への支援とケア体制確立の推進
(1)権利擁護の視点に立った支援体制の確立
(2)高齢者のひとり世帯等へのケアと絆意識の醸成

1 計画の推進

1 市民参加の促進
(1)市民参加の促進
(2)地域福祉活動の推進

2 連携体制の強化
(1)保健・医療・福祉の連携
(2)高齢者保健福祉ニーズへの総合的な対応

2 計画の点検・検証

1 第5期計画のメンテナンス（改善行動）

2 計画のリニューアル（進化行動）

3 計画の点検・検証体制

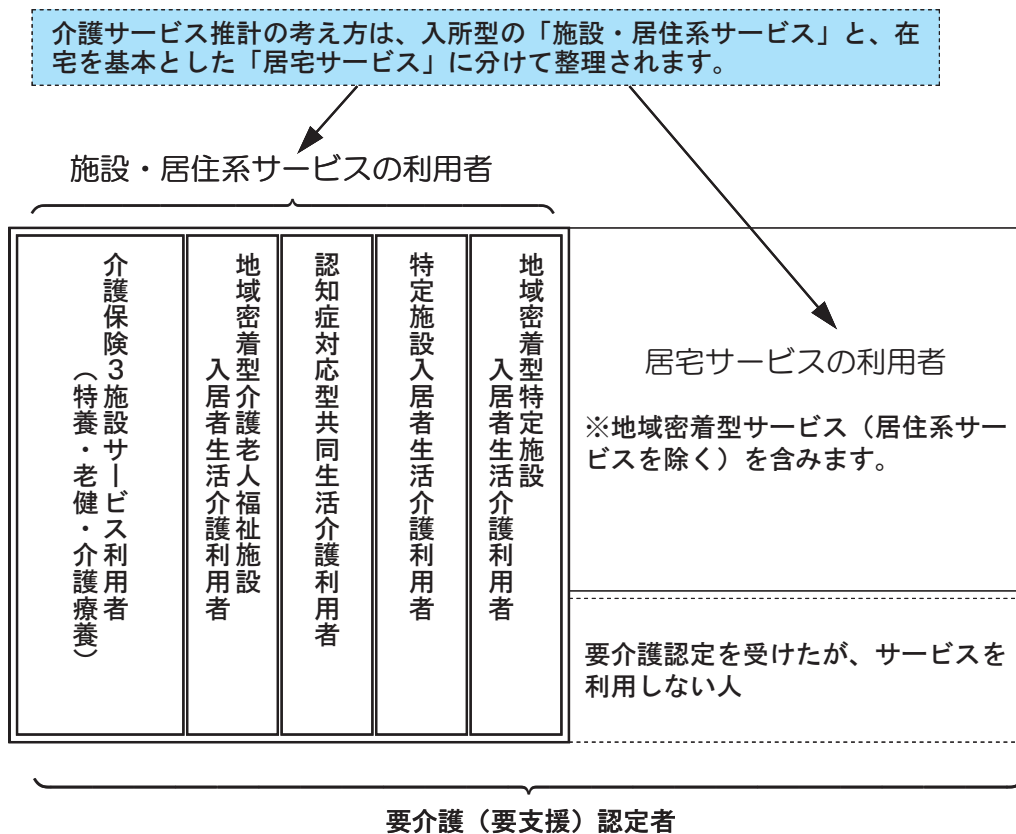
第3部

各論

第1章 第5期介護保険事業

第1節 介護サービス見込み量設定の考え方

介護保険給付対象サービスの事業量見込にあたっては、国が示す参酌標準や山口県が示した方針に基づき、第4期計画期間中の給付実績や、県が定める老人保健福祉圏域(光市、周南市、下松市)における広域的な調整、計画策定における市民へのニーズ調査、サービス事業者への参入意向調査等を踏まえて、国の推計手法に沿って、各年度における種類ごとの見込み量を算出します。



なお、事業量見込に対する供給可能性については、各サービスいずれも供給率を100%として推計を行います。

また、各年度の数値は、平均利用人数・回数を記載しており、平成21、22年度は実績、平成23年度は見込み、平成24～26年度は推計（計画値）となっています。

1 施設・居住系サービス量推計の考え方

(1) 施設・居住系サービスの目標値（参酌標準）について

施設整備の総量規制を行うために設定された国の「37 %参酌標準」については、平成22年度中に廃止され、これにより、地域の実情に応じた施設整備を行うことが可能となりました。

一方、国の「70 %参酌標準」については、第4期計画に引き続き目標として設定され、介護保険3施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用者については、要介護4及び5の重度者への重点化を推進することとされました。

施設・居住系サービス利用者数の推計について国が示した指標（参酌標準）

《70 %参酌標準》

平成26年度において、介護保険3施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用者数は、要介護2以上の者について見込むものとし、その利用者数の全体に対する要介護4及び5の者の割合を70 %以上とすることを目標とする。

このため、本市では、軽度・中度施設入所者の受け皿として在宅ケアの支援を引き続き強化していくことと合せ、重度者の特養待機状況の改善を図るため、施設サービス利用者の全体に対する要介護4・5の者の割合を70 %とする目標の達成を目指します。

施設サービス利用者の重度化の目標

（単位：人／月）

区分 / 年度	21	22	23	24	25	26
施設利用者数 （3施設＋地域密着特養）	381	380	382	382	462	462
うち要介護4・5	253	250	252	257	331	337
施設利用者に対する 要介護4・5の割合	66.4 %	65.8 %	66.0 %	67.3 %	71.6 %	72.9 %

※医療療養病床からの転換分は含めない。

(2) 施設・居住系サービス量（利用者数）の推計方法

施設・居住系サービス量（利用者数）の推計にあたっては、施設整備が行われない限り入居者数が大きく変化しないため、基本的には、施設整備の予定がない平成23年度のサービス別利用者見込数を推計人数として固定し、第5期計画期間中に施設整備が行われるサービスや、利用者の増加が見込まれるサービスについて、利用者数の増加を見込むこととします。

施設・居住系サービス量（利用者数）の見込み

（単位：人／月）

区分 / 年度	21	22	23	24	25	26
施設利用者	381	380	382	382	462	468
介護老人福祉施設	197	198	195	195	275	242
介護老人保健施設	133	131	139	139	139	153
うち介護療養病床からの転換分	0	0	0	0	0	8
うち医療療養病床からの転換分	0	0	0	0	0	6
介護療養型医療施設	51	51	48	48	48	40
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	33
居住系サービス利用者	140	142	156	160	174	197
認知症対応型共同生活介護	79	78	83	80	87	103
特定施設入居者生活介護	61	64	73	80	87	94
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
合 計	521	522	538	542	636	665

2 居宅サービス量推計の考え方

(1) 居宅サービスの利用対象者数及び受給者の推計

要介護（要支援）認定者数の見込みから、施設・居住系サービス利用者数を差し引いた人数が、居宅サービスの利用対象者となります。

居宅サービス利用対象者数の推計

（単位：人／月）

区分 / 年度	21	22	23	24	25	26
要支援 1	291	271	283	292	299	306
要支援 2	227	227	252	259	266	272
要介護 1	381	436	444	460	472	479
要介護 2	268	227	276	289	297	302
要介護 3	197	180	189	202	200	205
要介護 4	125	122	128	133	111	109
要介護 5	55	110	116	122	86	89
総 数	1,544	1,573	1,688	1,757	1,731	1,762

このうち、実際にサービスを利用する人数（受給者数）は、要介護認定者数の増加に伴って増加していく傾向にあり、第5期計画期間においても、要介護認定者数の増加に伴う利用者の増加が見込まれます。

ただし、施設・居住系サービスの整備が行われる年度については、整備量に応じて対象者が減少するものとして推計しており、それに合わせて居宅サービスの受給者数の減少を見込みます。

居宅サービス利用者数の推計

（単位：人／月）

区分 / 年度	21	22	23	24	25	26
要支援 1	223	205	216	223	228	233
要支援 2	179	202	199	215	220	225
要介護 1	319	361	373	395	404	411
要介護 2	241	204	254	266	274	278
要介護 3	162	163	172	184	182	187
要介護 4	85	88	103	107	89	87
要介護 5	47	68	73	93	66	68
総 数	1,256	1,291	1,390	1,483	1,463	1,489

（２）居宅サービス量（利用者数）の推計方法

居宅サービス量の見込みは、直近の数値である平成23年度のサービスごとの要介護度別利用率見込みに、居宅サービス受給者数の推計を乗じてサービスごとの利用者数を推計し、これに一人当たりの利用回数を乗じることによって必要サービス量を推計します。

ただし、居宅サービスのうち、新たにサービス事業所が設置されることにより、平成24年度以降の利用者数に大幅な増加が見込まれるサービスについては、それらの影響を加味して推計を行います。

3 介護サービス種類ごとの給付費推計の考え方

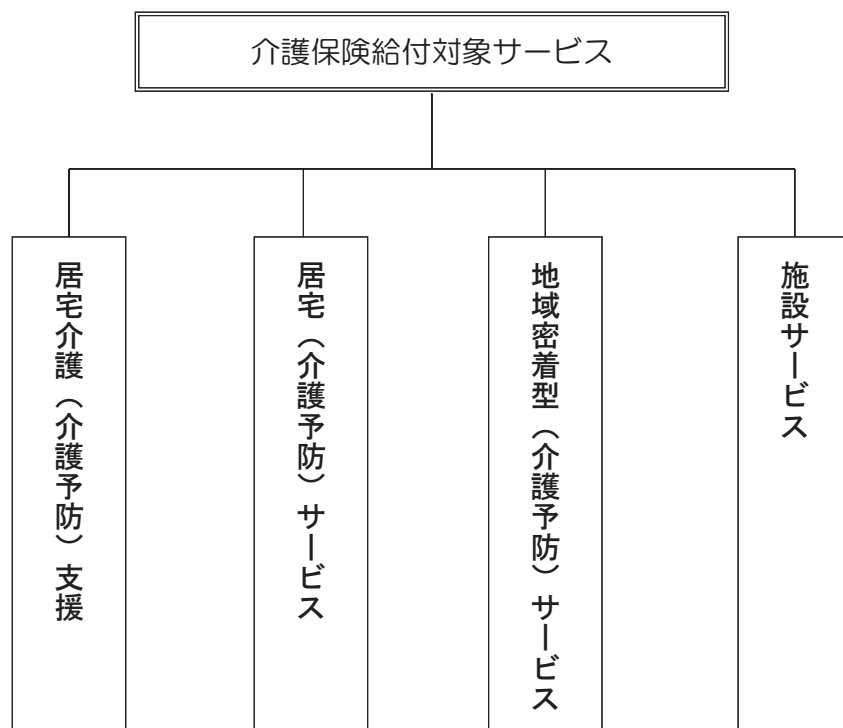
第4期運営期間の後半において給付単価に大きな変化がないことから、基本的には、平成23年度における各サービスの1回あたりの給付費見込みに、推計したサービス見込量を乗じて給付費を推計します。実績がないものは、想定される見込みで推計します。



第2節 介護保険給付対象サービスの見込み

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者の、自らの選択による保健・医療・福祉にわたるサービスを総合的に提供することにより、高齢者の状態に応じた適切な支援を行うとともに、介護する家族の負担軽減を図ろうとするものです。

介護保険の給付対象となるサービスは、①居宅介護（介護予防）支援、②居宅（介護予防）サービス、③地域密着型（介護予防）サービス、④施設サービス に分かれており、サービスを利用するためには、「要介護（要支援）認定」を受ける必要があります。



1 居宅介護（介護予防）支援

居宅介護（介護予防）支援は、心身の状況や環境に応じて、居宅介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス事業者との調整などを行うもので、介護保険制度における居宅サービスを利用する上で、最も重要な役割を果たすものです。

現状・課題

介護予防支援は、要支援1・2のケアプランを作成するもので、地域包括支援センターが行っており、サービス利用の継続性の観点などから基準で定められた範囲内で、指定居宅介護支援事業所へ業務の一部委託を行っています。

一方、居宅介護支援は、要介護1～5のケアプランを作成するもので、現在市内で17事業所が指定を受け、ケアプランの作成に従事する介護支援専門員（ケアマネジャー）は40人となっており、サービス提供に必要な事業者及び介護支援専門員（ケアマネジャー）の数は、概ね確保されています。

利用実績（合計）は、平成21年度で計画値1,164人／月に対し利用実績1,199人／月、平成23年度で計画値1,262人／月に対し利用実績1,300人／月と、概ね計画通りですが、年々増加傾向となっています。

今後も、介護認定者等の増加に伴い、居宅サービス利用者の増加が予想されるため、利用者の状態に合った適切なプラン作成が引き続き可能となるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図ることが必要です。

居宅介護（介護予防）支援の実績

（単位：人／月）

区分 / 年度		21	22	23
介護予防支援	第4期計画値	420	443	466
	実績	398	397	403
	対計画比	94.8%	89.6%	86.5%
居宅介護支援	第4期計画値	744	761	796
	実績	801	827	897
	対計画比	107.7%	108.7%	112.7%
合計	第4期計画値	1,164	1,204	1,262
	実績	1,199	1,224	1,300
	対計画比	103.0%	101.7%	103.0%

計	画
---	---

居宅介護（介護予防）支援のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出したもので、平成24年度には1,367人／月、平成26年度には1,399人／月と、第4期実績と比較して増加を見込みます。

今後も、介護認定者等の状態に応じたきめ細やかなサービスが提供されるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）の育成・確保に加え、ケアマネ研修会等を通じた資質の向上を図るとともに、地域ケア会議や介護支援専門員連絡協議会等との連携、情報の共有化に努めるなど、人材育成に向けた支援を行います。

また、要介護者等の意向に沿った適切なケアプランが作成されるよう、定期的なケアプランチェックを実施し、必要に応じて介護支援専門員（ケアマネジャー）に適切な助言・指導等を行います。

さらには、包括的なケア体制の構築に向けて、関係機関との連携の強化を図るとともに、体制の整備に向けた調査研究を進めます。

居宅介護（介護予防）支援のサービス見込量

（単位：人／月）

区分 / 年度	24	25	26
介護予防支援	423	435	450
居宅介護支援	944	937	949
合 計	1,367	1,372	1,399

2 居宅（介護予防）サービス

（１）訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

現状・課題

現在市内で12事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成21年度で計画値423人／月に対し利用実績396人／月、平成23年度で計画値460人／月に対し利用実績409人／月と、計画値を下回っています。

本サービスは、在宅生活の継続を支援するうえで重要なサービスの1つであり、引き続き、要介護者等のニーズに応じた適切なサービスを提供するためにも、ホームヘルパーの資質向上や、利用者の自立支援に向けた居宅サービス計画への適切な位置付け等が必要となります。

また、平成24年度から、一定の研修を受けた介護職員等については、「たんの吸引」と「経管栄養」の医療行為が可能となりますが、実施する場合において、利用者の安全が確保されるよう、ホームヘルパーの資質向上や利用者の安全確保に向けた体制づくりが課題となっています。

訪問介護の実績

（単位：人／月）

区分 / 年度		21	22	23
介護予防訪問介護	第4期計画値	168	177	187
	実績	148	137	143
	対計画比	88.1%	77.4%	76.5%
訪問介護	第4期計画値	255	261	273
	実績	248	243	266
	対計画比	97.3%	93.1%	97.4%
合 計	第4期計画値	423	438	460
	実績	396	380	409
	対計画比	93.6%	86.8%	88.9%

計	画
---	---

訪問介護のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成24年度には422人/月、平成26年度には440人/月と、第4期実績と比較して増加を見込みます。

このため、社会福祉協議会等との連携のもと、ホームヘルパーの養成や資質向上に向けた育成講座の開催を促進します。

今後も、要介護者等の意向に沿ったサービスが提供されるよう、ホームヘルパーの資質向上が図られるよう研修会などを通じて、人材育成に向けた支援を行います。

また、新たに可能となる医療行為については、国・県が実施する研修が円滑に受講できるよう事業所への情報提供を図るとともに、利用者の安全確保の観点から、適切なサービス提供体制が確保されるよう国・県に要請します。

訪問介護のサービス見込量

(単位：回、人/月)

区分 / 年度		24	25	26
介護予防訪問介護	回数	1,016	1,060	1,098
	人数	161	168	174
訪問介護	回数	5,778	5,710	5,716
	人数	261	263	266
合 計	回数	6,794	6,770	6,814
	人数	422	431	440

(2) 訪問入浴介護

訪問入浴介護は、家庭の浴槽による入浴が困難で、通所介護（デイサービス）等の利用も難しい要介護者に対し、家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をするサービスです。

現状・課題

現在市内で1事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成21年度で計画値17人／月に対し利用実績12人／月、平成23年度で計画値18人／月に対し利用実績12人／月と、計画値には達しておらず横ばい傾向となっています。

入浴サービスについては、通所介護や訪問介護の中で、入浴介護を行うことが可能となっていますが、こうしたサービスの利用が困難な高齢者に対して、入浴の機会を確保するため、引き続きサービス提供体制の確保が求められています。

訪問入浴介護の実績

(単位：人／月)

区分 / 年度		21	22	23
介護予防訪問入浴介護	第4期計画値	1	1	1
	実績	0	0	0
	対計画比	0.0%	0.0%	0.0%
訪問入浴介護	第4期計画値	16	16	17
	実績	12	10	12
	対計画比	75.0%	62.5%	70.6%
合 計	第4期計画値	17	17	18
	実績	12	10	12
	対計画比	70.6%	58.8%	66.7%

計 画

訪問入浴介護のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成24年度には13人／月、平成26年度には12人／月と、第4期実績と比較してほぼ同数を見込みます。

今後も、利用意向の推移を見極めながら、引き続き、サービス提供体制が確保されるよう努めます。

訪問入浴介護のサービス見込量

(単位：回、人／月)

区分 / 年度		24	25	26
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
訪問入浴介護	回数	77	68	67
	人数	13	12	12
合 計	回数	77	68	67
	人数	13	12	12

(3) 訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーション等の看護師が高齢者の家庭を訪問して、医師の指示に基づき、病状の観察、清拭、床ずれなどの処置を提供するサービスです。

現状・課題

現在市内で1事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成21年度で計画値73人／月に対し利用実績64人／月、平成23年度で計画値80人／月に対し利用実績63人／月と、計画値には達しておらず横ばい傾向となっています。

医療と密接に関係するサービスであるため、介護老人保健施設や医療機関、かかりつけ医との連携を図り、要介護者等のニーズに沿った居宅サービス計画への適切な位置づけや、関係機関との連携が不可欠なサービスです。

訪問看護の実績

(単位：人／月)

区分 / 年度		21	22	23
介護予防訪問看護	第4期計画値	11	11	12
	実績	9	8	6
	対計画比	81.8%	72.7%	50.0%
訪問看護	第4期計画値	62	64	68
	実績	55	52	57
	対計画比	88.7%	81.3%	83.8%
合計	第4期計画値	73	75	80
	実績	64	60	63
	対計画比	87.7%	80.0%	78.8%

計画

訪問看護のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成24年度には71人／月、平成26年度には71人／月と、第4期実績と比較して増加を見込みます。

今後も、医療関係機関等との連携のもと、利用意向の推移を見極めながら、引き続き、高齢者の状態に応じたきめ細やかなサービス提供が確保されるよう努めます。

訪問看護のサービス見込量

(単位：回、人／月)

区分 / 年度		24	25	26
介護予防訪問看護	回数	27	31	31
	人数	8	9	10
訪問看護	回数	401	386	381
	人数	63	61	61
合計	回数	428	417	412
	人数	71	70	71

(4) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、高齢者の家庭を理学療法士や作業療法士が訪問し、主治医の指示に基づく計画的な医学的管理の下でリハビリテーションを行うサービスで、医療機関や介護老人保健施設がサービスの提供を行います。

現状・課題

利用実績（合計）は、平成21年度で計画値16人／月に対し利用実績14人／月、平成23年度で計画値18人／月に対し利用実績22人／月と増加傾向となっています。

高齢者の状況に応じた適切なプログラムの提供に努めるとともに、通所リハビリテーション等との機能分担を進め、高齢者の自立支援に寄与することが求められています。

訪問リハビリテーションの実績

(単位：人／月)

区分 / 年度		21	22	23
介護予防訪問 リハビリテーション	第4期計画値	1	2	2
	実績	2	2	3
	対計画比	200.0%	100.0%	150.0%
訪問リハビリテーション	第4期計画値	15	16	16
	実績	12	14	19
	対計画比	80.0%	87.5%	118.8%
合 計	第4期計画値	16	18	18
	実績	14	16	22
	対計画比	87.5%	88.9%	122.2%

計 画

訪問リハビリテーションのサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成24年度には24人／月、平成26年度には23人／月と、第4期実績と比較して増加を見込みます。

今後も、利用意向の推移を見極めながら、引き続き、サービス提供体制が確保されるよう努めます。

訪問リハビリテーションのサービス見込量

(単位：回、人／月)

区分 / 年度		24	25	26
介護予防訪問 リハビリテーション	回数	19	20	20
	人数	2	2	2
訪問リハビリテーション	回数	192	186	184
	人数	22	22	21
合 計	回数	211	206	204
	人数	24	24	23

(5) 通所介護（デイサービス）

通所介護は、在宅の高齢者を通所介護施設に送迎し、生活指導、日常動作訓練、入浴、食事などのサービスを提供し、高齢者の社会的孤独感の解消や心身機能の維持・向上を図るとともに、レスパイトサービスの一環として、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

現状・課題

現在市内で21事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成21年度で計画値592人／月に対し利用実績674人／月、平成23年度で計画値642人／月に対し利用実績781人／月と計画を上回り、増加傾向となっています。

これは、年次的な小規模多機能型居宅介護の整備により、通所介護の利用者の減少を見込んでいましたが、実績としては、要介護認定者等の増加や家族の介護負担軽減等の事情により、日中の要介護高齢者の居場所として、通所介護施設の利用ニーズが一段と高まっているものと考えられます。

通所介護の実績

（単位：人／月）

区分 / 年度		21	22	23
介護予防通所介護	第4期計画値	201	212	223
	実績	212	215	219
	対計画比	105.5%	101.4%	98.2%
通所介護	第4期計画値	391	400	419
	実績	462	503	562
	対計画比	118.2%	125.8%	134.1%
合 計	第4期計画値	592	612	642
	実績	674	718	781
	対計画比	113.9%	117.3%	121.7%

計 画

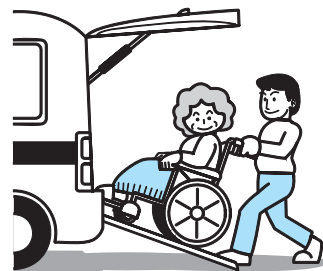
通所介護のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成24年度には780人／月、平成26年度には796人／月と、第4期実績と比較して増加を見込みます。

今後は、寝たきり高齢者や認知症高齢者など、高齢者の状況に応じたプログラムの提供が必要ことから、通所サービス事業所への情報提供やケアマネジメントの適正化に努め、利用者のニーズに沿った適切なサービスの提供を図ります。

通所介護のサービス見込量

(単位：回、人 / 月)

区分 / 年度		24	25	26
介護予防通所介護	回数	1,420	1,458	1,508
	人数	225	231	239
通所介護	回数	6,244	6,143	6,229
	人数	555	549	557
合計	回数	7,664	7,601	7,737
	人数	780	780	796



(6) 通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションは、運動障害等により機能訓練などが必要な高齢者を対象に、老人保健施設や医療機関などで健康チェックや機能訓練、レクリエーション、栄養指導など、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けることを目的としたサービスです。

現状・課題

現在市内で4事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成21年度で計画値290人／月に対し利用実績283人／月、平成23年度で計画値314人／月に対し利用実績264人／月と、計画値には達しておらず減少傾向となっています。

リハビリが効果的に提供されるよう、医療機関と居宅介護支援事業者、介護サービス事業者との適切な連携を図ることが必要です。

通所リハビリテーションの実績

（単位：人／月）

区分／年度		21	22	23
介護予防通所 リハビリテーション	第4期計画値	95	100	106
	実績	76	68	61
	対計画比	80.0%	68.0%	57.5%
通所リハビリテーション	第4期計画値	195	199	208
	実績	207	199	203
	対計画比	106.2%	100.0%	97.6%
合 計	第4期計画値	290	299	314
	実績	283	267	264
	対計画比	97.6%	89.3%	84.1%

計 画

通所リハビリテーションのサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成24年度には275人／月、平成26年度には290人／月と、第4期実績と比較して増加を見込みます。

今後も、引き続き要介護認定者等のニーズに沿った対応が可能となるよう、サービス事業者、関係機関との連携体制の強化を促進します。

通所リハビリテーションのサービス見込量

（単位：回、人／月）

区分／年度		24	25	26
介護予防通所 リハビリテーション	回数	442	467	499
	人数	70	74	79
通所リハビリテーション	回数	1,964	1,995	2,021
	人数	205	209	211
合 計	回数	2,406	2,462	2,520
	人数	275	283	290

(7) 短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所生活介護は、在宅の要介護者の家族等が病気や冠婚葬祭、介護疲れ等の理由で介護が一時的に困難になった場合などに、老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所することにより、食事や入浴などの介護を行うサービスです。

現状・課題

現在市内で5事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成21年度で計画値156人／月に対し利用実績149人／月、平成23年度で計画値165人／月に対し利用実績161人／月と、計画値には達していませんが増加傾向となっています。

居宅における要介護者等の介護負担の増加や家族等の事情によって短期入所の利用ニーズは高まっていますが、特養待機者が長期間滞在するなど、慢性的に利用率が高い状態となっており、介護者の急用や急病などによる緊急時における利用が困難となっています。

こうした中、年次的に小規模多機能型居宅介護を整備し、課題の解消に努めてきましたが、引き続き、在宅介護における介護者の負担軽減に向けて、サービス提供体制の確保が課題となっています。

短期入所生活介護の実績

（単位：人／月）

区分 / 年度		21	22	23
介護予防短期 入所生活介護	第4期計画値	9	9	10
	実績	6	4	5
	対計画比	66.7%	44.4%	50.0%
短期入所生活介護	第4期計画値	147	149	155
	実績	143	152	156
	対計画比	97.3%	102.0%	100.6%
合 計	第4期計画値	156	158	165
	実績	149	156	161
	対計画比	95.5%	98.7%	97.6%

計 画

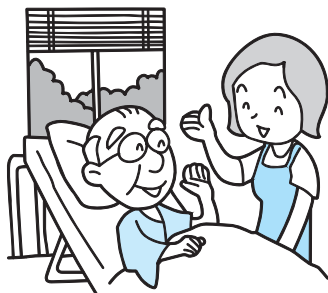
短期入所の長期化を解消し、本来の利用目的に沿って必要な人が必要な時に利用できるよう、第5期計画期間において、特別養護老人ホームを整備することとしており、サービス利用環境の改善を図ります。

短期入所生活介護のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、第4期実績と比較して平成24年度には167人／月と増加を見込みますが、平成25年度には特別養護老人ホームの整備によりショートステイの長期利用者の減少が見込まれるため、平成25年度は150人／月と減少を見込みます。

短期入所生活介護のサービス見込量

(単位：回、人 / 月)

区分 / 年度			24	25	26
介護予防短期入所生活 介 護	回	数	33	35	36
	人	数	8	8	9
短 期 入 所 生 活 介 護	回	数	1,913	1,680	1,662
	人	数	159	142	142
合 計	回	数	1,946	1,715	1,698
	人	数	167	150	151



(8) 短期入所療養介護（ショートステイ）

短期入所療養介護は、医療的ケアが必要な要介護者が介護老人保健施設や医療機関に短期間入所することにより、その施設において、医学的管理の下に機能訓練や日常生活の介護、看護を行うサービスです。

現状・課題

利用実績(合計)は、平成21年度で計画値20人/月に対し利用実績16人/月、平成23年度で計画値21人/月に対し利用実績13人/月と、計画値には達しておらず減少傾向となっています。

現在市内で3事業所が指定を受けていますが、サービス利用については、短期入所生活介護同様、長期利用者の解消に努めており、引き続き、在宅介護における介護者の負担軽減に向けて、サービス提供体制の確保が課題となっています。

短期入所療養介護の実績

(単位：人/月)

区分 / 年度		21	22	23
介護予防短期入所療養介護	第4期計画値	2	2	2
	実績	1	0	0
	対計画比	50.0%	0.0%	0.0%
短期入所療養介護	第4期計画値	18	18	19
	実績	15	14	13
	対計画比	83.3%	77.8%	68.4%
合 計	第4期計画値	20	20	21
	実績	16	14	13
	対計画比	80.0%	70.0%	61.9%

計

画

短期入所生活介護同様、第5期計画期間において、特別養護老人ホームを整備することとしており、サービス利用環境の改善を図ります。

短期入所療養介護のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成24年度には17人/月、平成26年度には17人/月と、第4期実績と比較して増加を見込みます。

短期入所療養介護のサービス見込量

(単位：回、人/月)

区分 / 年度		24	25	26
介護予防短期入所療養介護	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
短期入所療養介護	回数	193	187	183
	人数	17	17	17
合 計	回数	193	187	183
	人数	17	17	17

(9) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、通院が困難な要介護者等のために医師、歯科医師、薬剤師等によって、自宅で必要とされる療養上の管理・指導を、定期的に行うサービスです。

現状・課題

利用実績（合計）は、平成21年度で計画値50人／月に対し利用実績69人／月、平成23年度で計画値54人／月に対し利用実績63人／月と計画値を上回っていますが、ほぼ横ばいで推移しています。

要介護者等が安心して在宅生活を送るためには、計画的かつ継続的な医学的管理が必要であり、引き続き適切にサービスが提供されるよう、関係機関との連携の促進が必要です。

居宅療養管理指導の実績

(単位：人／月)

区分 / 年度		21	22	23
介護予防居宅療養管理指導	第4期計画値	5	5	5
	実績	2	2	1
	対計画比	40.0%	40.0%	20.0%
居宅療養管理指導	第4期計画値	45	46	49
	実績	67	66	62
	対計画比	148.9%	143.5%	126.5%
合 計	第4期計画値	50	51	54
	実績	69	68	63
	対計画比	138.0%	133.3%	116.7%

計 画

居宅療養管理指導のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成24年度には68人／月、平成26年度には65人／月と、第4期実績と比較して横ばいを見込みます。

今後も、かかりつけ医や歯科医、サービス提供事業所等との連携が図れるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）への適切な指導・助言を行います。

居宅療養管理指導のサービス見込量

(単位：人／月)

区分 / 年度		24	25	26
介護予防居宅療養管理指導		2	2	2
居宅療養管理指導		66	63	63
合 計		68	65	65

(10) 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホームが、入居者である要介護者等に対して、特定施設サービス計画に基づく入浴・排せつ・食事等の介護や、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

現状・課題

現在市内に3施設定員160名が指定を受け、利用実績（合計）は、平成21年度で計画値91人／月に対し利用実績61人／月、平成23年度で計画値91人／月に対し利用実績73人／月と、計画値には達していませんが増加傾向となっています。

現在、特別養護老人ホーム等の介護保険施設が要介護4・5の重度者を中心に重点化されていることから、特定施設については、在宅と施設の中間的な役割をする施設として、中度要介護者の「住まい」としての役割が期待されています。

特定施設入居者生活介護の実績

(単位：人／月)

区分 / 年度		21	22	23
介護予防特定施設入居者生活介護	第4期計画値	20	20	20
	実績	6	5	4
	対計画比	30.0%	25.0%	20.0%
特定施設入居者生活介護	第4期計画値	71	71	71
	実績	55	59	69
	対計画比	77.5%	83.1%	97.2%
合 計	第4期計画値	91	91	91
	実績	61	64	73
	対計画比	67.0%	70.3%	80.2%

計 画

第5期計画では、養護老人ホームやケアハウスの具体的な新設計画がないため、入所者の大幅な増加は見込まれませんが、当該施設は、要介護認定等を受けていない人も入居されており、今後、要介護状態となる可能性が見込まれます。

このため、特定施設入居者生活介護のサービス見込量は、平成24年度には80人／月、平成26年度には94人／月と、第4期実績と比較して増加を見込みます。

特定施設入居者生活介護のサービス見込量

(単位：人／月)

区分 / 年度		24	25	26
介護予防特定施設入居者生活介護		4	4	4
特定施設入居者生活介護		76	83	90
合 計		80	87	94

(11) 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者等が自宅で自立した生活を送るために、その状態像に応じて、歩行器や歩行補助つえ、車椅子、特殊寝台などの福祉用具の貸与を受けるサービスです。

現状・課題

利用実績（合計）は、平成21年度で計画値362人／月に対し利用実績429人／月、平成23年度で計画値388人／月に対し利用実績500人／月と計画を上回り、増加傾向となっています。

適切な利用により、利用者の日常生活の便宜が図られるとともに、介護者の負担が軽減され、在宅の要介護者等が、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることが可能となるため、引き続き適切なサービス提供が求められています。

福祉用具貸与の実績

(単位：人／月)

区分 / 年度		21	22	23
介護予防福祉用具貸与	第4期計画値	53	56	59
	実績	57	85	106
	対計画比	107.5%	151.8%	179.7%
福祉用具貸与	第4期計画値	309	315	329
	実績	372	362	394
	対計画比	120.4%	114.9%	119.8%
合 計	第4期計画値	362	371	388
	実績	429	447	500
	対計画比	118.5%	120.5%	128.9%

計 画

福祉用具貸与のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成24年度には513人／月、平成26年度には516人／月と、第4期実績と比較して増加を見込みます。

利用者の心身状態や、その置かれている環境に適した福祉用具が利用できるよう、居宅介護支援事業所やサービス提供事業者に適切な指導・助言を行うとともに、利用者への的確な情報提供に努めます。

福祉用具貸与のサービス見込量

(単位：人／月)

区分 / 年度	24	25	26
介護予防福祉用具貸与	112	116	120
福祉用具貸与	401	396	396
合 計	513	512	516

(12) 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、在宅の要介護者等が、入浴や排せつに用いるなど、貸与になじまない福祉用具で、基準で定められた特定の福祉用具の購入(腰掛便座や入浴補助用具など)に対するサービスで、支給限度基準額(年間10万円)の範囲内で償還給付(購入費の9割)されるものです。

現状・課題

利用実績(合計)は、平成21年度で計画値17人/月に対し利用実績20人/月、平成23年度で計画値18人/月に対し利用実績16人/月と、計画を下回り減少傾向となっています。

適切な利用により、利用者の日常生活の便宜が図られるとともに、介護者の負担が軽減されるものであり、引き続き適切なサービスの提供が求められています。

特定福祉用具販売の実績

(単位:人/月)

区分/年度		21	22	23
介護予防特定福祉用具販売	第4期計画値	5	6	6
	実績	7	6	7
	対計画比	140.0%	100.0%	116.7%
特定福祉用具販売	第4期計画値	12	12	12
	実績	13	11	9
	対計画比	108.3%	91.7%	75.0%
合 計	第4期計画値	17	18	18
	実績	20	17	16
	対計画比	117.6%	94.4%	88.9%

計 画

特定福祉用具販売のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成24年度には17人/月、平成26年度には17人/月と、第4期実績と比較してほぼ同様と見込みます。

今後も、利用者のニーズに沿った福祉用具の購入について相談できる体制となるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)への指導・助言を行い、適切な購入ができるよう支援します。

特定福祉用具販売のサービス見込量

(単位:人/月)

区分/年度		24	25	26
介護予防特定福祉用具販売		7	7	7
特定福祉用具販売		10	10	10
合 計		17	17	17

(13) 住宅改修

住宅改修は、要介護者等の自宅で床に段差があつて移動が困難になったり、手すりが必要になったりした時などに住宅改修を行い、自宅での自立した生活を維持できるようにするためのサービスで、必要な工事費用に対して支給限度基準額（20万円）の範囲内で償還給付（工事費用の9割）されるものです。

現状・課題

利用実績（合計）は、平成21年度で計画値13人／月に対し利用実績15人／月、平成23年度で計画値14人／月に対し利用実績17人／月と計画を上回り、増加傾向となっています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する指導を行い、適切な改修が行われるよう努めていますが、引き続き要介護者のニーズに応じた適切な助言が可能な人材を育成することが求められています。

住宅改修の実績

（単位：人／月）

区分 / 年度		21	22	23
介護予防住宅改修	第4期計画値	4	4	5
	実績	6	6	7
	対計画比	150.0%	150.0%	140.0%
住宅改修	第4期計画値	9	9	9
	実績	9	10	10
	対計画比	100.0%	111.1%	111.1%
合計	第4期計画値	13	13	14
	実績	15	16	17
	対計画比	115.4%	123.1%	121.4%

計画

住宅改修のサービス見込量は、居宅サービス受給者の推計に応じて算出し、平成24年度には17人／月、平成26年度には18人／月と、第4期実績と比較して微増を見込みます。

今後も、要介護者等の状態に合った質の高い住宅改修が行われるよう、事前申請制度により、改修内容の適正化を図るとともに、より利用者の立場に立った実施を推進するため、介護支援専門員（ケアマネジャー）や市内業者を対象とした指導・助言を適宜実施し、自立支援に向けた適正な利用を促進します。

住宅改修のサービス見込量

（単位：人／月）

区分 / 年度		24	25	26
介護予防住宅改修		7	8	8
住宅改修		10	10	10
合計		17	18	18

3 地域密着型（介護予防）サービス

日常生活圏域として区分した4圏域ごとに均衡のとれた適切な地域密着型サービスの確保を図るとともに、その圏域ごとにサービス見込量を設定します。

なお、この地域密着型サービスは、原則として市町村の住民のみがサービスを受けることができ、保険者である市町村がサービス事業者の指定、指導監督を行います。

（1）認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、在宅の認知症高齢者を通所介護施設に送迎し、生活指導、日常動作訓練、入浴、食事などのサービスを提供するものです。

現状・課題

現在市内で4事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成21年度で計画値51人／月に対し利用実績52人／月、平成23年度で計画値66人／月に対し利用実績53人／月と、計画値には達しておらずほぼ横ばいで推移しています。

本サービスは、特に認知症要介護者へのきめ細やかなケアが期待されるサービスであり、引き続き適切なサービスの提供が求められています。

認知症対応型通所介護の実績

（単位：人／月）

区分 / 年度		21	22	23
介護予防認知症対応型通所介護	第4期計画値	0	0	0
	実績	0	0	0
	対計画比	0.0%	0.0%	0.0%
認知症対応型通所介護	第4期計画値	51	64	66
	実績	52	51	53
	対計画比	102.0%	79.7%	80.3%
合 計	第4期計画値	51	64	66
	実績	52	51	53
	対計画比	102.0%	79.7%	80.3%

計 画

認知症対応型通所介護のサービス見込量は、第4期に行った施設整備による利用者の増を加味して算出し、平成24年度には81人／月、平成26年度には81人／月と、第4期実績と比較して大幅な増加を見込みます。

今後も、認知症高齢者の増加が見込まれる中、利用者の意向に沿った適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業所へ指導・助言を行い、認知症の進行予防や穏やかな在宅生活の継続を支援します。

認知症対応型通所介護のサービス見込量

(単位：回、人 / 月)

区分 / 年度			24	25	26
介護予防認知症対応型 通所介護	回	数	0	0	0
	人	数	0	0	0
認知症対応型通所介護	回	数	888	892	862
	人	数	81	81	81
合 計	回	数	888	892	862
	人	数	81	81	81



圏域別内訳

(現 状)

日常生活圏域別の認知症対応型通所介護の利用実績は、平成23年度では、第4期に基盤整備を行った「島田・上島田・三井・周防地区」の対計画比が17.6%、「大和地域」の対計画比が58.3%と見込みを大きく下回っていますが、それぞれ利用は今後増加していくことが見込まれます。

(圏域別) 認知症対応型通所介護の実績

(単位：人／月)

区分 / 年度		21	22	23
浅 江 地 区	第4期計画値	17	17	18
	実 績	23	22	19
	対 計 画 比	135.3%	129.4%	105.6%
島田・上島田・三井・ 周 防 地 区	第4期計画値	5	17	17
	実 績	3	1	3
	対 計 画 比	60.0%	5.9%	17.6%
光 井 ・ 室 積 地 区	第4期計画値	17	18	19
	実 績	26	23	24
	対 計 画 比	152.9%	127.8%	126.3%
大 和 地 域	第4期計画値	12	12	12
	実 績	0	5	7
	対 計 画 比	0.0%	41.7%	58.3%
合 計	第4期計画値	51	64	66
	実 績	52	51	53
	対 計 画 比	102.0%	79.7%	80.3%

(計 画)

日常生活圏域別の認知症対応型通所介護の第5期計画のサービス見込量は、「島田・上島田・三井・周防地区」と「大和地域」の利用水準の上昇を見込みます。

(圏域別) 認知症対応型通所介護のサービス見込量

(単位：回、人／月)

区分 / 年度		24	25	26
浅 江 地 区	回 数	219	220	213
	人 数	20	20	20
島田・上島田・三井・ 周 防 地 区	回 数	208	209	202
	人 数	19	19	19
光 井 ・ 室 積 地 区	回 数	252	254	245
	人 数	23	23	23
大 和 地 域	回 数	209	209	202
	人 数	19	19	19
合 計	回 数	888	892	862
	人 数	81	81	81

(2) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、中重度となっても住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続できるよう、「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供サービスです。

現状・課題

現在市内で5事業所が指定を受け、利用実績（合計）は、平成21年度で計画値56人／月に対し利用実績57人／月、平成23年度で計画値58人／月に対し利用実績68人／月と計画を上回り、増加傾向となっています。

しかしながら、登録定員に対する利用率は、平成23年度では、登録定員105名に対して利用者68人（64.8％）と低い状態となっています。

小規模多機能型居宅介護の実績

（単位：人／月）

区分 / 年度		21	22	23
介護予防小規模多機能型居宅介護	第4期計画値	4	4	4
	実績	4	4	4
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%
小規模多機能型居宅介護	第4期計画値	52	52	54
	実績	53	59	64
	対計画比	101.9%	113.5%	118.5%
合 計	第4期計画値	56	56	58
	実績	57	63	68
	対計画比	101.8%	112.5%	117.2%

計 画

第5期計画期間における利用見込みに対する整備率は、十分上回っていることから、本計画期間においては、小規模多機能型居宅介護について、施設整備の誘導策は講じないこととします。

なお、個々の事業所のサービス内容等については、必要に応じて指導・助言を行い、利用者ニーズに沿ったサービス提供体制となるよう努めます。

サービス見込量は、平成24年度には71人／月、平成26年度には83人／月と、第4期実績と比較して増加を見込みます。

小規模多機能型居宅介護のサービス見込量

（単位：人／月）

区分 / 年度		24	25	26
介護予防小規模多機能型居宅介護		6	7	8
小規模多機能型居宅介護		65	76	75
合 計		71	83	83

圏域別内訳

(現 状)

日常生活圏域別の小規模多機能型居宅介護の利用実績は、平成23年度では、「大和地域」の対計画比が33.3%と見込みを大きく下回りましたが、「浅江地区」が同190.0%、「島田・上島田・三井・周防地区」が同114.3%「光井・室積地区」が同103.2%と計画値を上回り、概ね各圏域とも利用者は増加傾向となっています。

なお、光井・室積地区の小規模多機能型施設は、大和地域をカバーする役割を担っています。

(圏域別) 小規模多機能型居宅介護の実績

(単位：人／月)

区分 / 年度		21	22	23
浅 江 地 区	第4期計画値	9	9	10
	実 績	13	16	19
	対 計 画 比	144.4%	177.8%	190.0%
島田・上島田・三井・ 周 防 地 区	第4期計画値	14	14	14
	実 績	18	16	16
	対 計 画 比	128.6%	114.3%	114.3%
光 井 ・ 室 積 地 区	第4期計画値	31	31	31
	実 績	26	31	32
	対 計 画 比	83.9%	100.0%	103.2%
大 和 地 域	第4期計画値	2	2	3
	実 績	0	0	1
	対 計 画 比	0.0%	0.0%	33.3%
合 計	第4期計画値	56	56	58
	実 績	57	63	68
	対 計 画 比	101.8%	112.5%	117.2%

(計 画)

日常生活圏域別の小規模多機能型居宅介護の第5期計画のサービス見込量は、平成25年度において「島田・上島田・三井・周防地区」の利用増を見込みますが、他圏域のサービス利用率はほぼ同様に見込めます。

(圏域別) 小規模多機能型居宅介護のサービス見込量

(単位：人／月)

区分 / 年度		24	25	26
浅 江 地 区		20	19	19
島 田 ・ 上 島 田 ・ 三 井 ・ 周 防 地 区		17	30	29
光 井 ・ 室 積 地 区		33	33	33
大 和 地 域		1	1	2
合 計		71	83	83

(3) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、比較的安定状態にある認知症の要介護者に対して、共同生活の中で入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

現状・課題

現在市内に8施設、定員72名が指定を受け、利用実績（合計）は、平成21年度で計画値80人／月に対し利用実績70人／月、平成23年度で計画値87人／月に対し利用実績83人／月と、計画値には達していませんが増加傾向となっています。

市全体では、今後、要介護者等の増加により認知症の方の増加が見込まれることから、当該施設ニーズの高まりが予想されます。認知症の方が引き続き環境を変えることなく、住み慣れた地域で過ごせるような体制を構築する観点から、日常生活圏域ごとにバランスの取れた整備が必要です。

認知症対応型共同生活介護の実績

(単位：人／月)

区分 / 年度		21	22	23
介護予防認知症対応型 共同生活介護	第4期計画値	1	1	1
	実績	0	0	0
	対計画比	0.0%	0.0%	0.0%
認知症対応型 共同生活介護	第4期計画値	79	87	86
	実績	70	78	83
	対計画比	88.6%	89.7%	96.5%
合 計	第4期計画値	80	88	87
	実績	70	78	83
	対計画比	87.5%	88.6%	95.4%

計 画

第5期計画においては、認知症高齢者の方が住み慣れた地域で過ごせるよう、日常生活圏域ごとのバランスにも配慮しながら、平成25年度に1施設定員9名、平成26年度に2施設定員18名の整備を誘導します。

認知症対応型共同生活介護のサービス見込量は、市外グループホーム利用者の自然減と計画期間中に行う施設整備による利用者の増を加味して算出したもので、平成24年度には80人／月、平成26年度には103人／月と、第4期実績と比較して増加を見込みます。

認知症対応型共同生活介護のサービス見込量

(単位：人／月)

区分 / 年度		24	25	26
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	0
認知症対応型共同生活介護		80	87	103
合 計		80	87	103

圏域別内訳

(現 状)

日常生活圏域別の認知症対応型共同生活介護の利用実績は、「島田・上島田・三井・周防地区」を除いた3圏域が計画を下回っていますが、年次的な施設整備を行った結果、概ね各圏域とも利用は増加傾向となっています。

(圏域別) 認知症対応型共同生活介護の実績

(単位：人／月)

区分 / 年度		21	22	23
浅 江 地 区	第4期計画値	23	31	31
	実 績	14	19	22
	対 計 画 比	60.9 %	61.3 %	71.0 %
島田・上島田・三井・ 周 防 地 区	第4期計画値	11	11	11
	実 績	18	19	20
	対 計 画 比	163.6 %	172.7 %	181.8 %
光 井 ・ 室 積 地 区	第4期計画値	32	32	31
	実 績	24	27	28
	対 計 画 比	75.0 %	84.4 %	90.3 %
大 和 地 域	第4期計画値	14	14	14
	実 績	14	13	13
	対 計 画 比	100.0 %	92.9 %	92.9 %
合 計	第4期計画値	80	88	87
	実 績	70	78	83
	対 計 画 比	87.5 %	88.6 %	95.4 %

(計 画)

日常生活圏域別の認知症対応型共同生活介護の第5期計画のサービス見込量は、計画期間に行う基盤整備に合わせて、平成25年度は「浅江地区」の利用増を、平成26年度は「島田・上島田・三井・周防地区」と「大和地域」の利用増を見込み、圏域ごとの利用者の平準化を図ります。

(圏域別) 認知症対応型共同生活介護のサービス見込量

(単位：人／月)

区分 / 年度		24	25	26
浅 江 地 区		21	30	29
島田・上島田・三井・周防地区		19	19	28
光 井 ・ 室 積 地 区		27	26	25
大 和 地 域		13	12	21
合 計		80	87	103

(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29名以下の小規模な介護老人福祉施設として、身体上の著しい障害または認知症などにより常時の介護を要する高齢者等で、在宅で介護を受けることが困難な人が入所し、入浴・排せつ・食事等の日常生活の介護や、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行うサービスです。

現状・課題

このサービスについて、現在市内に指定を受けている事業所はありませんが、平成23年度の制度改正により、「一部ユニット型介護老人福祉施設」の定員29名以下の部分については、市が指定更新を行うこととされたことから、一部の事業所については、指定更新時に地域密着型へ移行することが必要です。

また、本サービスについては、いわゆる住所地特例の対象外とされていることから、安易な施設整備は、他市からの要介護者の流入による保険料負担の増大など、課題が指摘されています。

計画

第5期計画において、市内にサービス事業所の整備予定はありませんが、第5期計画期間において、住所地特例の問題も含め、施設の整備方針等について検討を進めます。

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護のサービス見込量は、指定更新時の移行分を見込むもので、平成26年度には33人/月と、新たな増加を見込みます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス見込量

(単位：人/月)

区分 / 年度	24	25	26
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	33
合 計	0	0	33

圏域別内訳

(現 状)

現在、市内の介護老人福祉施設3施設のうち、2施設が「一部ユニット型介護老人福祉施設」に該当し、それぞれ平成26年度に指定更新を迎えます。その際、従来型※部分とユニット型※部分を別施設として、別々に指定することとなり、定員が29名以下は地域密着型（市指定）、30名以上は広域型（県指定）となります。

介護老人福祉施設の指定区分の変更

(単位：名)

区分 / 年度	23				26		
	指定区分	施設区分	定員		指定区分	施設区分	定員
浅 江 地 区	県指定	従来型	20		市指定	従来型	20
		ユニット型	63		県指定	ユニット型	63
		合計	83			合計	83
島田・上島田・三井・周防地区	—	—	—		県指定	ユニット型	80
光井・室積地区	県指定	従来型	53		県指定	従来型	53
大 和 地 域	県指定	従来型	60		県指定	従来型	60
		ユニット型	20		市指定	ユニット型	20
		合計	80			合計	80
合 計	県指定		216		県指定		256
	合計		216		市指定		40
					合計		296

※従来型…多床室等
 ※ユニット型…個室

平成26年度の指定更新時に、特養総定員296名のうち、定員40名が地域密着型(市指定)の特養となります。

(計 画)

日常生活圏域別の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス見込量は、平成26年度に、「浅江地区」1施設、施設定員20名と、「大和地域」1施設、施設定員20名の指定が見込まれることから、それぞれ利用者の増加を見込めます。

(圏域別) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス見込量

(単位：人／月)

区分 / 年度	24	25	26
浅 江 地 区	0	0	17
島 田 ・ 上 島 田 ・ 三 井 ・ 周 防 地 区	0	0	0
光 井 ・ 室 積 地 区	0	0	0
大 和 地 域	0	0	16
合 計	0	0	33

※いずれも、既存施設の指定更新によるもので、計画期間中の施設整備は見込まず。

（５）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、第5期計画から新たに導入されたサービス形態で、在宅の要介護高齢者の日常生活を支えるために必要な介護・看護を、包括的かつ継続的に提供するサービスです。

現状・課題

「地域包括ケア」の仕組みを支える基礎的なサービスとして位置づけられるものですが、国におけるサービス創設に関する考え方は、まずは都市部でのサービス実施を想定しており、基準がそれに合わせた体系となることから、現状では、地方都市における参入には困難が予測されています。

計画

第5期計画において、市内にサービス事業所の整備予定はありませんが、本市におけるサービスの実施については広域的实施も含めて引き続き誘導策について、検討を行います。

（６）夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間において、定期巡回の訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じ調整・対応するオペレーションサービスを組み合わせて提供するサービスです。

現状・課題

本サービスは、平成18年度から新たに導入されたサービス形態ですが、サービスの提供にあたっては、ケアプランに基づき、高齢者に小型の通信装置を配布し、連絡を受け、サービスを提供する仕組みであり、市内でのサービス提供事業所はなく、県内では6事業所がサービスを提供していますが、全国的に利用が低迷している状況です。

計画

第5期計画においても、市内にサービス事業所の整備予定やサービス提供意向はありませんが、本市におけるサービスの実施については広域的实施も含めて引き続き誘導策について、検討を行います。

（7）地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち、特に定員29名以下の介護専用型特定施設のことで、特定施設サービス計画に基づく入浴・排せつ・食事等の介護や、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

現状・課題

このサービスについて、現在市内に指定を受けている事業所はありませんが、在宅と施設の中間的な役割を果たす類型として、中度者の入居のニーズは一定程度存在するものと考えられています。

計画

多様な住まいを確保するという観点では必要性が認められますが、施設整備意向調査において具体的な事業実施意向がなかったことに加え、現在、本施設と同様のサービスを提供する特定施設が市内に3施設、定員160名が整備されており、一定の整備水準が確保されていることから、第5期計画における施設整備の誘導は行いません。

（８）複合型サービス

複合型サービスは、第5期計画から新たに導入されるサービス形態で、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援を行うサービスです。

現状・課題

今後、在宅生活を継続するためには、医療ニーズに対応した居宅サービスのニーズは高まることが予想されますが、本市では、施設整備意向調査において、事業所の参入意向は無い状態です。

計画

第5期計画において、市内にサービス事業所の整備予定はありませんが、本サービスの必要性や有効性等について、引き続き先進事例も含めて、調査・研究を進めます。

地域密着型サービス施設数の見込み

地域密着型サービス施設数の見込み

区分 / 年度	24	25	26
(1) 認知症対応型通所介護	4 施設 (利用定員 48 名)	4 施設 (利用定員 48 名)	4 施設 (利用定員 48 名)
浅江地区	1 施設 (利用定員 12 名)	1 施設 (利用定員 12 名)	1 施設 (利用定員 12 名)
島田・上島田・三井・周防地区	1 施設 (利用定員 12 名)	1 施設 (利用定員 12 名)	1 施設 (利用定員 12 名)
光井・室積地区	1 施設 (利用定員 12 名)	1 施設 (利用定員 12 名)	1 施設 (利用定員 12 名)
大和地域	1 施設 (利用定員 12 名)	1 施設 (利用定員 12 名)	1 施設 (利用定員 12 名)
(2) 小規模多機能型居宅介護	5 施設 (登録定員 105 名)	6 施設 (登録定員 130 名)	6 施設 (登録定員 130 名)
浅江地区	1 施設 (登録定員 25 名)	1 施設 (登録定員 25 名)	1 施設 (登録定員 25 名)
島田・上島田・三井・周防地区	1 施設 (登録定員 25 名)	2 施設 (登録定員 50 名)	2 施設 (登録定員 50 名)
光井・室積地区 ※	3 施設 (登録定員 55 名)	3 施設 (登録定員 55 名)	3 施設 (登録定員 55 名)
大和地域 ※	—	—	—
(3) 認知症対応型共同生活介護	8 施設 (入所定員 72 名)	9 施設 (入所定員 81 名)	11 施設 (入所定員 99 名)
浅江地区	2 施設 (入所定員 18 名)	3 施設 (入所定員 27 名)	3 施設 (入所定員 27 名)
島田・上島田・三井・周防地区	2 施設 (入所定員 18 名)	2 施設 (入所定員 18 名)	3 施設 (入所定員 27 名)
光井・室積地区	3 施設 (入所定員 27 名)	3 施設 (入所定員 27 名)	3 施設 (入所定員 27 名)
大和地域	1 施設 (入所定員 9 名)	1 施設 (入所定員 9 名)	2 施設 (入所定員 18 名)
(4) 地域密着型老人福祉施設入居者生活介護	—	—	2 施設 (入所定員 40 名)
浅江地区	—	—	1 施設 (入所定員 20 名)
島田・上島田・三井・周防地区	—	—	—
光井・室積地区	—	—	—
大和地域	—	—	1 施設 (入所定員 20 名)
(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—
(6) 夜間対応型訪問介護	—	—	—
(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—
(8) 複合型サービス	—	—	—

※光井・室積地区の施設が大和地域をカバーする役割を担っています。

4 施設サービス

施設サービスとは、①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、②介護老人保健施設（老人保健施設）、③介護療養型医療施設 の3施設のことを言い、本サービスの利用にあたっては、要介護認定者の重度化も進む見通しから、緊急性や世帯状況などを勘案しながら、より必要性の高い介護認定者の施設利用が見込まれます。

また、施設から退所して居宅へ移行する介護認定者等については、ニーズに沿った適切な介護サービスが提供されるよう、施設のケアマネジャーと居宅介護支援事業者、地域包括支援センターとの連携を深め、円滑な地域生活が送れるよう支援体制を構築することが必要です。

（１）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、身体上の著しい障害または認知症などにより常時の介護を要する要介護者で、在宅で介護を受けることが困難なため入所し、入浴・排せつ・食事等の日常生活の介護や、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行うサービスです。

現状・課題

現在市内で3施設、定員216名が指定を受け、利用実績（合計）は、平成21年度で計画値219人／月に対し利用実績197人／月、平成23年度で計画値219人／月に対し利用実績195人／月と計画を下回り、横ばいで推移しています。

しかし、本サービスは、慢性的な入所待ちの状態が続いており、平成23年3月末時点では、260の方が入所待ちとなっています。このうち、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設入所者の43人を除き、実質在宅において入所待ちとなる人は217人で、このうち、特養入所の必要性が高い要介護4・5の重度者は93人となるなど、入所待ちの解消に向けた取り組みが求められています。

また、平成23年度の制度改正により、「一部ユニット型介護老人福祉施設」の定員29名以下の部分については、市が指定更新を行うこととされたことから、一部の事業所については、指定更新時に地域密着型へ移行することが見込まれています。

介護老人福祉施設の実績

(単位：人／月)

区分 / 年度		21	22	23
介護老人福祉施設	第4期計画値	219	219	219
	実績	197	198	195
	対計画比	90.0%	90.4%	89.0%

計 画

本計画では、県が定める老人保健福祉圏域（光市、周南市、下松市）における広域的な調整を踏まえ施設整備を検討し、平成25年度に1施設、定員80名の施設整備を見込んでいます。

介護老人福祉施設のサービス見込量は、利用者の現状維持を基本に、施設整備による利用者の増加や、指定更新に伴う地域密着型への移行による減少を加味して算出したもので、平成24年度には195人／月、平成26年度には242人／月と、第4期実績と比較して増加を見込みます。

介護老人福祉施設のサービス見込量

(単位：人／月)

区分 / 年度	24	25	26
介護老人福祉施設	195	275	242

参 考

介護老人福祉施設の指定区分の変更

(単位：名)

区分 / 年度	23				26		
	指定区分	施設区分	定員		指定区分	施設区分	定員
浅江地区	県指定	従来型	20		市指定	従来型	20
		ユニット型	63		県指定	ユニット型	63
		合計	83			合計	83
島田・上島田・三井・周防地区	—	—	—		県指定	ユニット型	80
光井・室積地区	県指定	従来型	53		県指定	従来型	53
大和地域	県指定	従来型	60		県指定	従来型	60
		ユニット型	20		市指定	ユニット型	20
		合計	80			合計	80
合 計	県指定		216		県指定		256
	合計		216		市指定		40
					合計		296

※従来型…多床室等
※ユニット型…個室

平成26年度の指定更新時に、特養総定員296名のうち、定員40名が地域密着型(市指定)の特養に移行する見込みです。

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設は、病状が安定期にある要介護者に対して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療を行うとともに、日常生活の世話をを行い、家庭への復帰を目的として行うサービスです。

現状・課題

現在市内で2施設、定員170名が指定を受け、利用実績（合計）は、平成21年度で計画値136人／月に対し利用実績133人／月、平成23年度で計画値240人／月に対し利用実績139人／月と、計画値には達しておらず、ほぼ横ばいで推移しています。

このうち、老人保健施設（従来型老健）は、現在市内には2施設、定員170名となっていますが、本市の被保険者における入所者数は定員を下回っています。

介護老人保健施設の実績

（単位：人／月）

区分 / 年度		21	22	23
介護老人保健施設	第4期計画値	136	136	240
	実績	133	131	139
	対計画比	97.8%	96.3%	57.9%

計画

介護療養型老人保健施設（新型老健）は、現在市内には整備されていませんが、県が実施した「療養病床転換意向等アンケート調査」では、平成26年度に、介護療養病床1施設定員12名、医療療養病床1施設定員6名が、本サービスへの転換意向を示しています。

このため、介護老人保健施設のサービス見込量は、従来型老健の利用を現状維持とした上で、介護や医療療養病床からの転換による増加分を加味して算出し、平成24年度には139人／月、平成26年度には153人／月と、第4期実績と比較して増加を見込みます。

また、入所者が安心・安全にサービスを利用できる様、必要に応じて、県の指導のもと、サービス事業所への適切な指導・助言を行います。

介護老人保健施設のサービス見込量

（単位：人／月）

区分 / 年度		24	25	26
介護老人保健施設		139	139	139
介護療養型老人保健施設(介護療養からの転換)		0	0	8
介護療養型老人保健施設(医療療養からの転換)		0	0	6
合計		139	139	153

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、病院・診療所の療養病床等の介護保険適用部分に入院し、病状が安定期にある長期療養の要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行うサービスです。

現状・課題

現在市内で2施設、定員22名が指定を受け、利用実績（合計）は、平成21年度で計画値60人／月に対し利用実績51人／月、平成23年度で計画値12人／月に対し利用実績48人／月と、計画値を上回り、ほぼ横ばいで推移しています。

介護療養病床の第4期計画策定時における国の方針は、「介護療養病床を平成23年度末まで廃止し、老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護施設等に転換する」であり、本市でも転換による大幅減を見込んでいましたが、全国的に介護療養病床からの転換が進みませんでした。

こうした、現状を踏まえて、国の方針が変更され、介護保険施設等への転換を促進する方針を維持しつつ、「転換期限を平成29年度末まで延長し、平成24年度以降、介護療養病床の新設は認めない」とこととされました。

介護療養型医療施設の実績

（単位：人／月）

区分 / 年度		21	22	23
介護療養型医療施設	第4期計画値	60	60	12
	実績	51	51	48
	対計画比	85.0%	85.0%	400.0%

計画

県が実施した「療養病床転換意向等アンケート調査」では、平成26年度に、介護療養病床1施設定員12名が、介護療養型老人保健施設への転換意向を示しています。

このことから、介護療養型医療施設のサービス見込量は、利用者の現状維持を基本に、新型老健への転換分による減少分を加味して算出したもので、平成24年度には48人／月、平成26年度には40人／月と、第4期実績と比較して減少を見込みます。

介護療養型医療施設のサービス見込量

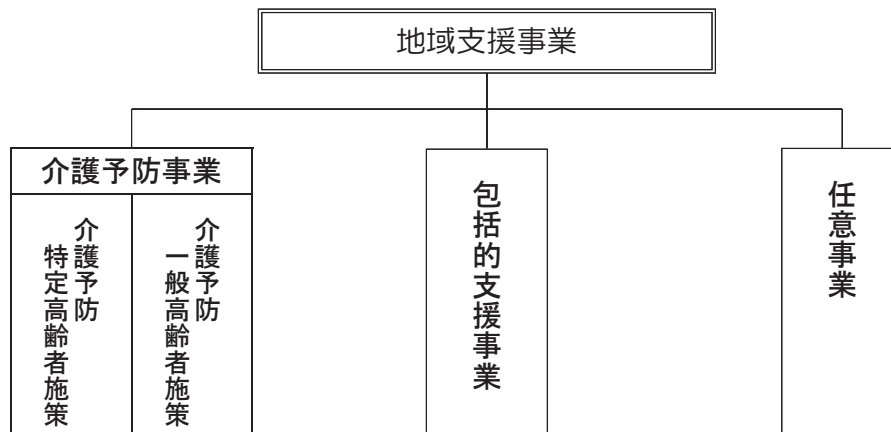
（単位：人／月）

区分 / 年度		24	25	26
介護療養型医療施設		48	48	40

第3節 地域支援事業の見込み

地域支援事業とは、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

事業は大きく3つの柱からなり、高齢者が要介護状態等にならないよう予防する介護予防事業と、介護予防の拠点となる地域包括支援センターが行う包括的支援事業、市町村の判断により行われる任意事業（家族介護者支援等）で構成されます。



介護予防・日常生活支援総合事業への対応について

地域支援事業については、第5期計画より「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）」という新たなサービス形態が導入される予定ですが、実施するか否かは、市町村の判断とされています。（実施しない場合は、現行どおりの形態）

この新サービスの具体的実施手法については、国から全体像が示されておらず、第5期計画期間中の実施に向けて、新サービス導入効果を検証し、短期間で新たなサービス体系を構築することは、非常に困難な状況です。

また、総合事業を導入した場合、要支援1・2の対象者については、従来どおり予防給付としてサービスを受けるのか、総合事業としてサービスを受けるのかを、地域包括支援センターによるアセスメントに応じて市が決定することとされています。こうした、市の裁量でサービス区分や内容を調整することにより、本来介護度に応じて利用できる予防給付サービスが制限される可能性が生じるなど、現時点では、様々な課題を抱えており、制度の詳細が不透明な状況です。

このため、第5期計画では、総合事業を実施せず、既存のサービス体系を基に整理しています。

※介護予防・日常生活支援総合事業・・・利用者の状態像（要支援者の中で比較的軽度な人を区分することを含む）や意向に応じて、介護予防、生活支援（配食、見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて、市町村が主体となって、総合的で多様なサービスを提供する事業

1 介護予防事業（介護予防特定高齢者施策）

生活機能の低下が認められ、要介護状態等となるおそれのある高齢者＝「特定高齢者」を対象として実施する事業です。通所及び訪問サービスによる生活機能全体の維持・向上を目指し、個々の高齢者が住み慣れた地域で心身ともに自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

また、介護予防特定高齢者施策の展開については、より効果的な実施が可能となるよう、目標の達成状況等の推移を通じ、状況の変化に即して見直しを図ります。

（1）特定高齢者把握事業

介護予防を効果的に進めるためには、「特定高齢者」を早期に発見し適切な介護予防事業を提供することが大切です。

このため、日常生活の状況に関する25項目からなる「基本チェックリスト」を用いて、高齢者一人ひとりの生活機能の状態を確認し、生活機能の低下が認められる「特定高齢者」を把握する事業です。

現状・課題

生活機能評価の実施にあたっては、平成22年度までは、医療保険者が実施する特定健診や健康診査と合わせて行い、医師の所見により特定高齢者を決定することが必要でした。

しかしながら、全国的に特定高齢者の把握が進まないことや、ケアプランの作成・評価に係る業務負担が多いこと等の課題が指摘される中で、国の事業仕分けにおいて、悉皆に生活機能評価を実施することについて指摘があり、簡素化されることとなりました。

このため、本市の生活機能評価の実施方法についても、特定健診や健康診査との同時実施は平成22年度をもって終了し、平成23年度は、要介護者及び要支援者を除く第1号被保険者に基本チェックリストを郵送し、回収結果から特定高齢者の把握を行いました。

特定高齢者把握事業の実績

(単位：人／年)

区分／年度		21	22	23
生活機能評価 (受診人数)	第4期計画値	5,400	5,400	5,400
	実績	3,521	3,349	7,223
	対計画比	65.2%	62.0%	133.8%
特定高齢者数 (決定人数)	第4期計画値	1,350	1,350	1,350
	実績	849	770	1,400
	対計画比	62.9%	57.0%	103.7%

計 画

第5期計画期間においては、国の方針転換に基き、新規65歳年齢到達者及び転入者への郵送・アンケート方式により、特定高齢者の把握を進めることとします。

また、介護予防を効果的に進めるために、広報等による情報提供を行うとともに、地域包括支援センター・在宅介護支援センターによる訪問、民生委員・児童委員、医療機関などとの連携を図るなど、様々な機会を通して、地域に潜在的に存在する「特定高齢者」の把握に努めます。

さらに、本事業については、国や近隣市町の動向に注視しつつ、効果的な事業のあり方について、引き続き検討を進めます。

特定高齢者把握事業の見込み

(単位：実人数／年)

区分／年度		24	25	26
基本チェックリスト	実施人数	1,000	1,100	1,200
特定高齢者数	決定人数	120	130	140

(2) 通所型介護予防事業

ア 運動器機能向上等事業

特定高齢者に対し、通所による介護予防プログラムを提供する事業です。

現状・課題

第4期計画から、従来の15人程度の集団で仲間作りを楽しみながら参加する「教室型事業」に加え、複数の事業所が独自の特色を生かしマンツーマンに近い形で、対象者の実態に即したアプローチを行う「通所型事業」を導入しました。

利用実績は、「教室型」が平成21年度で計画値30人／年に対し、利用実績14人／年、平成23年度では30人／年に対し、利用実績11人／年と計画値を大幅に下回っていますが、「通所型」では平成21年度で計画値20人／年に対し、利用実績7人／年、平成23年度で計画値30人／年に対し、実績値22人／年と計画値には達していませんが教室型と比べ高い利用実績となっています。特定高齢者の利用が全国的に少なく、事業への参加者確保が難しい現状の中、事業の実施方法の見直しを図るとともに、膝痛・腰痛対策や閉じこもり、うつ、認知症の予防・支援を盛り込むなど、効果的な事業展開の検討が求められています。

運動器機能向上等事業の実績

(単位：実人数／年)

区分／年度		21	22	23
運動器機能向上等事業 (教室型)	第4期計画値	30	30	30
	実績	14	17	11
	対計画比	46.7%	56.7%	36.7%
運動器機能向上等事業 (通所型)	第4期計画値	20	25	30
	実績	7	18	22
	対計画比	35.0%	72.0%	73.3%

計画

加齢や運動不足に伴う身体機能の低下、あるいは運動器疾患による生活機能低下は、基本チェックリストの結果や特定高齢者実態把握調査にも顕著に現われていることから、第5期計画期間においても、生活機能の向上訓練を、介護予防の中核的事業として、より効果的な実施に努めます。

このため、運動器機能の向上を中心に口腔機能、栄養改善、認知症予防等の各種事業を統合した「複合型プログラム」として実施することにより、より効果の高い事業展開を図ります。

また、自らが参加して実践するプログラムを、自宅等でも反芻することにより、習慣的な運動による身体活動量の維持・向上を図り、生活機能の保持増進や疾病予防・改善、またストレスの軽減に繋げていくという介護予防による好循環の実現に向けて、魅力あるプログラムの展開に努めます。

運動器機能向上等事業の見込み

(単位：実人数／年)

区分／年度	24	25	26
運動器機能向上等事業	45	45	45

イ 介護予防生きがいデイサービス

特定高齢者に対して、個別プランに基づく運動器機能向上に関連するプログラム等の提供を中心に、機能訓練、健康教育等を実施し、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上と閉じこもりの防止により、自立した生活の支援を図るための事業です。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値1,850人／年に対し利用実績1,489人／年でしたが、平成23年度では計画値2,150人／年に対し利用実績1,231人／年と年々減少する傾向となっています。

また、利用者の平均年齢が87.1歳とハイリスク層である点などから、特に利用者の状態像に合わせたきめ細やかなプランによるサービスを展開しています。事業効果の向上に向けて、機能低下を早期に発見し、早期に対応することが求められています。

介護予防生きがいデイサービスの実績

(単位：延人数／年)

区分／年度		21	22	23
介護予防生きがい デ イ サ ー ビ ス	第4期計画値	1,850	2,000	2,150
	実績	1,489	1,343	1,231
	対計画比	80.5%	67.2%	57.3%

計画

運動器、口腔機能の低下や低栄養状態は、認知機能と関連しており、事業を実施する過程において記憶や注意力、思考力を刺激することで認知機能の維持を図るとともに、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上、閉じこもり予防・支援にも有効な事業展開が図れるよう取り組みます。

現在は、東部憩いの家、やまとふれあいセンターの2か所で事業を実施していますが、平成24年度に完成を予定している三島温泉健康交流施設における事業実施による利用者の増加を見込んでいます。

介護予防生きがいデイサービスの見込み

(単位：延人数／年)

区分／年度	24	25	26
介護予防生きがいデ イ サ ー ビ ス	1,375	1,500	1,500

(3) 訪問型介護予防事業

ア 「食」の自立支援事業（配食サービス・訪問栄養指導）

特定高齢者等で、低栄養状態（タンパク質やエネルギーの欠乏状態及び急激な体重減少など）と評価・判定された方や、心身の状況等により通所サービスへの参加が困難な方を対象に、管理栄養士等が居宅を訪問し、生活機能に関わる問題を総合的に把握・評価を行い、必要な相談・指導を実施するサービスです。

また、対象者の低栄養状態を改善するために特に必要と認められる場合には、栄養改善施策の一環として配食サービスを提供します。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値45人／年に対し利用実績29人／年でしたが、対象者の大半について、地域自立生活支援事業における配食の支援を活用した安否確認（見守り支援）への移行を図ったため、平成23年度では計画値50人／年に対し利用実績1人／年と計画値を大きく下回りました。

「食」の自立支援事業の実績

(単位：実人数／年)

区分／年度		21	22	23
配 食 サ ー ビ ス	第 4 期 計 画 値	45	47	50
	実 績	29	17	1
	対 計 画 比	64.4%	36.2%	2.0%

計 画

高齢者にとっての「食」は、楽しみや生きがいの上からも重要であり、配食支援を通じて、社会参加、生活機能の向上、コミュニケーションの回復、食欲の回復や規則的な便通といった生体リズムの保持を図ります。

また、高齢者の毎日の営みである「食」を通じて、低栄養状態の改善を図り、高齢者の自己実現を目指します。

「食」の自立支援事業の見込み

(単位：実人数／年)

区分／年度		24	25	26
配 食 サ ー ビ ス	実 人 数	4	4	4

イ 閉じこもり予防訪問事業

閉じこもり、うつ等の恐れがある高齢者で通所型介護予防事業への参加が困難な人を対象に、居宅を訪問し健康や日常生活に関する相談、介護予防のための具体的な方法についての指導や助言を行う事業です。

現状・課題

第4期計画期間での実績はありませんでした。これは、介護予防のための基本チェックリストにより生活機能の低下が確認された場合、地域包括支援センターなどによる訪問等により介護予防事業等への参加を促したことから、現状、重篤な廃用症候群※を発症した対象者は確認されていないためと考えられます。

※廃用症候群とは

廃用（使わないこと）、すなわち不活発な生活や安静でおきる、全身のあらゆる器官・機能に生じる「心身機能の低下」のことです。

閉じこもり予防訪問事業の実績

（単位：実人数／年）

区分／年度		21	22	23
閉じこもり予防訪問事業	第4期計画値	20	25	30
	実績	0	0	0
	対計画比	0%	0%	0%

計画

基本チェックリストによる把握に努めるとともに、かかりつけ医、民生委員・児童委員及び家族などの連携により早期の把握を行い、早期の予防対策を展開します。

閉じこもり予防訪問事業の見込み

（単位：実人数／年）

区分／年度		24	25	26
閉じこもり予防訪問事業		2	2	2

2 介護予防事業（介護予防一般高齢者施策）

一般高齢者を対象に生活機能の維持又は向上を図るための事業を展開するとともに、介護予防に関する知識の普及・啓発のための事業や、地域における介護予防に資する自主的な活動の育成・支援を行います。

また、介護予防一般高齢者施策の展開については、より効果的な実施が可能となるよう、目標の達成状況等の推移を通じ、状況の変化に即して見直しを図ります。

（１）介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識の普及や啓発により、高齢者の介護予防意識や予防事業への参加促進を図るための事業です。

ア 認知症予防啓発事業

認知症に関しての正しい理解を深め、自らの健康管理は勿論のこと、身近な地域において、認知症の人やその家族に対し声かけや見守りが行われるよう、認知症予防に関する講演会や、認知症予防を実践するための教室の開催などの取組みを推進します。

現状・課題

認知症予防教室の利用実績は、平成21年度で計画値150人／年に対し利用実績141人／年、平成23年度では計画値150人／年に対し利用実績116人／年と計画値を下回っています。

認知症は日ごろの習慣や食生活などの要因も強く関係して発症するといわれており、予防が大切なことから、事業への新規参加者の確保を図り、認知症予防に対する正しい知識の普及啓発を図ることが必要です。

認知症予防啓発事業の実績

（単位：延人数、実人数／年）

区分／年度		21	22	23
認知症予防教室 （延人数）	第4期計画値	150	150	150
	実績	141	156	116
	対計画比	94.4%	104.0%	77.3%
認知症予防講演会 （実人数）	第4期計画値	200	220	240
	実績	350	250	250
	対計画比	175.0%	113.6%	104.2%

計	画
---	---

若い年代からの認知症予防意識の向上を図るため、健康増進事業との連携を図るとともに、高齢者を対象とした認知症予防教室や講演会を継続実施します。

また、各種事業への参加者の増加に向けた取組みなど、事業の効果的な展開に努めます。

認知症予防啓発事業の見込み

(単位：延人数、実人数／年)

区分／年度	24	25	26
認知症予防教室（延人数）	150	150	150
認知症予防講演会（実人数）	300	300	300



イ 口腔機能の向上事業

口腔機能が低下すると、摂食・嚥下機能の低下をきたし、低栄養や誤嚥性肺炎等様々な疾患を引き起こす場合があることから、機能低下の早期発見、悪化防止に資する口腔ケアの大切さなどについて、専門講師による指導・助言を行う事業です。

現 状 ・ 課 題

利用実績は、平成21年度で計画値150人／年に対し利用実績150人／年、平成23年度では計画値150人／年に対し利用実績100人／年と計画値を下回っています。

介護予防としての口腔機能の向上については、その意義や内容など、十分浸透していないことから、事業内容の周知を促進する必要があります。

口腔機能の向上事業の実績

(単位：実人数／年)

区分／年度		21	22	23
口 腔 機 能 向 上 講 演 会	第 4 期 計 画 値	150	150	150
	実 績	150	93	100
	対 計 画 比	100.0 %	62.0 %	66.7 %

計 画

専門講師による講演会のみならず、地域で出前講座や相談会を実施するなど、参加者が日々の生活の中で具体的な行動に結びつくような活動を企画し実施していきます。

また、参加者の増加に向けて、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、老人クラブ等との連携のもと、高齢者への口腔ケアの促進に努めます。

口腔機能の向上事業の見込み

(単位：実人数／年)

区分／年度		24	25	26
口 腔 機 能 向 上 講 演 会		150	150	150

ウ 生活管理指導員派遣事業

基本的な生活習慣が欠如しているなど、自立した日常生活を営むことが困難な高齢者に対し、日常生活に関する指導及び支援を行う生活管理指導員を派遣することにより、基本的な生活習慣を習得させ、要介護状態への進行を予防するための事業です。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値355時間／年に対し利用実績294時間／年、平成23年度では計画値365時間／年に対し利用実績286時間／年と計画値を下回っています。

対象者の日常生活の状況、生活機能の低下の原因や背景等の課題を明らかにし、対象者の自覚を促すとともに、介護予防に取り組む意欲の向上に努めることが必要です。

生活管理指導員派遣事業の実績

(単位：延利用時間／年)

区分／年度		21	22	23
生活管理指導員派遣事業	第4期計画値	355	360	365
	実績	294	265	286
	対計画比	82.8%	73.6%	78.4%

計画

生活を営む力をつけられることで、要介護状態になることを予防でき、本人が主体となって自身の持つ力を引き出しながら住み慣れた地域で生活できることは極めて重要です。現在、利用者は少数ですが、要介護認定において非該当となった高齢者についても必要に応じた利用の周知を図るなど、より効果的な事業展開を進めます。

生活管理指導員派遣事業の見込み

(単位：延利用時間／年)

区分／年度	24	25	26
生活管理指導員派遣事業	290	295	300

エ 短期宿泊サービス事業

一時的に援護が必要となった高齢者に養護老人ホーム等の空居室を利用し、短期間の宿泊により、生活習慣等の指導を行い、体調の回復を図るとともに、在宅生活継続への支援や、社会的孤立感の解消、向上等を図る事業です。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値2人／年に対し1人／年、平成23年度で計画値2人／年に対し2人／年となっています。介護保険対象外でのサービスであり、利用者見込み、実績ともに少なくなっていますが、体調の回復や在宅生活を継続していくためには、必要なサービスとされています。

短期宿泊サービス事業の実績

(単位：実人数／年)

区分／年度		21	22	23
短期宿泊サービス事業	第4期計画値	2	2	2
	実績	1	0	2
	対計画比	50.0%	0.0%	100.0%

計画

サービス見込み量は、ひとり暮らし高齢者の増加と高齢者虐待時等への緊急時のセーフティネットとしての活用も視野に入れ、利用者数が増えることを見込みます。

自立生活を継続させるためのサービスとして、また、高齢者虐待における被虐待者の一時避難場所として、受け入れ施設である養護老人ホームへの理解と適切な対応について、助言・指導を行うなど、利用者が安心して在宅生活の継続ができるように努めます。

短期宿泊サービス事業の見込み

(単位：実人数／年)

区分／年度	24	25	26
短期宿泊サービス事業	3	5	5

オ 食生活改善事業（栄養調理教室）

栄養改善や、健康維持及び介護予防の強化を図るため、食生活改善推進協議会や地域活動栄養士会と連携し高齢者やその家族を対象にした料理教室を開催し、高齢期の食について正しく学ぶ機会を提供する事業です。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値430人／年に対し利用実績275人／年、平成23年度では計画値450人／年に対し利用実績270人／年と計画値を下回っています。

食生活改善のための教室や調理実習は、健康の維持・増進や介護予防の側面からも重要な事業ですが、延人数は横ばいで、地区によっては参加者が固定化し、参加者の増加が見込めない状況があることから、利用のさらなる促進が求められています。

食生活改善事業の実績

（単位：延人数／年）

区分／年度		21	22	23
栄養調理教室	第4期計画値	430	440	450
	実績	275	282	270
	対計画比	64.0%	64.1%	60.0%

計画

正しい食習慣は、介護予防や健康づくりの第一歩であり、出前栄養講座の実施により、より多くの市民に健康や食育についての認識の向上に向け、栄養調理教室を継続して実施するとともに、利用促進に向けたPRを展開します。

食生活改善事業の見込み

（単位：延人数／年）

区分／年度		24	25	26
栄養調理教室		450	450	450

カ 転倒骨折予防教室（いきいきにこにこ教室・ふれあいの家）

要介護状態の要因となることが多い転倒骨折を未然に防止するための体操教室の開催にあわせ、心身の健康に関する正しい知識の普及を目的とした健康教育、健康相談などにより、健康の維持増進や運動器機能の向上を図る事業です。

現 状 ・ 課 題

利用実績は、平成21年度で計画値360人／年に対し利用実績237人／年、平成23年度では計画値390人／年に対し利用実績240人／年となっており計画値を下回りましたが、微増ながら参加者は伸びています。

運動機能の維持・向上のほか、介護予防の意義や知識の普及啓発の支援が行われた結果、参加者から、「膝や腰の痛みが減った」「生活にはりがでた」「仲間が大勢できた」等の声が聞かれ、閉じこもり予防や生きがい対策、介護予防に向けた地域づくりが促進されています。

転倒骨折予防教室の実績**（単位：実人数／年）**

区分／年度		21	22	23
転 倒 骨 折 予 防 教 室	第 4 期 計 画 値	360	375	390
	実 績	237	238	240
	対 計 画 比	65.8%	63.5%	61.5%

計 画

地域のすべての高齢者を対象とした事業であり、いつまでも元気であり続けるための情報提供や、出前講座・教室などの開催による介護予防の効果は高いことから、介護予防に関する知識の普及はもとより、地域の自発的な介護予防に資する活動を促進するための、より効果的な事業展開を図ります。

転倒骨折予防教室の見込み**（単位：実人数／年）**

区分／年度		24	25	26
転 倒 骨 折 予 防 教 室		260	270	285

キ 介護予防生きがいデイサービス

65歳以上の閉じこもりがちな一般高齢者に対して、日常生活動作訓練や閉じこもり・認知症・うつ予防等の生活機能向上プログラムを実施し、高齢者の社会的孤立感の解消と自立生活を支援する事業です。

現状・課題

利用実績は、減少傾向で推移しており、平成23年度には計画値350人／年に対し利用実績330人／年と計画値を下回っています。

利用者の多くは、特定高齢者に該当する程の心身機能の低下は認められませんが、非常に高齢であることから、日常的な身体活動の維持を図ることと併せて、加齢による身体的変化などには注視しながら、身体機能等の低下を早期に発見し、対応することが求められています。

介護予防生きがいデイサービスの実績

(単位：延人数／年)

区分／年度		21	22	23
介護予防生きがい デイサービス	第4期計画値	550	450	350
	実績	745	340	330
	対計画比	135.5%	75.6%	94.3%

計画

閉じこもりがちな一般高齢者の、在宅生活の継続を支援するため、日常生活動作訓練や閉じこもり・認知症・うつ予防等の生活機能向上プログラムを効果的に実施し、日常的な身体機能等の維持を図ることと併せて、自立した生活が送れるよう、今後も改善策の検討を進めながら継続した取組みを進めます。

現在は、東部憩いの家、やまとふれあいセンターの2か所で事業を実施していますが、平成24年度に完成を予定している三島温泉健康交流施設における事業実施による利用者の増加を見込んでいます。

介護予防生きがいデイサービスの見込み

(単位：延人数／年)

区分／年度	24	25	26
介護予防生きがいデイサービス	370	400	400

(2) 地域介護予防活動支援事業

ア 地域ふれあいサロン活動支援事業

介護予防の効果的な展開を図るためには、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組みが主体的に実施されるような地域社会の構築が不可欠です。

このため、地域における自発的な介護予防に資する地域ふれあいサロン活動への支援を行うものです。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値17,500人／年に対し利用実績13,748人／年、平成23年度では計画値20,000人／年に対し利用実績値13,500人／年となっています。

サロン活動の目的を、単なる趣味のサークルではなく、住み慣れた地域に気軽に誰でも参加できる機会をつくり、住民同士の交流による支え合いの仕組みづくりや、地域で元気に暮らすための介護予防の推進とし、地域福祉活動を主眼としたものに転換を図るとともに、看護師を派遣し、介護予防に資する健康教育、健康相談の実施も行いました。

現在、55か所のふれあいいきいきサロンが立ちあがっていますが、サロンのない地域や自主運営が難しいサロンがあるなど課題もあることから、今後、ボランティアや地域活動組織の育成に向け、地域の特性に応じた相互扶助意識の向上や地域福祉活動の促進が求められています。

地域ふれあいサロン活動支援事業の実績

(単位：延人数／年)

区分／年度		21	22	23
地域ふれあいサロン活動 支 援 事 業	第4期計画値	17,500	18,750	20,000
	実 績	13,748	13,358	13,500
	対 計 画 比	78.6%	71.2%	67.5%

計 画

気軽に地域活動に参加できるよう交流の場を提供すること、地域活動を担う人材の発掘・育成を支援することなど、ふれあいサロン事業を地域活動推進の拠点として位置づけ、参加者数の増加と併せ、住民の相互交流を促進し、地域コミュニティの一層の推進や活性化を図ります。

地域ふれあいサロン活動支援事業の見込み

(単位：サロン数、延人数／年)

区分／年度		24	25	26
地域ふれあいサロン活動 支 援 事 業	サ ロ ン 数	58	60	62
	延 参 加 者 数	13,700	13,900	14,100

3 包括的支援事業

地域包括支援センターを中心として、高齢者の実態把握に努めながら、介護予防ケアマネジメント、高齢者に対する総合的な相談・支援、権利擁護ならびに介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する指導・助言等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援を展開します。

(1) 地域包括支援センター

平成18年4月、総合福祉センター内に地域包括支援センターを設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が、その専門知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、医療・介護・福祉関係者および地域住民との連携を図り、地域のネットワークの構築に努めています。

また、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、かつ円滑な運営を推進するため、またその運営状況の評価を行うために、地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

現状・課題

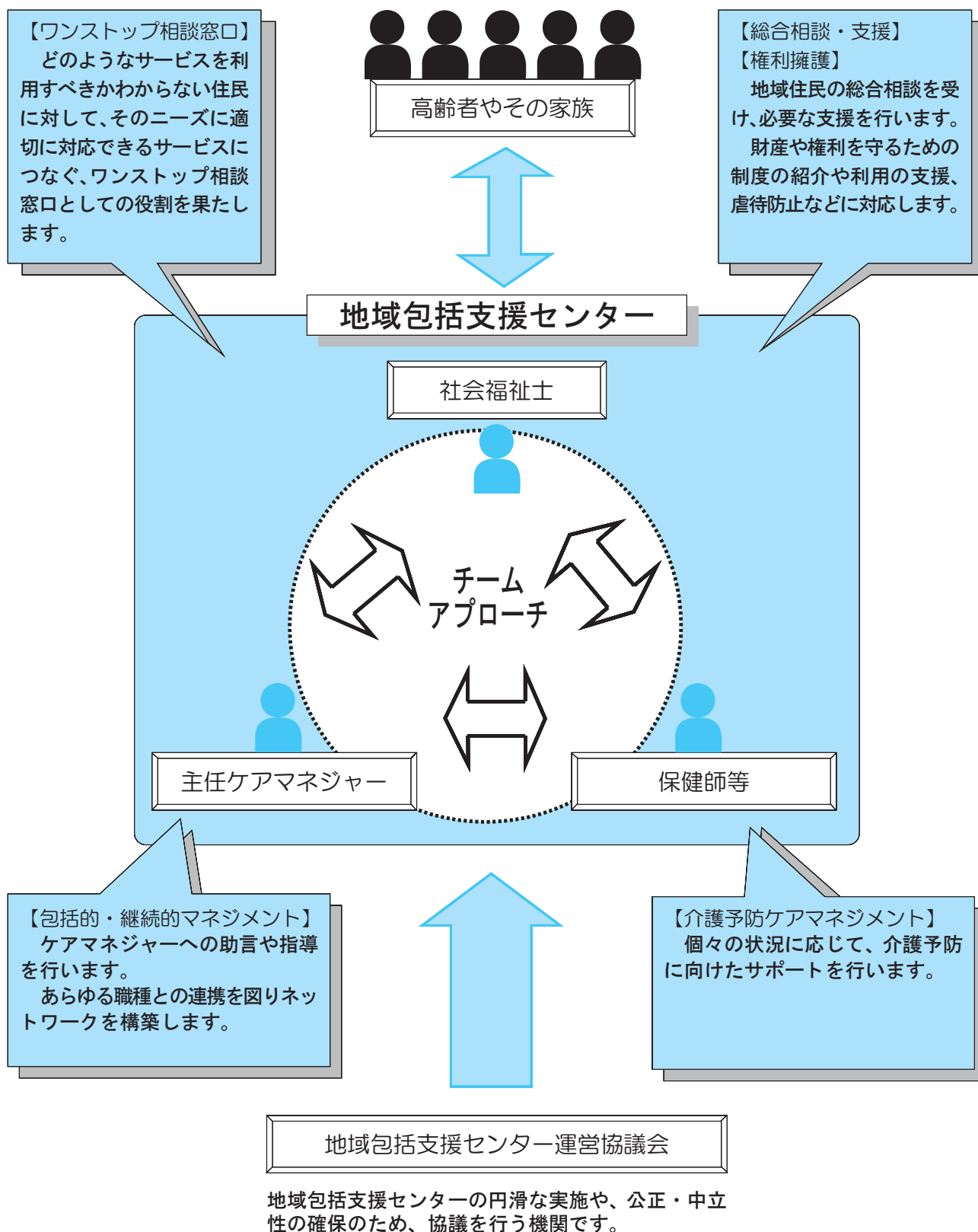
介護予防事業など、介護保険制度を効果的に展開するためには、地域包括支援センターの役割が重要であり、業務内容や位置づけ等については、リーフレットの作成配布、ホームページ、広報への掲載を行うとともに、出前講座での周知も積極的に行っています。

また、地域包括支援センターの周知に伴い、介護予防支援、権利擁護や生活に関する相談件数等も増えてきましたが、ニーズが多様かつ複雑化しているため、問題の解決には、地域包括支援センター職員の資質の向上や関係機関との連携はもとより、様々な社会資源の活用が必要です。

計画

地域包括支援センターの周知に努め、高齢者総合相談窓口、ワンストップサービスの拠点としての機能の充実を図ります。また、地域住民のニーズに対し、関係機関と連携して、フォーマル、インフォーマルな社会資源を有機的に結びつけながら、情報を提供し、高齢者の皆さんがいつでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な支援を展開します。

地域包括支援センターのイメージ

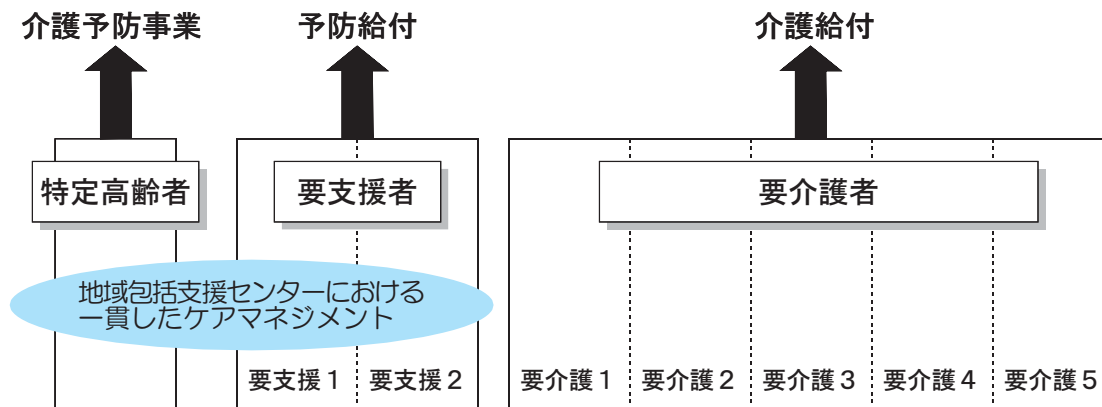


地域包括支援センターの主な業務

地域包括支援センターの主な業務は、以下の4つです。

①予防給付・介護予防事業のケアマネジメント業務

・ 要支援者（予防給付）・特定高齢者（介護予防事業）の双方を対象に、ケアプランの作成・サービス利用の評価等を行います。



②総合相談支援業務

・ 個々の高齢者がどのような支援を必要としているかを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげる等の支援を行います。

③権利擁護業務

・ 高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者の虐待の防止や権利擁護を図ります。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・ 地域包括支援ネットワークを活用しながら、介護支援専門員、主治医をはじめ地域のさまざまな関係者が連携・協働することで、保健・医療・福祉、その他の生活支援サービスなどを含め、地域におけるさまざまな資源を活用し（「包括的」）、途切れることなく（「継続的」）、施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。

※具体的な取組：ネットワークの構築や医療機関を含めた関係機関との連携・協力体制の構築、ケアマネジャー支援など

詳細については、次
頁以降で説明します

(2) 介護予防ケアマネジメント事業

ア 特定高齢者への介護予防ケアマネジメント

特定高齢者として介護予防を実施する必要のある人に対し、心身の状況、置かれている環境等の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業等の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行なうものです。

現状・課題

特定高齢者数への介護予防ケアマネジメントは横ばい状態となっています。

特定高齢者への介護予防ケアマネジメントは、全国的に特定高齢者の把握が進まないことや、ケアプランの作成や評価における業務負担が多大であること等から、国においては、「介護予防事業の円滑な実施を図るための指針」の改正が行われ、事業の簡素化が図られることとなりました。

特定高齢者への介護予防ケアマネジメントの実績

(単位：実人数／年)

区分／年度		21	22	23
特定高齢者への介護予防 ケアマネジメント	第4期計画値	150	180	200
	実績	79	75	81
	対計画比	52.7%	41.7%	40.5%

計画

特定高齢者の介護予防実施に向け、引き続き、介護予防ケアマネジメントを提供するとともに、国の方向性等にも注視しつつ、より効果的な事業のあり方について検討を進めます。

特定高齢者への介護予防ケアマネジメントの見込み

(単位：実人数／年)

区分／年度	24	25	26
特定高齢者への介護予防ケアマネジメント	100	100	100

イ 要支援者への介護予防ケアマネジメント

介護保険制度の要介護認定で「要支援1・2」と認定された方に対し、要支援状態にあっても、その悪化を出来る限り防ぐことを目的に、本人のニーズや身体機能などの状況に応じた介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、介護予防が効果的に行なわれるように継続的にモニタリングやサービス実施後に評価を行う事業です。

現状・課題

要支援者への介護予防ケアマネジメントは、計画値を下回っています。

要支援者に対しては、心身の状況や環境に応じて、必要かつ適切な居宅サービスを提供出来るよう、ケアマネジメントを行います。また、適切なケアプランの作成に加えて、モニタリングや評価などにより、自立支援に向けた総合的な支援が必要です。

要支援者への介護予防ケアマネジメントの実績

（単位：人／月）

区分／年度		21	22	23
要支援者への介護予防 ケアマネジメント	第4期計画値	420	443	466
	実績	408	392	397
	対計画比	97.1%	88.5%	85.2%

計画

今後、高齢化の進行に伴い、要支援者数の増加が予測されることから、介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが行うことになっていきますが、居宅介護支援事業所への委託を促進します。

また、全ての対象者に充実したケアプランが提供できるようケアマネジメント能力の向上に努めます。

要支援者への介護予防ケアマネジメントの見込み

（単位：人／月）

区分／年度	24	25	26
要支援者への介護予防ケアマネジメント	423	435	450

(3) 総合相談事業

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、どのような支援が必要かを把握し、適切な情報提供や、サービス関係機関または制度の利用につなげるための支援として、総合相談、実態把握、地域のネットワークの構築等を行います。

ア 総合相談業務

地域包括支援センターの重要な機能として、本人や家族、民生委員や地域住民等の様々な相談を受け、的確に状況把握等を行い、専門的・緊急対応の有無、情報提供による問題の解決の可能性などを判断しながら、適切な機関や制度、サービスにつなげる業務です。

現状・課題

高齢社会の進行に伴い、相談実績は毎年増加傾向となっています。また、相談内容も様々な要因が重なり、複雑化・困難化しており、今後も団塊世代の高齢化などますます高齢社会の進行、生活スタイルの変化などにより、相談件数も増加することが予測されることから、引き続き相談体制の充実が求められます。

総合相談業務の実績

(単位：延人数／年)

区分／年度		21	22	23
総合相談業務	第4期計画値	750	800	850
	実績	1,079	1,269	1,300
	対計画比	143.9%	158.6%	152.9%

計画

地域包括支援センターでの総合的な相談体制の充実を図るとともに、地域におけるきめ細やかな対応が図られるよう、市内4か所に設置している在宅介護支援センターを活用するとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会等の関係機関との連携のもと、地域に根ざした支援を展開します。

総合相談業務の見込み

(単位：延人数／年)

区分／年度		24	25	26
総合相談業務		1,330	1,360	1,400

イ 認知症高齢者等地域見守りネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、相互の助け合いによって生活を支援することが大切です。

このため、認知症による徘徊者の発見通報や、被虐待高齢者などの見守りなどの活動を行うために、地域に密着したネットワーク体制を構築しようとするものです。

現状・課題

平成22年度に設置した認知症高齢者等地域見守りネットワーク推進会議は、平成22年度に1回、平成23年度に2回、計3回会議を開催し、介護・福祉関係者はもとより、認知症を支える会などの介護者の代表に加えて、必要に応じて、オブザーバーとして警察からも出席を求めることで、地域全体におけるネットワーク構築に向けて、検討を進めています。

認知症高齢者等の地域におけるネットワークの構築に向け、実践していくための取組みが求められています。

認知症高齢者等地域見守りネットワーク推進会議実績

(単位：回／年)

区分／年度		21	22	23
認知症高齢者等地域見守りネットワーク推進会議	第4期計画値	—	—	—
	実績	0	1	2
	対計画比	—	—	—

計画

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、認知症高齢者による徘徊の早期発見体制や見守り体制をつくる必要があります。地域に密着したネットワークが重要です。そのために様々な分野の専門家や有識者により認知症高齢者等地域見守りネットワーク推進会議を継続的に実施し、地域の課題に沿った検討を行うとともに、具体的なネットワークの構築に向けて取組みを展開します。

また、こうした取組みと併せて、認知症の人とその家族への応援者である認知症サポーターの養成や徘徊模擬訓練を実施することによって、地域のネットワークづくりと、認知症への理解を促進します。

認知症高齢者等地域見守りネットワーク推進会議の見込み

(単位：回／年)

区分／年度		24	25	26
認知症高齢者等地域見守りネットワーク推進会議		2	2	2

(4) 権利擁護事業

権利擁護事業では、高齢者虐待や消費者被害への迅速な対応、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用により、誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持することを目指しています。

現状・課題

高齢者の財産や権利を守るための成年後見制度や地域福祉権利擁護事業についての相談は年々増加の傾向にあり、計画を上回る相談が寄せられています。

また、高齢者虐待や消費者被害については、相談や通報の状況により、関係機関と連携し、迅速に適切な対応が図られるよう努めています。

認知症による判断能力の低下のため金銭管理への不安、介護者などからの虐待、あるいは振り込め詐欺や消費者被害など、問題も複雑化・困難化しており、専門性に基づいた適切な支援を行うことが必要です。

権利擁護事業の実績

(単位：実人数、件／年)

区分／年度		21	22	23
成年後見制度活用支援 (人数)	第4期計画値	15	18	20
	実績	20	33	35
	対計画比	133.3%	183.3%	175.0%
地域福祉権利擁護 事業活用支援(人数)	第4期計画値	5	5	7
	実績	5	23	25
	対計画比	100.0%	460.0%	357.1%
高齢者虐待通報 (件数)	第4期計画値	15	18	20
	実績	7	15	15
	対計画比	46.7%	83.3%	75.0%
消費者被害相談 (件数)	第4期計画値	5	7	8
	実績	4	11	10
	対計画比	80.0%	157.1%	125.0%

計画

相談件数は、地域でのニーズの増加は予測されるものの、市民意識の向上も図られることが期待されるため、ほぼ横ばいで推移するものと見込みます。

地域包括支援センターを中心に、関係機関や自治会、ボランティアなどが連携した見守り活動の展開と、ネットワークづくりの推進や一時的な緊急対応なども行えるシステムの構築を目指します。

高齢者虐待については問題が潜在する傾向にあることから、引き続き、虐待防止に向けて取り組むとともに、権利擁護についての知識を深め、相談窓口の周知を図るなど、必要な支援を展開します。

また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性はますます高まっており、その需要はさらに増大することが見込まれることから、関係機関との連携のもと、必要な支援体制を構築します。

権利擁護事業の見込み

(単位：実人数、件／年)

区分／年度	24	25	26
成年後見制度活用支援（人数）	40	45	50
地域福祉権利擁護事業活用支援（人数）	30	35	40
高齢者虐待通報（件数）	20	25	30
消費者被害相談（件数）	15	17	20



（５）包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、利用者一人ひとりについて様々な職種が連携して、高齢者の状況やその変化に応じた継続的な支援が必要です。

このため、主治医と介護支援専門員との連携や、在宅と施設の連携など、円滑にマネジメント可能な体制の構築に向けて、必要な指導・助言を展開します。

ア 地域ケア会議等

地域ケア会議等各会議は、保健、医療、福祉、介護の専門機関等のメンバーで構成し、本市における高齢者の介護予防、生活支援に関する事項を総合的に検討します。

●ケース会議

援助困難ケースの支援方針等について、保健、医療、福祉、介護サービスの提供など、総合的に検討・調整します。

●地域包括支援センター会議

介護予防、生活支援を中心とした地域ケアの推進に必要な保健、医療、福祉、介護に関する関係者による協議、調整を行います。

●地域ケア会議（研修会）

福祉・介護サービスの啓発や問題事例の検討など、保健、医療、福祉、介護に携わる者の研修会を行うとともに、関係者間の情報交換の場としての役割を持ちます。

現状・課題

ケース会議は、困難ケースについて多機関との連携を図り、情報を共有し、ケースの問題解決を図るため随時開催しており、実績は計画値を下回っていますが、増加傾向となっています。個別ケース会議の指導はもとより、関係会議との連携により、総合的なケアマネジメント能力の向上を図ることが必要です。

地域包括支援センター会議は、月1回開催し、庁内関係各課や社会福祉協議会の職員により、情報交換やケース会議の個別報告・連絡を行い、情報の共有及び援助計画の検討を行っており、計画通り実施されました。

地域ケア会議（研修会）は、保健・医療・福祉（介護）に関する分野の関係職員により、研修による資質の向上並びに連携やネットワーク構築についての協議を実施しており、実績は、計画値を下回っています。

しかしながら、身寄りのない独居高齢者や認知症高齢者、経済的問題など、現行の制度だけでは解決し難い問題は年々増加しており、より一層多機関との連携を密にしていくことが必要です。

地域ケア会議等の実績

(単位：回 / 年)

区分 / 年度		21	22	23
ケース会議	第4期計画値	30	35	40
	実績	9	11	20
	対計画比	30.0%	31.4%	50%
地域包括支援センター会議	第4期計画値	12	12	12
	実績	12	12	12
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%
地域ケア会議（研修会）	第4期計画値	6	6	6
	実績	6	2	2
	対計画比	100.0%	33.3%	33.3%

計 画

今後も、関係機関との連携・情報交換が必要な困難ケース等の増加が予想されることから、介護支援専門員が一人で抱え込まないように随時適切な関係機関につなぎ、問題解決ができるような体制づくりに努めます。

地域包括支援センター会議については、参加メンバーがお互いに情報を共有し、ケース等に適切な支援が図れるよう、今後も充実を図っていきます。

地域ケア会議（研修会）については、より多くの関係職員の参加を促し、参加者の資質の向上及び地域のネットワーク構築に向け、内容の充実を図ります。

地域ケア会議等の見込み

(単位：回 / 年)

区分 / 年度		24	25	26
ケース会議		25	30	35
地域包括支援センター会議		12	12	12
地域ケア会議（研修会）		6	6	6

イ 介護支援専門員活動支援事業

主任介護支援専門員による介護支援専門員（ケアマネジャー）のための個別相談窓口を設置し、介護支援専門員が抱える支援困難事例への助言を行うなどの支援を行います。

現状・課題

介護支援専門員からの相談件数は増加し、内容の多様化に加え、長期に関わる必要のあるケース、緊急に動く必要があるケースなどの相談も増えています。

介護支援専門員研修会の内容の充実や、資質の向上、介護支援専門員同士のネットワーク化が課題となっています。

介護支援専門員活動支援事業の実績

（単位：延相談件数、回 / 年）

区分 / 年度		21	22	23
介護支援専門員活動支援事業（相談件数）	第4期計画値	20	25	30
	実績	74	92	98
	対計画比	370.0%	368.0%	326.7%
介護支援専門員研修会（回数）	第4期計画値	6	6	6
	実績	6	6	6
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%

計画

困難なケースに対し適切な対応が図れるよう、主任介護支援専門員などを中心とした介護支援専門員への支援体制の強化を図ります。また、地域包括支援センター職員及び介護支援専門員の資質の向上や介護支援専門員同士の連携が図れるよう、介護支援専門員連絡協議会とも協力しながら研修会を継続的に開催するとともに、情報交換の場を提供することでネットワーク化を図り、地域ケア体制の強化に努めます。

介護支援専門員活動支援事業の見込み

（単位：延相談件数、回 / 年）

区分 / 年度		24	25	26
介護支援専門員活動支援事業	相談件数	100	100	100
介護支援専門員研修会	回数	6	6	6

ウ 各種団体との連携

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するために、介護支援専門員や事業所のサービス提供担当者、医療関係者に加えて、民生委員・児童委員やボランティア団体、社会福祉協議会、その他行政機関も含めたあらゆる関係機関との連携を図ります。

現状・課題

地域包括支援センターを核とした、介護支援専門員、介護保険事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政機関（消費生活センター、警察署など）、医療機関などとの連携体制は構築していますが、高齢者の生活を包括的継続的に支えるためには、公的機関だけではなくインフォーマルな団体（資源）の活用と連携を深めていくことが必要です。

計画

地域包括支援センターが実施している相談業務、研修会、会議などの機会を活用し各団体との連携を図るとともに、ボランティア団体、自治会などに対しては、出前講座などにより、地域包括支援センターの役割や活用等について広報活動を展開し、高齢者への支援について連携がとれるよう理解と協力を促していきます。

4 任意事業

任意事業では、介護給付等に要する費用の適正化のための事業や、介護方法の指導など要介護者を介護している家族への支援、その他介護保険事業の運営の安定化及び高齢者の自立した日常生活への支援のために必要な事業を行います。

(1) 介護給付等費用適正化緊急対策事業

ケアプランによるサービス提供の適正性の検証や、適切な介護報酬請求のための必要な情報提供、サービス利用者に対する給付費通知などを行い、介護給付費の適正化を推進します。

現状・課題

国・県や国保連合会と連携し、事業所・介護支援専門員の指導を行うことと合わせ、介護給付費通知（ハガキ）による利用者へのサービス利用状況の通知など、適正なサービスを利用者に提供するための事業を展開しています。

しかしながら、今後さらに、介護サービス事業者の参入が想定されることから、サービスの向上や給付の適正化を図るなど、これまで以上の展開が求められています。

介護給付等費用適正化緊急対策事業の実績

(単位：回、件 / 年)

区分 / 年度		21	22	23
ケアプランチェック事業 (件数)	第4期計画値	10	10	10
	実績	0	10	13
	対計画比	0.0%	100.0%	130.0%
住宅改修点検 (件数)	第4期計画値	10	10	10
	実績	24	24	35
	対計画比	240.0%	240.0%	350.0%
福祉用具購入点検 (件数)	第4期計画値	10	10	10
	実績	5	5	4
	対計画比	50.0%	50.0%	40.0%
介護給付費通知 (回数)	第4期計画値	2	2	2
	実績	2	2	2
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%
医療情報との突合 (回数)	第4期計画値	4	4	4
	実績	4	4	4
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%

計	画
---	---

介護給付の適正化を図ることは、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することにつながります。

このため、サービス利用者の増加が予想される中、引き続き、国・県との連携によりチェック体制の維持に努めるとともに、国保連介護給付適正化システム等を活用した適正化事業の効率化を図るなど、継続的な適正化の推進を図ります。

介護給付等費用適正化緊急対策事業の見込み

(単位：回、件 / 年)

区分 / 年度	24	25	26
ケアプランチェック事業（件数）	12	12	12
住宅改修点検（件数）	26	26	27
福祉用具購入点検（件数）	10	10	10
介護給付費通知（回数）	2	2	2
医療情報との突合（回数）	4	4	4

(2) 家族介護支援事業

ア 介護用品給付事業

在宅で生活をする要介護4・5に該当する高齢者を常時介護している家族等に対し介護用品券を給付することで、経済的負担の軽減並びに、要介護者の在宅生活の継続を図るための事業です。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値105人／年に対し91人／年、平成23年度で計画値115人／年に対し110人／年とほぼ計画通りサービスが利用され、利用者は増加傾向となっています。

介護支援専門員（ケアマネジャー）・民生委員・児童委員等に事業内容が浸透したことや家族からの代理申請が可能となり利用し易くなったことから、適切に利用者にサービスが提供されるようになりました。

介護用品給付事業の実績

(単位：実人数／年)

区分／年度		21	22	23
介護用品給付事業	第4期計画値	105	110	115
	実績	91	118	110
	対計画比	86.7%	107.3%	95.7%

計画

見込み量は、要介護4・5認定者の居宅サービス受給者数の推計から算出しています。

今後も、介護者や要介護者の実態を把握しながら在宅生活の継続及び向上を図ることができるよう、適切なサービスの提供に努めます。

介護用品給付事業の見込み

(単位：実人数／年)

区分／年度	24	25	26
介護用品給付事業	125	100	100

イ 家族介護者交流事業

在宅で生活をする要介護者を介護している家族を、介護から一時的に解放し、日帰り旅行、施設見学等を通して介護者相互の交流を深めることで心身の元気回復を図り、在宅介護の継続に繋げるための事業です。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値50人／年に対し41人／年、平成23年度で計画値50人／年に対し40人／年とほぼ計画通りの利用となっています。

介護している家族間の交流で在宅介護の心身の疲れを癒し、一時的に介護から解放されリフレッシュできることから参加者からは好評ですが、支援が必要な介護者や男性介護者など新たな参加に結びつけることが求められています。

家族介護者交流事業の実績

(単位：実人数／年)

区分／年度		21	22	23
家族介護者交流事業	第4期計画値	50	50	50
	実績	41	37	40
	対計画比	82.0%	74.0%	80.0%

計画

サービス見込み量は、横ばいの50人／年を見込みます。参加された方からは好評な事業ですが、参加者の拡充等に加えて、より効果的な事業展開について、検討を進めます。

家族介護者交流事業の見込み

(単位：実人数／年)

区分／年度	24	25	26
家族介護者交流事業	50	50	50

ウ 家族介護慰労事業

在宅で生活をする要介護4・5に該当する高齢者を、過去1年間に介護保険給付を受けずに常時介護している家族（市町村民税非課税世帯）に対し、慰労金を支給します。

現状・課題

要介護4・5に該当する在宅の高齢者は、介護保険サービスを利用しており、平成21年度、平成22年度の対象者はなく、平成23年度には、介護認定を受けていないが要介護4・5に相当する要介護者の家族が対象となりました。利用実績は、計画値2人/年には達しませんでした。介護保険サービスの活用を促進することにより、家族等への負担軽減に取り組んでいます。

家族介護慰労事業の実績

（単位：実人数 / 年）

区分 / 年度		21	22	23
家族介護者慰労事業	第4期計画値	2	2	2
	実績	0	0	1
	対計画比	0.0%	0.0%	50.0%

計画

サービス見込み量は、介護保険制度が浸透している現状においては、2人/年と横ばいを見込みます。

引き続き、介護保険サービスの適切な活用を促進しつつ、本事業を継続することで、対象となる家族等への慰労と経済的負担の軽減に努めます。

家族介護慰労事業の見込み

（単位：実人数 / 年）

区分 / 年度	24	25	26
家族介護者慰労事業	2	2	2

エ 認知症サポーターの養成

認知症サポーターは、認知症を正しく理解することで、認知症の方やその家族を地域で温かく見守る支援者で、キャラバン・メイトが開催する「認知症サポーター養成講座」により、養成を進めています。

現状・課題

平成18年度より認知症サポーター養成講座を開催していますが、回数、サポーター数とも計画値を下回っています。

認知症高齢者の見守り体制を構築するためにも、さらなる取組みが必要となっています。

認知症高齢者等地域見守りネットワーク事業の実績

(単位：回、延人数、実人数／年)

区分／年度			21	22	23
認知症サポーター養成講座	回数	第4期計画値	25	30	35
		実績	17	16	20
		対計画比	68.0%	53.3%	57.1%
	延人数	第4期計画値	700	850	950
		実績	863	730	780
		対計画比	123.3%	85.9%	82.1%
キャラバン・メイト	実人数	第4期計画値	35	40	45
		実績	36	44	55
		対計画比	102.9%	110%	122.2%

計画

各年度における養成講座は、月2回ペースの500人を見込みます。

また、指導者となるキャラバン・メイトについても、年5名の増加に向けて、育成を進めるとともに、指導者のスキルアップを図ることにより、認知症高齢者の見守り体制の充実を図ります。

認知症高齢者等地域見守りネットワーク事業の見込み

(単位：回、延人数、実人数／年)

区分／年度		24	25	26
認知症サポーター養成講座	回数	24	24	24
	延人数	500	500	500
キャラバン・メイト	実人数	60	65	70

オ 認知症高齢者等徘徊模擬訓練

認知症高齢者の増加に伴い、徘徊者の増加が予測される中、高齢者の徘徊を想定した模擬訓練を実施することにより、徘徊高齢者を早期に発見するシステムの構築や地域における見守り支援の強化、さらには認知症高齢者への理解を促進するための事業です。

認知症になっても、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるように、徘徊模擬訓練を実施し、地域で認知症の人やその家族を支える体制づくりに努めます。

現状・課題

近年、全国的にも認知症等による高齢者の徘徊への対応が課題となる中で、徘徊時の早期発見への対応や、日常からの認知症高齢者の見守り体制の構築が求められています。

こうした中、本市では、平成23年11月に、県内で初となる徘徊模擬訓練を実施しました。

認知症高齢者等徘徊模擬訓練の実績

(単位：回/年)

区分／年度		21	22	23
認知症高齢者等徘徊模擬訓練	第4期計画値	—	—	—
	実績	0	0	1
	対計画比	—	—	—

計画

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築していくため、徘徊模擬訓練を各地域で継続実施することにより、認知症への理解の促進と、地域での見守り体制を構築します。

認知症高齢者等徘徊模擬訓練の見込み

(単位：回/年)

区分／年度	24	25	26
認知症高齢者等徘徊模擬訓練	2	2	2

(3) 成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断力が不十分な高齢者などが一方的に不利な契約を結ばないように法律面や生活面で支援し、権利を擁護するための制度です。

身寄りがいない人、親族の協力が得られないなどの理由により市による審判の申立が必要な高齢者に対し、利用に要する経費などの支援をする事業です。

現 状 ・ 課 題

利用実績は、平成21年度で計画値3件/年に対し申立件数0件/年、平成23年度で計画値3件/年に対し申立件数1件/年と計画値には達していませんでしたが、微増傾向となっています。

高齢化が進行する中で、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加している現状において、親族の支援を得られない高齢者の権利を擁護する後見人の育成が求められています。

成年後見制度利用支援事業の実績

(単位：申立件数/年)

区分/年度		21	22	23
成年後見制度利用 支 援 事 業	第4期計画値	3	3	3
	実 績	0	1	1
	対 計 画 比	0.0%	33.3%	33.3%

計 画

高齢化の進行に伴い、判断能力が不十分である認知症高齢者の増加も見込まれることから、親族の支援が得られないケースによる利用件数の増加を見込みます。

高齢者の尊厳が守られ、穏やかな暮らしができるよう、関係機関と連携しながら制度の周知・啓発を図るとともに、経済的・家庭的な事情により、利用が妨げられないように利用に際しての支援に努めます。

また、後見人の育成に向けて、国・県との連携のもと、取組みを展開します。

成年後見制度利用支援事業の見込み

(単位：申立件数/年)

区分/年度	24	25	26
成年後見制度利用支援事業	3	3	3

(4) 住宅改修支援事業

居宅介護支援の提供を受けていない要介護者が住宅改修を希望した場合に、住宅改修が必要な理由書の作成者を確保し、要介護者の住宅改修の利用を支援する事業です。

現状・課題

利用実績は平成21年度1件、平成22年度10件、平成23年度7件と増加傾向となっています。要介護認定者の増加や制度の周知に伴い、本事業の利用者も増加しており、自宅での自立した生活を維持できるよう、必要に応じて支援を行うことが必要です。

住宅改修支援事業の実績

(単位：件数 / 年)

区分 / 年度		21	22	23
住宅改修支援事業	第4期計画値	-	-	-
	実績	1	10	7
	対計画比	-	-	-

計画

住宅改修による住環境の改善は、要介護者の自宅での生活を支えるとともに、生活機能の回復・維持に重要な役割を果たしていることから、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者であっても住宅改修が利用できるように制度の普及・啓発に努めます。

住宅改修支援事業事業の見込み

(単位：件数 / 年)

区分 / 年度	24	25	26
住宅改修支援事業	15	15	15

(5) 地域自立生活支援事業

ア 介護相談員派遣事業

介護相談員を市内介護サービス事業所へ派遣し、介護サービス利用者の疑問や不満を聞き取り、利用者と施設との橋渡し役として、事業者はその内容を伝え、介護サービスの苦情を未然に防止するとともに、利用者の不安の解消を図るなど、介護サービスの質の向上を目的とした事業です。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値72件／年に対し訪問実績66件／年、平成23年度では計画値72件／年に対し訪問実績70件／年と計画を下回っています。

現在、6名の介護相談員を、月平均で6施設に2名ずつ派遣しており、派遣体制は確保されています。介護相談員は、介護サービス利用者やその家族から疑問や不満、良いところ等を聞き取り、介護サービスの改善につながるよう事業者に働きかけを行っています。平成22年度からは、地域密着型サービス事業所にも派遣希望調査を実施し、派遣先の拡大を図っています。

介護相談員派遣事業の実績

(単位：延派遣件数／年)

区分／年度		21	22	23
介護相談員派遣事業	第4期計画値	72	72	72
	実績	66	63	70
	対計画比	91.7%	87.5%	97.2%

計画

派遣件数は横ばいを見込みますが、介護認定者の増加に伴い、介護サービス事業所数も増加が見込まれることから、派遣希望事業所が増えるよう協力要請を行います。

また、利用者が安心して介護サービスを利用できる体制が確保されるよう、より多くの利用者の声を聞き、事業者に伝える機会を作ることで、本市全体の介護サービスの質の向上を目指します。

介護相談員派遣事業の見込み

(単位：延派遣件数／年)

区分／年度	24	25	26
介護相談員派遣事業	72	72	72

イ 「食」の自立支援事業（配食サービス）

高齢者の食の自立支援の観点から、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で食事の準備が困難な方などに対して、栄養バランスのとれた食事を宅配するとともに、高齢者の状況を定期的に把握する安否確認の手段として捉え、常時の見守り支援につなげるための事業です。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値25人／年に対し利用実績18人／年、平成23年度では計画値20人／年に対し利用実績値23人／年となっています。本来、介護予防事業として良好な栄養状態を保てない特定高齢者等に対して支援する事業ですが、独居やいわゆる老々世帯等で食の確保が困難であり、日常的に見守りが必要な高齢者に対する支援として実施する自治体が数多くみられます。

本市では弁当の宅配と合わせて健康状態や総合的な相談支援、安心して在宅生活が送れるための事業として実施しています。

「食」の自立支援事業の実績

(単位：実人数／年)

区分／年度		21	22	23
配 食 サ ー ビ ス	第4期計画値	25	23	20
	実 績	18	16	23
	対 計 画 比	72.0%	69.6%	115.0%

計 画

自立した在宅生活が困難で公的サービスが必要な方や、地域全体での見守り等を必要とする方はさらに増加し、これに比例して配食ニーズも増加、多様化することが考えられます。

このため、利用者がより適切な食事の支援や見守りを受けられるよう、民間配食サービス事業者の参入や、新しい事業形態の導入を含めた検討を進めます。

「食」の自立支援事業の見込み

(単位：実人数／年)

区分／年度	24	25	26
配 食 サ ー ビ ス	20	20	20

第4節 介護保険事業費見込み及び介護保険料の算定

1 介護保険料の推計にあたって

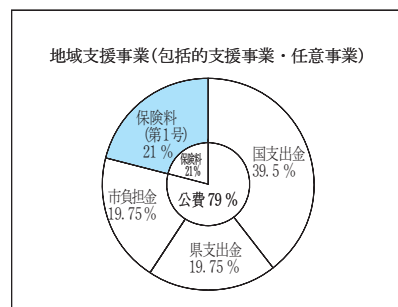
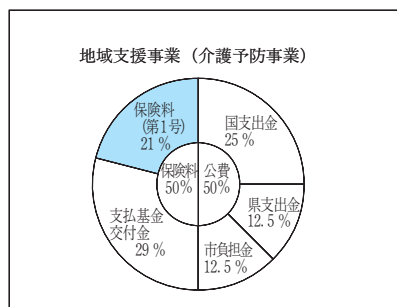
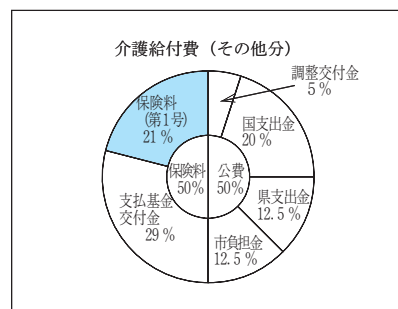
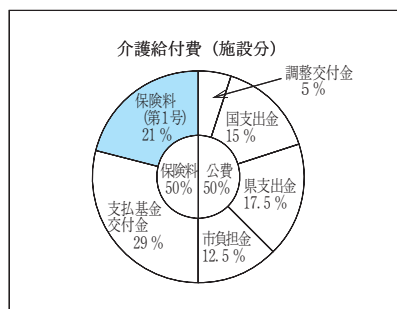
介護保険制度においては、市民に一番身近な自治体である市町村が保険者となり、介護保険事業を運営します。

第1号被保険者の保険料については、サービス量の見込に応じてそれぞれの保険者で決定します。なお、介護保険制度は3か年を中期財政運営期間として定めており、保険料についても原則3か年同額とされています。

(1) 介護保険事業の財源構成

保険給付に要する費用に対して、第1号被保険者の負担する割合は、平成21年度から平成23年度までの第4期中期財政運営期間では20%でしたが、全国の高齢者数が増加し、人口構成割合が変化したことに伴い、平成24年度から平成26年度までの第5期中期財政運営期間では21%に変更されます。

その他の財源構成については、国・山口県・光市の公費負担や第2号被保険者保険料(支払基金交付金)として賄われますが、介護保険事業の種類ごとに、それぞれ負担割合が異なります。



（２）介護報酬の改定

国では、介護職員の処遇改善等の確保と、国家公務員の地域手当に準じて都市部の介護報酬単価の上乗せ割合や地域区分を見直すために、平成24年度から、介護報酬の増額改定1.2%（介護職員の処遇改善等の確保分0.7%増、地域区分の見直しによる影響分0.5%増）を行うこととされました。

本市では、介護報酬単価の上乗せ地域に該当しないため、介護職員の処遇改善等の確保分（0.7%増）のみを影響額として見込むこととし、介護保険サービス費の推計に用いる給付単価に増額改定率0.7%を上乗せして、介護保険サービスの給付費推計を行うこととします。

介護報酬の改定

区分	国の改定率		本市への影響
介護職員の処遇改善等	0.7%増	➡	0.7%増
地域区分等の見直し	0.5%増		—
計	1.2%増		0.7%増

介護保険サービスの総給付費が0.7%増加するため、法定負担割合（公費50%、保険料50%）に応じて、財源を確保します。

(3) 介護保険料引き上げの抑制策

ア 介護給付費準備基金の取崩し

介護保険給付費準備基金は、本市の介護保険事業に要する費用の財源に充てるために設置されたもので、介護給付費が見込みを下回る場合は剰余金を基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回る場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期介護保険料を見込むにあたっての引き下げ財源とすることとなっています。

本市の平成23年度末の基金積立額は約1億4千7百万円を見込んでおり、これを第5期（H24～H26）の3年間で取崩し、介護保険事業の財源として活用し、介護保険料の引き下げを行います。

光市介護給付費準備基金の第4期末残高見込み

単位：千円

区分 / 年度	第4期		
	21	22	23 (見込み※)
積立額	13,402	31,785	34,123
取崩額	▲13,362	▲32,223	▲90,081
年度末保有額	203,986	203,548	147,590

※平成23年12月末現在の残高見込み

このうち、147,000千円を第5期（H24～H26）の3年間で取崩し、介護保険料の引き下げ財源として活用します。

イ 山口県介護保険財政安定化基金の取崩し

山口県介護保険財政安定化基金は、介護保険制度の財政を安定させるために、介護保険法に基づいて県に設置されており、国、県、市町で3分の1ずつ拠出し、介護保険料の収納不足や介護給付費の増加によって、市町の介護保険特別会計が赤字になりそうな場合、資金の交付・貸付を行うもので、平成23年6月の法改正により、保険料軽減のため同基金の一部を取崩すことが可能となりました。

山口県介護保険財政安定化基金の第4期末（平成23年度末）の積立残高は44億7千万円で、このうち本市の拠出額は約5千2百万円（積立財源：介護保険料）となっています。

取崩額の算定については、県が同基金の取崩額を算定した上で、取崩額の3分の1（市町拠出分）を、これまでの基金積立に係る拠出割合に応じて、各保険者に交付されることとされ、本市への交付額は2千2百86万1千円を見込んでいます。

交付金については、一旦、光市介護給付費準備基金に積み立てた上で、第5期の3年間で取崩すこととします。

山口県財政安定化基金の取り崩しの見込み

（単位：千円）

区分	金額
第4期末基金積立金残高見込み	4,471,000
第5期基金取崩額	2,181,120
うち保険者への交付額（取崩額の1/3）	727,040
うち光市への交付額	22,861

県から交付される22,861千円については、一旦、光市介護給付費準備基金に積み立てた上で、第5期（H24～H26）の3年間で取崩し、介護保険料の引き下げ財源として活用します。

(4) 介護保険料段階の見直し

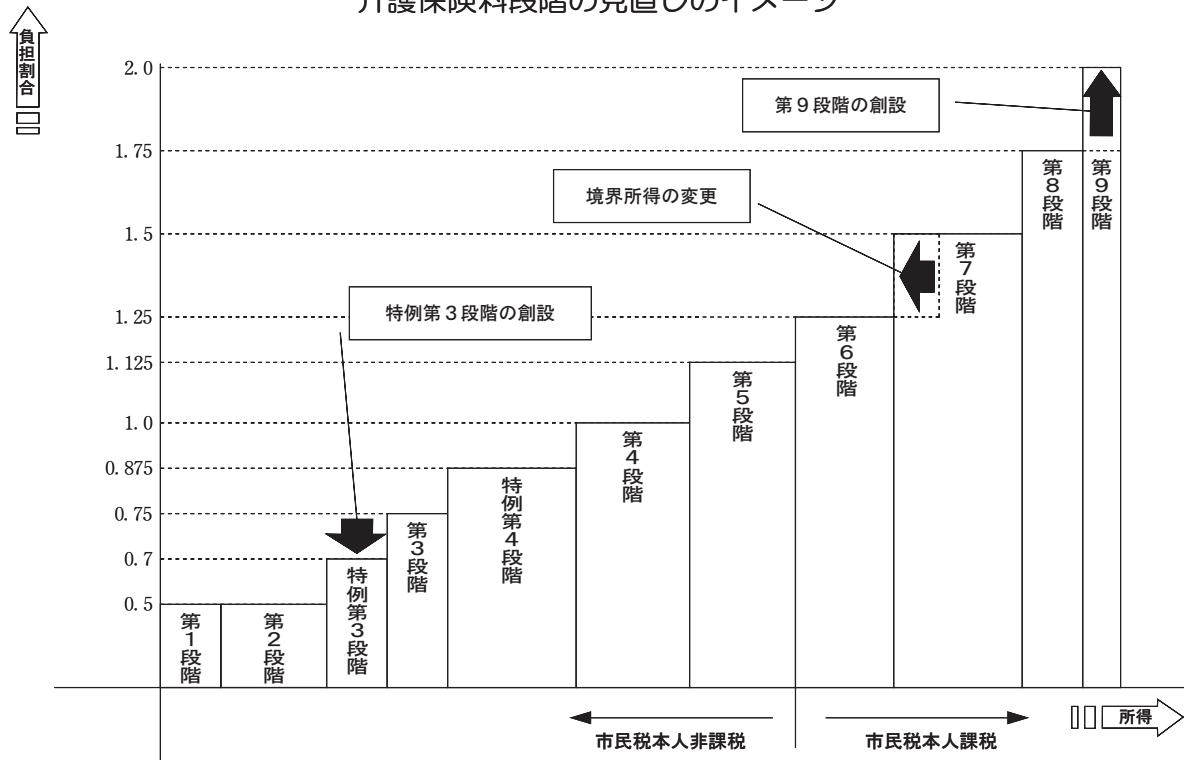
国では、介護給付費の増加に伴い保険料負担の増大が懸念される中、第5期介護保険料の算定にあたっては、より安定的な介護保険制度の運営という観点から、第4期以上に介護保険料段階の多段階化を行い、それぞれの被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課することとされました。

本市では、介護保険制度発足当初から第4期計画策定までの間、国の方針に基づき介護保険料の算定や保険料段階の変更を行っており、第5期も従前同様、国の方針に沿った見直しを行うこととしました。

介護保険料段階の見直し

区分	内容
特例第3段階の創設	国の制度改正により、第3段階（負担割合0.75）の一部について、負担割合0.7に引き下げ
境界所得の変更	国の制度改正により、第6段階と第7段階の境界所得を、200万円から190万円に変更
第9段階の創設	国の方針により、所得が700万円以上の者について、負担割合を2.0に引き上げ

介護保険料段階の見直しのイメージ



2 介護保険事業の総費用額の見込み

(1) 介護サービスの総給付費の見込額

介護サービスの総給付費の見込額は、次の表のとおりです。

サービス種類ごとの給付費の見込額は、各サービスの1回あたりの給付費見込みに、推計したサービス見込量を乗じて推計しています。

介護給付費（要介護1～5）の見込み

（単位：千円）

区分 / 年度		24	25	26
居宅サービス	訪問介護	186,304	182,758	182,686
	訪問入浴介護	10,501	9,271	9,072
	訪問看護	34,021	32,455	32,023
	訪問リハビリテーション	6,515	6,267	6,208
	居宅療養管理指導	6,087	5,885	5,868
	通所介護	617,442	598,686	605,388
	通所リハビリテーション	209,161	210,345	212,432
	短期入所生活介護	197,935	171,872	169,671
	短期入所療養介護	16,704	16,043	15,716
	特定施設入居者生活介護	166,673	179,387	192,612
	福祉用具貸与	54,478	52,574	52,247
	特定福祉用具販売	3,636	3,566	3,571
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	105,516	101,857	101,141
	小規模多機能型居宅介護	172,258	197,896	194,566
	認知症対応型共同生活介護	236,803	258,029	305,775
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	106,886
	複合型サービス	0	0	0
住宅改修		11,326	11,408	11,521
居宅介護支援		145,444	142,992	144,402
施設サービス	介護老人福祉施設	626,002	884,078	779,931
	介護老人保健施設	456,860	454,603	483,253
	介護療養型医療施設	187,743	186,816	153,649
	療養病床（医療保険適用）からの転換	0	0	23,181
介護給付費（小計）… I		3,451,409	3,706,788	3,791,799

介護予防給付費（要支援１・２）の見込み

（単位：千円）

区分 / 年度		24	25	26
介護予防サービス	介護予防訪問介護	35,708	37,118	38,704
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	1,945	2,208	2,242
	介護予防訪問リハビリテーション	639	662	689
	介護予防居宅療養管理指導	163	169	176
	介護予防通所介護	84,410	86,618	89,772
	介護予防通所リハビリテーション	32,240	33,972	36,432
	介護予防短期入所生活介護	2,481	2,689	2,768
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	4,314	4,419	4,535
	介護予防福祉用具貸与	6,920	7,129	7,373
	特定介護予防福祉用具販売	1,712	1,759	1,815
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	3,762	4,557	5,214
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防住宅改修		10,016	10,289	10,611
介護予防支援		21,940	22,481	23,237
介護予防給付費（小計）…Ⅱ		206,250	214,070	223,568
総給付費（Ⅰ＋Ⅱ）		3,657,659	3,920,858	4,015,367

(2) その他給付額等の見込額

特定入所者生活介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料の見込額は、次の表のとおりです。

その他給付額等の見込み

(単位：千円)

区分 / 年度	24	25	26
特定入所者介護サービス費等給付額 ※1	152,014	188,784	190,252
高額介護サービス費等給付額 ※2	68,316	81,027	84,927
高額医療合算介護サービス費等給付額 ※3	17,220	17,690	18,221
審査支払手数料 ※4	4,981	5,130	5,260
合計	242,531	292,631	298,660

※1 特定入所者介護サービス費等給付額

利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、1日の食費・居住費（滞在費）の利用者負担額に上限を設け、上限を超える額について介護保険から施設に支払うことにより、負担軽減を図ります。

※2 高額介護サービス費等給付額

利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、原則1割の利用料が高額になった場合、世帯での月単位の負担に上限を設け、上限を超える額について給付することにより、負担軽減を図ります。

※3 高額医療合算介護サービス費等給付額

利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、介護利用料と医療費の自己負担が高額になった場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し限度額を設け、上限を超える額について給付することにより、負担軽減を図ります。

※4 審査支払手数料

介護サービス事業者に対する保険給付費の支払いや請求内容の確認業務等の手数料で、山口県国民健康保険団体連合会に支払います。

(3) 地域支援事業費の見込額

地域支援事業費は、国・県地域支援事業交付金の対象事業費限度額（保険給付費見込額の3％）の範囲内で実施すべきとされています。

国・県地域支援事業交付金の対象事業費限度額と地域支援事業費の見込額は、次の表のとおりです。

地域支援事業費の見込額

(単位：千円)

区分 / 年度	24	25	26
地域支援事業費	59,667	64,388	65,924

参 考

国・県地域支援事業交付金の対象事業費限度額

(単位：千円)

区分 / 年度		24	25	26
保険給付費見込額	総給付費	3,657,659	3,920,858	4,015,367
	特定入所者介護サービス費等給付額	152,014	188,784	190,252
	高額介護サービス費等給付額	68,316	81,027	84,927
	高額医療合算介護サービス費等給付額	17,220	17,690	18,221
合 計 ①		3,895,209	4,208,359	4,308,767
限度額算出割合		3 %		
地域支援事業費限度額 ①×3 %		116,856	126,250	129,263

(4) 介護保険事業の総費用の見込額（まとめ）

第1号被保険者の介護保険料算定の基礎となる介護保険事業の総費用見込額は、総給付費見込額にその他給付額等見込額を加えた標準給付費見込額と、地域支援事業費見込額で構成されます。

総費用の見込額

（単位：千円）

区分 / 年度		24	25	26	合計
標準給付費見込額（A）		3,900,190	4,213,489	4,314,027	12,427,706
その他給付額等見込額	総給付費見込額	3,657,659	3,920,858	4,015,367	11,593,884
	特定入所者介護サービス費等給付額	152,014	188,784	190,252	531,050
	高額介護サービス費等給付額	68,316	81,027	84,927	234,270
	高額医療合算介護サービス費等給付額	17,220	17,690	18,221	53,131
	審査支払手数料	4,981	5,130	5,260	15,371
地域支援事業費見込額（B）		59,667	64,388	65,924	189,979
総費用見込額（A）+（B）		3,959,857	4,277,877	4,379,951	12,617,685

第5期介護保険料算定の基礎となる介護保険事業費の総額（3か年分）になります。

3 第1号被保険者の介護保険料

(1) 第5期介護保険料基準額の算出

標準給付費見込額と地域支援事業費見込額に、調整交付金による調整等を行って介護保険料収納必要額を算出し、予定介護保険料収納率で補正した上で、第1号被保険者1人あたりの介護保険料基準額を求めます。

この結果、第5期（平成24～26年度）介護保険料基準額は年額56,040円（月額4,670円）となり、第4期介護保険料基準額の年額48,540円（月額4,045円）と比較して、15.5%増、年額7,500円（月額625円）の増加となりました。

第5期介護保険料基準額の算出

(単位：千円)

区分 / 年度		24	25	26	合計
標準給付費見込額（A）		3, 900, 190	4, 213, 489	4, 314, 027	12, 427, 706
地域支援事業費見込額（B）		59, 667	64, 388	65, 924	189, 979
調整交付金見込額（C）【A×D】		111, 935	121, 770	125, 107	358, 812
調整交付金見込交付割合（D）		2. 87 %	2. 89 %	2. 90 %	
	交付割合＝ 5 %＋（21 %－ 21 %× E × F）				
	後期高齢者加入割合補正係数（E）	1. 0569	1. 0569	1. 0569	
	所得段階別加入割合補正係数（F）	1. 0420	1. 0413	1. 0408	
財政安定化基金拠出金見込額（G）		標準給付費の 0. 0 %			0
財政安定化基金償還金（H）		0	0	0	0
介護給付費準備基金取崩額（I）		21, 914	63, 412	61, 674	147, 000
財政安定化基金取崩額（J）		3, 408	9, 862	9, 591	22, 861
市町村特別給付費等（K）		0	0	0	0
保険料収納必要額（L）		(A×26％－C＋G＋H－I－J＋K)＋(B×21％)			2, 742, 427
予定介護保険料収納率（M）					99%
弾力化後被保険者数（N） ※1		16, 029 人	16, 474 人	16, 927 人	49, 430 人
介護保険料基準額	（年額） ※2				56, 040 円
	（月額） ※3				4, 670 円

※1・・・弾力化（所得段階別加入割合補正）後被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。

※2・・・介護保険料基準額（年額）＝（L）÷（M）÷（N）×1,000（10円未満切り捨て）

※3・・・介護保険料基準額（月額）＝介護保険料基準額（年額）÷12

(2) 第5期介護保険料の所得段階設定

第5期では、第4期同様、国の制度改正や方針に基づいた所得段階の設定を行うこととし、①特例第3段階の創設、②第6、7段階の境界所得の変更（200万円→190万円）、③第9段階の創設を行います。

この結果、第5期介護保険料の所得段階は、9段階（特例を含めると実質11段階）となり、第4期の8段階（実質9段階）と比較して、1段階（実質2段階）の多段階化を行い、負担能力に応じた所得段階と負担割合の設定に努めました。

第5期（平成24～26年度）介護保険料の所得段階と負担割合

所得段階の区分		年額 (月額※)
第1段階 (基準額×0.5)	●老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税者 ●生活保護の受給者	28,020円 (2,335円)
第2段階 (基準額×0.5)	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの	28,020円 (2,335円)
特例第3段階 (基準額×0.7)	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超え120万円以下のもの	39,220円 (3,268円)
第3段階 (基準額×0.75)	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超えるもの	42,030円 (3,503円)
特例第4段階 (基準額×0.875)	●本人が住民税非課税者（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの	49,030円 (4,086円)
第4段階 (基準額)	●本人が住民税非課税者（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、特例第4段階対象者以外のもの	56,040円 (4,670円)
第5段階 (基準額×1.125)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円未満のもの	63,040円 (5,253円)
第6段階 (基準額×1.25)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以上190万円未満のもの	70,050円 (5,838円)
第7段階 (基準額×1.5)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が190万円以上400万円未満のもの	84,060円 (7,005円)
第8段階 (基準額×1.75)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が400万円以上700万円未満のもの	98,070円 (8,173円)
第9段階 (基準額×2.0)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が700万円以上のもの	112,080円 (9,340円)

※合計所得金額：収入から公的年金控除などを差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です

※月額値は参考値（小数点以下四捨五入）

参考1

第5期介護保険料の増減理由

第4期保険料基準月額		4,045 円
増減理由	① 介護従事者処遇改善臨時特例基金の廃止（第4期限りの財源措置）	55 円
	② 第1号被保険者負担割合の変更（20%→21%）	205 円
	③ 自然増加分（介護サービス利用者の増加等）	423 円
	④ 施設整備による影響（特別養護老人ホーム及びグループホームの整備分）	196 円
	⑤ 介護報酬の改定（0.7%増額改定）	35 円
	⑥ 介護給付費準備基金の取崩し（147,000 千円）	▲ 250 円
	⑦ 山口県財政安定化基金の取崩し（22,861 千円）	▲ 39 円
第5期保険料基準月額		4,670 円

参考2

第4期（平成21～23年度）介護保険料の所得段階と負担割合

所得段階の区分		年額 (月額※)
第1段階 (基準額×0.5)	●老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税者 ●生活保護の受給者	24,270 円 (2,023 円)
第2段階 (基準額×0.5)	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの	24,270 円 (2,023 円)
第3段階 (基準額×0.75)	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、第2段階対象者以外のもの	36,400 円 (3,033 円)
特例第4段階 (基準額×0.875)	●本人が住民税非課税者（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの	42,470 円 (3,539 円)
第4段階 (基準額)	●本人が住民税非課税者（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、特例第4段階対象者以外のもの	48,540 円 (4,045 円)
第5段階 (基準額×1.125)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円未満のもの	54,600 円 (4,550 円)
第6段階 (基準額×1.25)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以上200万円未満のもの	60,670 円 (5,056 円)
第7段階 (基準額×1.5)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万円以上400万円未満のもの	72,810 円 (6,068 円)
第8段階 (基準額×1.75)	●本人が住民税課税者で、合計所得金額が400万円以上のもの	84,940 円 (7,078 円)

※合計所得金額：収入から公的年金控除などを差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です

※月額値は参考値（小数点以下四捨五入）

第5節 介護保険事業の円滑・適正な推進

1 介護保険サービスの円滑・適正な推進

(1) 円滑・適正な要介護認定の実施

要介護認定は、介護保険サービスの必要性を判断するもので、サービス提供の入口であり、制度の根幹を成す最も重要な事業です。

このため、本市では、以下の3点を基本としながら、円滑な要介護認定を実施します。

ア 公正・公平な要介護認定の実施

要介護認定における全てのプロセスにおいて、厳正かつ客観的な判断が可能となるよう、国の基準を遵守するとともに、訪問調査員及び介護認定審査会委員への十分な研修活動を展開し、引き続き公正で統一性のとれた要介護認定を行います。

また、審査判定に際して重要な役割を占める主治医意見書については、介護認定審査会事務局と光市医師会やそれぞれの主治医との連携を密に取り、引き続き迅速かつ公正な意見書作成に向けて取り組みます。

イ 申請への支援

介護を要する人が認定申請に至る経緯は様々であることから、地域包括支援センターを中心として、居宅介護支援事業所などのサービス事業所、医療機関、民生委員・児童委員等との連携を十分に取り、円滑に申請が行われ、迅速にサービス利用につなげられるように支援体制の充実を目指します。

ウ 認定結果に関する相談と情報提供

介護認定審査会の審査結果を受け迅速に要介護認定結果を通知するとともに、わかりやすいリーフレットを同時に送付するなど、サービスに関する情報提供を行います。

また、自立となった人に対しては、地域包括支援センターと連携して個別訪問を行い、状況説明や地域支援事業などの自立支援に向けたサービスの情報提供を行います。

（２）地域密着型サービスの推進

ア 地域密着型サービスの利用適正化

地域密着型サービスは、原則、当該市町村の被保険者のみが利用できるサービスとされ、住所地特例も定められていません。

こうした中、グループホーム等に他市町村から転入して入居するケースが増加しており、事業所設置市町村では、被保険者の適切な利用が阻害されることに加えて、多額の財政負担が発生するなど、地域密着型サービスの適正運営を阻害する要因となっています。

このため、本市では、施設・居住系サービス（グループホームや地域密着型特養など）については、事業者の指定を行う際、地域密着型サービス事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することも含めて検討を進めます。

また、居宅系サービス（認知デイ、小規模多機能など）については、周南圏域での相互利用のための指定・同意などについて検討を進めます。

イ 地域密着型サービスの推進

第5期計画を策定するにあたり、地域密着型サービスの基盤整備を適切に推進するため事業参入が想定される介護保険事業者等への意向調査を行い、サービス事業量の調整を行いました。また、指定に関しては地域密着型サービス運営委員会へ諮り、公正で市民の意見を反映した指定を行います。

地域密着型サービスの利用に関しては、介護支援専門員連絡協議会など関係機関や、地域ケア会議など様々な機会に情報提供や利用に関する助言を行い、円滑で適正なサービス利用の普及を図るとともに、広報やパンフレットによって市民への啓発を行い、多様なサービスの情報提供と、利用者の意向や状態に合ったサービス利用の普及に努めます。

ウ 地域密着型サービス事業所への指導・監査

サービス事業者に対して、指導監査を行うなど技術的な助言を行い、より適正にサービス提供できる体制の確保に努めます。

現状・課題

地域密着型サービス事業所への指導・監査については、県との連携のもと実施することとしていましたが、計画値17か所に比べ4か所と大きく下回っていることから、サービスの適正化を図る観点から、着実な実施が必要となっています。

地域密着型サービス事業所への指導・監査の実績

(単位：実施件数 / 年)

区分 / 年度		21	22	23
地域密着型サービス事業所への指導・監査	第4期計画値	2	13	2
	実績	2	2	0
	対計画比	100.0%	15.4%	0.0%

計画

実地指導の年次的、計画的な実施を行うとともに、国・県や周南圏域での連携体制の強化を図り、指導・監査体制の確立を図ります。

地域密着型サービス事業所への指導・監査の見込み

(単位：実施件数 / 年)

区分 / 年度		24	25	26
地域密着型サービス事業所への指導・監査		5	5	4

（３）福祉用具・住宅改修サービスの適正な提供

福祉用具購入や住宅改修は、保険給付が償還払いであることから、利用者が事業者料金を支払った後で給付決定を行うため、適正な購入や改修が実施されない場合があります。このため、住宅改修については事前申請制度を導入し、適正なサービスの提供に努めています。

しかしながら、より利用者の立場に立った福祉用具購入や住宅改修を推進するため、ケアマネジャーや市内業者を対象とした研修を行い、自立支援に向けた適正な利用普及を図ります。

（４）離島利用者負担対策事業

介護保険サービスにおいては、全ての要介護認定者に対して公平なサービスを提供することができる環境の整備が求められています。

しかしながら、離島である牛島地区については、地理的な条件等によりサービス利用に際して、法定負担の１割のほかに別途交通費や運搬費等の経費を支払うこととなり、サービス利用が制約される可能性があります。

このため、本市では独自の制度として、他の地域と同様のサービス提供環境とするために、訪問サービスを中心に必要な支援を行っており、引き続き牛島におけるサービス利用の普及を図ります。

（５）介護保険制度の普及啓発と情報提供

高齢者が主体的により良いサービスを利用するためには、介護保険制度やサービス内容についての情報の提供が不可欠です。

本市では、広報やホームページ、出前講座での情報提供はもとより、高齢者がサービスを選択する参考として介護サービスのパンフレットを作成していますが、制度改正時に適切な情報提供を行うため、必要に応じて随時見直しを行います。

また、保険料通知や要介護認定結果通知などに合わせて、わかりやすく解説したパンフ

レットやリーフレットの送付を行うなど、様々な機会を通じ積極的に情報提供を行い、介護保険制度の普及・啓発に努めています。

（6）個人情報の保護

介護保険制度は高齢者の生活に密着した制度であり、個々の家庭環境や所得の状況など、個人情報を大量に取り扱うことになるため、システムのセキュリティ対策や情報の適切な管理の徹底を図ることが必要です。

一方、ケアプラン作成において的確なサービスの提供を推進するためには、関係機関等との情報の有効活用が必要となっています。このため、光市個人情報保護条例に基づき、プライバシーの保護に最大限の配慮を行いながら、高齢者の同意に基づいた必要な情報の提供に努めます。

2 低所得者対策の推進

(1) 介護保険料の減免

本市では、光市介護保険条例に基づき、災害等の特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難になった場合などに、保険料の徴収猶予や減免を実施します。

(2) 利用者負担の軽減

ア 高額介護サービス費等貸付事業の実施

介護保険制度では、利用者負担が高額になった場合に高額介護サービス費が支給されます。この高額介護サービス費の支給や住宅改修費等の支給は、償還払い（サービス利用に対する支払をした後に、決められた額を支給すること）であることから、低所得者にとっては短期間ではありますが大きな負担となるものです。

このため、本市では独自の制度として、いわゆる「つなぎ資金」としての一時的な貸付を行い、負担の軽減を図ります。

イ 障害者訪問介護利用者に対する支援措置

障害者ホームヘルプサービスを利用していた生活保護境界層の方が、介護保険の訪問介護サービスを利用される場合に、利用者の1割負担を免除する支援措置を実施します。

ウ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置

介護保険サービスを提供する社会福祉法人は、低所得者のうち特に生計が困難な人について、利用者の負担を軽減するように努めることとされています。そこで、その軽減額のうち一定割合を公費から補助し、低所得者の負担を軽減できるように取り組みます。

第2章 高齢者保健福祉施策

第1節 健康づくり環境の創出

1 健康づくりの推進

健康づくりの主役は市民であり、一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」を基本とし、生涯を通じた健康づくりに自らが主体的に取り組むことが求められます。

このため、本市では、光市健康増進計画「光すこやか21」に基づき、基本目標「光る笑顔・元気いっぱい・和気あいあい」の実現を目指して、健康づくりの源となる「食事」「心の健康」「運動」を中心とした健康づくりの推進に力を入れていきます。

計画の推進にあたっては、市民一人ひとりが主体的に取り組み実践する健康づくりを基盤に、家庭・地域・関係団体・学校・職域・行政などが一体となって、共創・協働の取り組みを推進しつつ、高齢期の健康的な生活の実現を目指します。

併せて、地域支援事業の介護予防で行う健康づくり活動、健康増進事業の介護予防で行う健康づくり活動、高齢者の生きがい対策としての活動などを総合的に展開することにより、それぞれが有機的に連携を持ち、個々の高齢者の特質にあった健康づくりを推進します。

2 保健事業の充実

健康づくりを推進するため、「健康手帳の交付」「健康教育」「健康相談」「訪問指導」を実施し、市民の健康に対する意識の向上を図ります。

また、健康で豊かな生活を維持できるよう「各種がん検診」「結核検診」「骨粗鬆症検診」「肝炎ウイルス検診」「生活習慣病予防健康診査」を実施し、疾病の早期発見・早期治療を図ります。

なお、がん検診は、がんの早期発見・早期治療を図るため「肺がん検診」「胃がん検診」「大腸がん検診」「子宮がん検診」「乳がん検診」を実施しています。

いずれの検診も、その重要性についての啓発活動と受診しやすい体制の整備に努めることで、受診率向上を図り市民の健康の保持・増進を目指します。

また、歯科医師会の協力のもと、生涯を通じた歯の健康づくりに向けて、^{はちまるにいまる}8020運動を推進し、口腔機能の維持、向上を図り、健康的で豊かな生活を実践するための歯の健康づくりを支援します。

(1) 骨粗鬆症検診

骨粗鬆症検診は、40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象として実施し、骨粗鬆症の早期発見・早期治療・予防の啓発を図り、転倒骨折などで要介護状態となることを予防します。

現状・課題

受診者は、平成23年度は221人と計画を下回って推移しています。
検診の重要性についての啓発活動に努め、受診者数の増加を図ることが必要です。

骨粗鬆症検診の実績

(単位：実人数／年)

区分／年度		21	22	23
骨 粗 鬆 症 検 診	第 4 期 計 画 値	270	320	370
	実 績	193	176	221
	対 計 画 比	71.5 %	55.0 %	59.7 %

計 画

検診の重要性について啓発強化を図り、受診者の増加を目指します。また、健康教育、健康相談事業等との連携により、骨粗鬆症予防に向けた正しい知識の普及・啓発に努めます。

骨粗鬆症検診の見込み

(単位：実人数／年)

区分／年度	24	25	26
骨 粗 鬆 症 検 診	200	210	220

(2) 歯周疾患検診

歯周疾患検診は、40・50・60・70歳を対象として実施しており、歯の喪失原因である歯周疾患の早期発見・早期治療を図るとともに、口腔衛生に関する正しい知識の普及を行うことにより、壮年期からの歯の健康についての認識と自覚の高揚を図るものです。

現状・課題

平成20年度より、「ふしめ健診」を廃止し単独実施としたことで、受診者が減少したことから、平成22年度より医療機関委託の個別検診を実施し、受診者は増加傾向となっています。

歯周疾患検診の実績

(単位：実人数／年)

区分／年度		21	22	23
歯周疾患検診	第4期計画値	60	90	120
	実績	4	112	147
	対計画比	6.7%	124.4%	122.5%

計画

歯の健康づくりの重要性の啓発により、今後も受診者の増加を図るとともに、口腔機能の向上事業や歯の健康相談等の歯科保健事業との連携を図りながら8020運動のより一層の推進を図ります。

歯周疾患検診の見込み

(単位：実人数／年)

区分／年度		24	25	26
歯周疾患検診		180	190	200

3 食育の推進

本市では、全ての市民が食を通して生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるまちづくりを目指して光市食育推進計画「光ぱくぱく食^{しよくいく}19」を策定し、食を通して健康づくりの推進に努めます。

食を基盤とした心と身体健康づくりを推進することを目的として、ライフステージに応じた食や健康に関する講座や教室により、食に関する正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、高齢者や男性を対象にした「料理教室」を開催し、高齢者の食の自立に向けた支援を進めます。

食育とは、心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、全ての世代を通して、皆が食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

第2節 高齢者の生活支援関連事業の推進

1 高齢者生活支援施策等

高齢者の地域における生活を支えていくため、介護保険サービスのみならず、高齢者の状況に即した生活支援サービスを展開します。

(1) 寝具乾燥消毒サービス事業

在宅寝たきりの高齢者や重度障害者のいる世帯等で、老衰、障害疾病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な高齢者に対して寝具類の乾燥・消毒を行っています。感染症予防など衛生上の改善が図れるため対象者の疾病防止に効果が高いサービスです。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値200人／年に対し161人／年、平成23年度では計画値200人／年に対し132人／年と計画値を下回りました。

対象者が少ないためニーズが高いとは言えませんが、在宅要援護高齢者の生活衛生の確保等一定の役割を果たしており、事業の有効性は重要であると考えられます。

寝具乾燥消毒サービス事業の実績

(単位：延人数／年)

区分／年度		21	22	23
寝具乾燥消毒サービス	第4期計画値	200	200	200
	実績	161	143	132
	対計画比	80.5%	71.5%	66.6%

計画

今後利用者数の推移等を検証しながら、他市の実施状況も踏まえ、一部費用負担も視野に入れ、効果的な事業のあり方について検討を進めます。

寝具乾燥消毒サービス事業の見込み

(単位：延人数／年)

区分／年度		24	25	26
寝具乾燥消毒サービス		200	200	200

(2) 在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業

在宅の寝たきり高齢者に対し、利用するリフト付きタクシー料金の一部を助成することにより、外出等の日常生活の利便性の向上や生活圏の拡大を図り、社会参加の促進を目指す事業です。

現状・課題

平成21年度及び23年度に1人ずつの利用がありましたが、寝たきり高齢者の移動手段は、介護保険サービスや障害者福祉サービスの中で確保されることが多く、これらのサービスとは併用できないこと等により、利用実績は低調となっています。

在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業の実績

(単位：実人数／年)

区分／年度		21	22	23
リフト付きタクシー 助成事業	第4期計画値	2	3	3
	実績	1	0	1
	対計画比	50.0%	0.0%	33.3%

計画

一般の交通機関を利用することが困難な方の外出支援として、引き続き利用普及に努めます。
また、民間事業者による地域での移送サービスの整備状況や利用実態等を調査し、今後の方向性について検討を行います。

在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業の見込み (単位：実人数、延利用件数／年)

区分／年度		24	25	26
リフト付きタクシー 助成事業	実人数	2	2	3
	延利用件数	4	4	6

（３）牛島憩いの家デイサービス事業

牛島の在宅要援護高齢者等に対し、通所による介護サービスを提供することにより、自立した生活の援助、心身機能の向上等を図るとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

現状・課題

牛島憩いの家デイサービスの利用実績（合計）は、平成21年度で計画値1,400人／年に対し利用実績1,472人／年、平成23年度では計画値1,400人／年に対し利用見込み1,375人／年とほぼ計画値どおりに推移していますが、人口の減少とともに高齢化が進んでおり、デイサービス利用者の固定化や活動の低迷が課題となっています。

牛島憩いの家デイサービス事業の実績

（単位：延人数／年）

区分／年度		21	22	23
牛島憩いの家 デイサービス事業	第4期計画値	1,400	1,400	1,400
	実績	1,472	1,422	1,375
	対計画比	105.1%	101.6%	98.2%

計画

離島地域において、介護予防機能を提供する施設として設置していますが、今後も、サービスの安定的な提供に努めます。

また、今後の高齢化を展望する中で、高齢者ニーズ等の実態把握に努め、保健・医療・福祉など総合的な視点から、事業内容や運営手法についても、検討を進めます。

牛島憩いの家デイサービス事業の見込み

（単位：延人数／年）

区分／年度	24	25	26
牛島憩いの家デイサービス事業	1,375	1,375	1,375

(4) 生活支援訪問サービス事業（軽度生活支援事業）

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、簡易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅で自立した生活の継続を図ることを目的としたサービスです。

現 状 ・ 課 題

利用実績は、平成21年度で計画値5人／年に対し5人／年、平成23年度では計画値4人／年に対し2人／年と毎年減少しています。

これは、近年、生活環境等の状態から、基本的な生活習慣が欠如したり対人関係が成立しにくい等、社会適応が困難となるケースが増えており、より利用者に密着し、日常生活に関する指導や支援を施す地域支援事業（生活管理指導員派遣事業）への移行を図っていることによるものです。

生活支援訪問サービス事業（軽度生活支援事業）の実績

（単位：実人数／年）

区分／年度		21	22	23
生活支援訪問サービス事業 （軽度生活支援事業）	第4期計画値	5	4	4
	実 績	5	3	2
	対 計 画 比	100.0 %	75.0 %	50 %

計 画

今後も利用者の生活環境や身体機能の状況に留意しながら、基本的な生活習慣の習得を目指し、要介護状態への予防に資する地域支援事業（生活管理指導員派遣事業）への転換を進めます。

生活支援訪問サービス事業（軽度生活支援事業）の見込み

（単位：実人数／年）

区分／年度	24	25	26
生活支援訪問サービス事業 （軽度生活支援事業）	1	1	1

(5) 訪問理美容サービス事業

在宅で寝たきり、障害、傷病等のため理美容院に出向くことが困難な高齢者等の居宅へ訪問し理美容のサービスを提供します。

実績・課題

利用実績は、平成21年度で計画値20人／年に対し7人／年、平成23年度で計画値30人／年に対し8人／年と計画値を下回っています。

理美容サービスにより、清潔で快適な生活の継続を図るとともに、QOL（生活の質）の向上のみならず、失われた社会性の回復を図るうえで、有効適切なサービスです。

利用者が希望する馴染みの店舗での利用ができること、また、希望する施術が受けられることなどから、継続的な利用が見込まれます。しかし、新規の利用者が少ないことから、家族や関係機関等に対しての利用促進が必要となっています。

訪問理美容サービス事業の実績

(単位：人、回／年)

区分／年度		21	22	23
訪問理美容サービス事業 (実人数)	第4期計画値	20	25	30
	実績	7	9	8
	対計画比	35.0%	36.0%	26.7%
訪問理美容サービス事業 (延利用回数)	第4期計画値	80	95	110
	実績	17	21	25
	対計画比	21.3%	22.1%	22.7%

計画

サービス見込み量は、要介護4・5認定者の居宅サービス受給者数の推計と疾病等での利用者を加味して算出しています。延べ利用回数については、実人数から1回／4か月程度の利用を見込みます。

家族や介護支援専門員（ケアマネジャー）等に事業のPRを図るとともに、理美容サービスの意義・効果についての理解を深め、より利用し易いサービスの提供ができるように努めます。

訪問理美容サービス事業の見込み

(単位：人、回／年)

区分／年度		24	25	26
訪問理美容サービス事業	実人数	11	10	10
	延利用回数	33	30	30

(6) 日常生活用具給付サービス事業

概ね65歳以上の要援護及びひとり暮らし高齢者に対し、火災報知機や電磁調理器の日常生活用具を給付することにより、高齢者の在宅生活の援助を行うサービスです。

現状・課題

利用実績は、平成22年度に1人/年と利用が低迷していますが、火の始末に不安のある在宅高齢者に、火を使用しない電磁調理器や火災を予防する自動消火器等の給付は、安心して在宅生活を継続するために重要であることから、必要とする対象者への適切な利用促進が求められています。

日常生活用具給付サービス事業の実績

(単位：実人数/年)

区分／年度		21	22	23
日常生活用具給付サービス	第4期計画値	5	5	5
	実績	0	1	0
	対計画比	0.0%	20.0%	0.0%

計画

認知症又は寝たきり等の高齢者の在宅での日常生活上の便宜を図る上では重要な事業であることから、必要なサービスが、必要な方に届くように、ケアマネジャーや地域での学習の機会に、サービスの普及・啓発に努めます。

日常生活用具給付サービス事業の見込み

(単位：実人数/年)

区分／年度		24	25	26
日常生活用具給付サービス		4	4	4

第3節 防災・安全対策の確立

1 救急・防災対策

(1) 緊急通報体制整備事業

虚弱なひとり暮らし高齢者等に対し、急病時や災害時には消防署に、健康などに関する相談は在宅支援センターに直接連絡が取れる緊急通報装置を貸与又は給付し、在宅で安心安全な生活の継続ができるよう支援を行う事業です。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値400台/年に対し309台/年、平成23年度で計画値500台/年に対し319台/年で計画値には達していませんが、利用者は増加傾向となっています。緊急時には、直接消防署などに連絡が入ることから、迅速な対応が可能であり、高齢者が安心して利用できています。

緊急通報体制整備事業の実績

(単位：総設置台数/年)

区分/年度		21	22	23
緊急通報体制整備事業	第4期計画値	400	450	500
	実績	309	316	319
	対計画比	77.3%	70.2%	63.8%

計画

高齢化の進行に加えて、ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の在宅生活の安全と安心を確保するため、引き続き、利用の促進に努めます。

また、技術革新による新たなサービスの有効性等について、調査・研究を進めます。

緊急通報体制整備事業の見込み

(単位：総設置台数/年)

区分/年度	24	25	26
緊急通報体制整備事業	350	375	400

(2) 災害時要援護高齢者への支援

東日本大震災をはじめ近年の地震、台風、水害等様々な災害時において、自力で迅速な避難ができない在宅のひとり暮らし高齢者など、災害時要援護高齢者への支援体制の構築が課題となっています。

こうした災害時の要援護者支援対策として、自力で避難することが困難で支援を必要とする方々を把握するため、災害時要援護者名簿の作成・整理、活用を行い、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織等地域ぐるみの自助・互助・公助を基本とした助け合いの仕組みづくりを推進しようとするものです。

現状・課題

災害時要援護高齢者者の登録状況については、平成21年度の693人から、平成23年度672人と横ばいで推移しており、登録率の向上が、今後の大きな課題となっています。

災害時要援護高齢者登録の実績

(単位：人)

区分／年度	21	22	23
対象者（完全自立を除く）	973	992	949
登録者数	693	671	672
登録率	71.2%	67.6%	70.8%

計画

事業開始の平成21年度以降の実状を踏まえ、防災担当所管等関係機関や民生委員・児童委員協議会との連携のもと、登録率の向上と、支援者の確保に向けて取り組みます。

また、要援護者台帳のシステム化により、登録情報の共有化や活用の拡充等を進め、総合的な支援体制づくりを進めます。

災害時要援護高齢者登録の見込み

区分／年度	24	25	26
災害時要援護高齢者登録率	75.0%	80.0%	85.0%

2 交通安全対策

加齢とともに現れる身体機能の低下や空間認識とのギャップにより事故に遭いやすく、また、一旦事故に遭えば身体に大きな影響を受ける可能性の高い高齢者にとって、安全性の確保や事故防止等に向けた交通安全対策は重要です。

高齢化の進行およびひとり暮らしや高齢者世帯の増加と相まって、高齢者ドライバーも増加傾向にあることから、高齢者が当事者（加害者を含む。）となる事故についても、増加が懸念されています。

光警察署や関係機関の協力と連携のもと、高齢者が関与する交通事故の特徴についての分析を行うとともに、交通安全運動や交通安全教室等を利用した交通安全意識の普及啓発活動を推進するとともに、高齢者の運転免許証の自主返納制度の周知に努めます。

また、高齢者や障害者等の交通弱者の安全を確保するため、効果的な交通安全施設の整備に努めます。

参 考

交通事故死傷者数の推移

（単位：人／年）

区分／年	21	22	23
交 通 事 故 死 傷 者 数	244	242	196
うち 65 歳 以上 高 齢 者 負 傷 者 数	57	56	76
うち 65 歳 以上 高 齢 者 死 者 数	1	3	0

※生活安全課

3 防犯・消費者問題対策

近年、高齢者を狙った消費者トラブルや犯罪の増加及び悪質化が社会問題になっていますが、高齢者の被害者の中には、被害に遭っても相談しない、被害に気付かない方も多いことが指摘されています。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加する中、高齢者を狙った「悪質な訪問販売、電話勧誘販売」や「振り込め詐欺」など高齢者が消費者トラブルに遭うケースが多発しており、こうした高齢者被害の未然防止のため、最新の被害情報の提供や相談窓口の周知、地域での見守り体制の整備等、防犯・消費者問題対策を講じることが必要です。

このため、光警察署を中心に、自治会や民生委員・児童委員協議会などの関係機関との協力のもと、防犯活動の積極的な推進を図るとともに、隣人や金融機関窓口、コンビニなど、地域における高齢者への理解や見守り体制の構築を図ることと併せ、防犯意識の高揚、住民の主体的な参加による地域防犯体制の充実を促進するとともに、消費者問題に関する相談や出前講座による消費者意識の向上に努めます。

参 考

平成 22 年度光市消費生活センター相談受付件数

(単位：件数／年)

区分	男	女	計
光市消費生活センター相談受付件数	133	230	384
うち 60 歳 代	32 (24.1%)	56 (24.3%)	88 (22.9%)
うち 70 歳 以 上	42 (31.6%)	60 (26.1%)	102 (26.6%)

※ () は構成比

※生活安全課

第4節 高齢者の生活環境の整備

1 多様なニーズに対応した居住関係施策の推進

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、住宅改修等への支援により、快適な生活環境づくりを進めるとともに、住宅施策との連携をはかりながら、居住環境の充実に努めます。

(1) 高齢者居住関係施設

ア 養護老人ホーム

養護老人ホームは、入所者の加齢などから介護ニーズが増大しています。介護保険のサービスの利用も可能であり、多様なメニューから適切なサービスを受けることで、自立に向けた支援の機能も併せもった施設として対応しています。

イ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

市内2か所のケアハウスは、介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受け、本来の入所対象者である自立者や要支援者に加え中度要介護者の受け入れにも対応しています。

(2) 高齢者の住宅整備及び改修に関する支援

ア 住宅改修等への支援

住宅改修は、個々の利用者の身体的状態や家族支援の状況に合わせ、細かく設定するため、的確な助言が必要となります。このことから、地域包括支援センターや在宅介護支援センターを窓口として、関連機関との調整を行い、必要に応じて理学療法士や保健師、ケアマネジャー、建築技術職員などと連携を図り、総合的に助言を進めます。

イ 高齢者対応の公営住宅の整備

高齢者が居住する住まいにおいて、バリアフリー対応が整った住宅の割合は、依然低

く、特に借家でバリアフリー対応が整った住宅が立ち遅れている状況となっています。

本市では、高齢化の進行に伴い半数近くの世帯に65歳以上の高齢者がおり、高齢者単身世帯は約24％、高齢者夫婦世帯（ともに65歳以上の2人世帯）は8％、その他高齢者のいる世帯は約13％という状況です。

こうした中、市営住宅においては、平成23年度策定の光市営住宅等長寿命化計画の中で、高齢者等が加齢による一定の身体機能の低下等が生じた場合にも、そのまま安心して住み続けることができるよう、「段差の解消」「手すりの設置」「廊下幅員の確保」

「高齢者対応建具の設置」等日常生活の安全性を確保するため福祉対応型改善の実施について検討することとしています。

参 考

高齢者の有無別世帯割合

高齢者単身世帯	高齢者夫婦世帯	その他高齢者のいる世帯	高齢者のいない世帯
23.9％	8.0％	12.7％	55.4％

※建築住宅課

2 生活環境の整備

本格的な超高齢社会の到来に向けて、高齢者や障害者をはじめ、全ての人々が、安全かつ快適に生活し、自由に外出できるよう生活環境の整備を促進します。

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もがともに生活できる地域づくりを目標に、建物、道路、公園など公共施設についてユニバーサルデザインの理念に基づいた整備を進めます。また、多くの市民が集まる民間の施設に関しても、人にやさしいまちづくりとしてユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。

(2) 公園整備と緑化の推進

都市空間を形成している公園や緑地は、暮らしに潤いと安らぎを与えるオープンスペースであるとともに、スポーツ・レクリエーションの場や、市民の交流の場あるいは災害時の避難場所になるなど様々な役割があります。高齢者が多様な趣味活動や世代間の交流を進め、いきいきとした高齢期を過ごすためにも重要な役割を果たしています。

公園や緑地の整備にあたっては、高齢者の憩いと安心の確保も含め、人にやさしく快適で潤いのある生活環境の創出に努めます。

(3) 市民・事業者の協力

高齢者の主体的な社会参加を促進するためには、公共施設のみならず病院や商店など多くの人がともに利用する施設についても、利用しやすい環境を創出することが求められます。事業者や市民の理解と協力のもと、高齢者に配慮した整備を促進することにより、人にやさしいまちづくりを推進します。

第5節 生涯現役社会づくりの推進

1 高齢者の社会参加と就労促進

(1) 高齢者の社会参加の促進

超高齢化の到来に備えて、高齢者の豊かな経験と知識、技術を活かし、高齢者自身が、身近な地域に関心を高め、地域を支える担い手として、主体的に取り組みができるよう、活動の場・機会の提供・人材育成・情報の提供等による社会参加の促進、充実を図ります。

特に、団塊の世代に代表される新たな高齢者について、地域活動や老人クラブ活動の担い手として、各種活動への積極的な参画を促進します。

ア 老人クラブ活動の支援

地域を基盤とした高齢者の自主的団体としての老人クラブ活動(自主的な健康づくり・高齢者の相互支え合い・社会奉仕)を行い、各地域間また世代間との交流を深め、地域に根ざした活動を行っています。

また、老人クラブの活動は、地域における現実の課題に則した様々な問題に対応したものであり、特に地域の見守り活動への展開は、地域の担い手として重要な役割を担っています。

団塊の世代が高齢期を迎えるなか、組織・団体活動に関心を示さない高齢者が増加傾向にあり、本市においても、高齢化の進行に対し、会員数の減少が顕著に見られ、平成21年度の4,203名から平成23年度には3,816名と119名減少という状況にあることから、加入促進及び組織の活性化に向けた対応が、急務となっています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症への理解や見守り等高齢者問題への地域関係者と連携した社会活動への支援を継続するとともに、老人クラブへの加入促進への支援を行います。

参 考

老人クラブ団体運営状況

区分／年度	21	22	23
会員数 (単位クラブ数)	4,203 名 (72 クラブ)	3,935 名 (69 クラブ)	3,816 名 (68 クラブ)

イ 高齢者によるボランティア活動の支援

ボランティア活動等社会的な活動は、目的や活動内容が明確であるため、人づきあいが得意でない高齢者でも気軽に参加できる活動であり、高齢者の孤立化防止においても有効的といえます。

日常生活圏域ニーズ調査において、約 11.6 %の人が「ボランティアに参加している」と回答しています。

また、光市ボランティアセンターへの個人登録者数の9割近くは65歳以上の高齢者という状況です。

高齢化の進行に伴い、元気な高齢者が、地域社会の担い手として高齢者自らが地域のボランティア活動に積極的に参加してもらうためには、参加したい活動に出会うことができるよう、ボランティア活動のコーディネート機能の強化を図るとともに、情報提供、誘いかけなど活動参加への結び付けを行い、一層の参加促進および地域活動・ボランティア活動への支援を行います。

参 考

ボランティアの登録件数

区分	登録数
団体登録（会員数）	38 団体（932 人）
個人登録	123 人（うち 65 歳以上 108 人）
合 計（人）	1,055 人

※団体は、光市ボランティア連絡協議会加入団体数、個人登録者は、光市ボランティアセンター登録者数

(2) 高齢者の就労促進

ア シルバー人材センター・起業活動の支援

シルバー人材センター会員数や就業率は横ばい傾向を示していますが、高齢期における就業・社会参加ニーズの多様化が見込まれる中で、地域における高齢者の雇用・就業機会の確保が求められており、シルバー人材センターの果たす役割はますます重要となっています。

少子高齢化の進行により、福祉・家事援助サービスなどの分野で、高齢者の多様な就業のニーズが見込まれることから、これらの分野の需要の開拓や会員の増強に向けた取り組みを支援します。

また、地域で起業を目指す市民（高齢者含む。）に対して、起業活動に活用できる各種支援策や情報提供、融資制度の相談等支援の推進を図ります。

参 考

シルバー人材センターの状況

(単位：人)

区分／年度	21	22
会 員 数	739	747
就 業 実 人 員	587	603
延 人 員	53,539	52,951
就 業 率	79.4 %	80.7 %

※商工観光課

イ 農業の振興

本市の農業従事者の多くは高齢者です。高齢になっても生きがいを持ち続けながら、農業に従事できるための技術の普及・指導について支援します。

参 考

農業就業状況

(単位：歳)

区分 / 年度	全国			山口県			光市		
	17	22	増減	17	22	増減	17	22	増減
平均年齢	63.2	65.8	2.6	67.1	70.3	3.2	67.0	70.7	3.7

※平成22年度農林業センサス

2 高齢者の生きがい・健康づくりの推進

(1) 趣味・スポーツ・学習機会の拡大

豊かな経験・知識・技能をもった高齢者の方が、健康で生きがいを持ち、積極的な社会参加や仲間との交流を図ることは、介護予防や認知症予防につながるだけでなく、社会全体の活力を維持するためにも必要なことです。

団塊の世代が高齢期を迎えるなか、高齢者の方が豊かな学習活動に積極的に取り組めるよう、地域性を活かしながら、公民館等の生涯教育や老人クラブ活動等を通じての趣味や教養講座の提供・充実を図ります。

(2) 世代間交流の推進

高齢者と若者との交流・支え合いは、若者が高齢者になった将来の社会・地域の在り方を考えるきっかけづくりとなり、高齢者と多世代間の連帯を深め、希薄化している地域の絆を再構築する観点からも、大変重要となっています。

子どもとのふれあい交流の推進として、地域の保育所や幼稚園、小中学校との交流を通して地域で、子育て、子どもの見守りなどを行う事業を支援します。

また、学校の授業や課外活動などで、教育の支援や地域の文化伝統の継承などの活動を推進し、高齢者自身も学習の機会を持てるシステムの検討をします。

（３）憩いの家の活用の促進

憩いの家は、高齢者の心身の休養と健康の増進を図るための活動拠点として、また趣味、教養、レクリエーション活動を通じ地域における高齢者相互の親睦を図る場、憩いの場として、市内13か所に設置し、有効に活用されています。

高齢化の進行に伴い、今後、高齢者の多様なニーズに合った活動のための機会や場として、更なる活用促進を図ります。

参 考

憩いの家利用状況

（単位：人）

区分／年度	21	22
西部憩いの家	30,654	28,265
東部憩いの家	7,437	4,849
上記以外の憩いの家（11箇所）	2,086	2,097

※社会福祉課

(4) ことぶき教室

趣味や教養の向上のための学習機会を提供することにより、社会情勢の変化に適合することを目指した生きがい活動の一部として実施しています。また世代間の交流も図り、地域の伝統等を継承していく機会としても重要な事業です。

現状・課題

利用実績は、平成21年度で計画値150回／年に対し259回／年、平成23年度では計画値150回／年に対し200回／年と計画値を大幅に上回っています。ことぶき教室の学習活動のテーマは健康に関することや年金、介護保険、医療制度など身近な暮らしに関することをはじめ、郷土史や環境問題など幅広く、専門家を招いての講演会や研修会の開催も行っています。

ことぶき教室の実績

(単位：延回数／年)

区分／年度		21	22	23
こ と ぶ き 教 室	第4期計画値	150	150	150
	実 績	259	203	200
	対 計 画 比	172.7%	135.3%	133.3%

計 画

高齢者の生涯学習をはじめとした、社会参加や生きがいづくりに係る事業の活用を図りながら、「団塊の世代」等の参加を促進することにより、高齢者の多様な社会参加を支援します。

ことぶき教室の見込み

(単位：延回数／年)

区分／年度		24	25	26
こ と ぶ き 教 室		200	200	200

第6節 地域における高齢者の支援体制の充実

1 相談体制の充実

地域包括支援センターを中心として、市内4か所に設置している在宅介護支援センターを活用し、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談に包括的に対応可能な、いわゆるワンストップ相談窓口としての体制を構築します。

また、消費生活センターや社会福祉協議会等との連携により、高齢者を総合的に支える総合支援体制を構築します。

区 分		相談窓口	相談受付体制
市民生活相談	なんでも相談	社会福祉協議会 (ボランティア)	窓口、電話、FAX等により福祉、介護機器、心配ごと等、市社協職員がいつでも相談に応じる。 独居高齢者を中心に、誕生祝の電話コールを通し、見守り、安否確認をするとともに相談窓口の紹介をする。
	心配ごと相談	社会福祉協議会	日常生活上生じる心配ごとの相談に民生委員・児童委員が応じる。
	市民相談	市役所 (光市消費生活センター)	市政に対する市民の様々な声(要望や苦情等)や日常生活で生じる様々な問題(消費生活等)について、相談に応じる。
専門相談	総合福祉相談	総合福祉センターあいぱーく光 ○高齢者支援課 ○健康増進課 ○ボランティアセンター	保健師・看護師・社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事・臨床心理士等の有資格者が、それぞれの問題について随時相談に応じる。
	健康相談		保健師・管理栄養士・歯科衛生士等により検査・相談指導を行う。
	人権相談	市役所(人権推進課)	月3回人権擁護員2名により人権に関する相談を行う。
	地域福祉権利擁護事業	光市社会福祉協議会	認知症高齢者など判断力が十分でない、不安のある方が、地域で安心して生活できるよう、必要な手続き等の支援を行うとともに、必要に応じて、成年後見制度と連携を図る。
	生涯現役相談	光市社会福祉協議会	概ね60歳以上を対象に、能力の開発や向上を図るため、各種の相談に応じるとともに、各人に応じた就労機会の確保及び積極的な参加が可能になるよう情報の提供を行う。
	無料法律相談	市役所(生活安全課) 光市社会福祉協議会	市役所において年4回、社会福祉協議会において年2回実施する。 相続・不動産・損害賠償・債権債務・労働関係・財産権・渉外・貸借・訴訟などの法律上の問題に関する相談に弁護士が応じる。

2 市民相互で支え合う地域福祉の推進

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して、その人らしい暮らしを継続していくためには、高齢者サービスに加えて、地域生活を支援する相互の助け合いが不可欠となっています。

こうした中、本市では、平成23年度に共同で策定した「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」に基づき、行政と社会福祉協議会が適切な役割分担と連携を進めるとともに、各地域の自治組織や民生委員・児童委員協議会、さらには老人クラブや各種ボランティアなどと連携のもと、地域福祉活動のより効果的な展開を図ります。

（１）社会福祉協議会との連携・協働

「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」に基づき、地区社会福祉協議会活動のさらなる活性化を図るとともに、地域福祉活動やボランティア活動への支援を行い、住民の主体的な地域福祉活動への支援を展開します。

また、福祉サービスの展開や訪問介護事業、権利擁護事業について、地域のネットワークを活用し、より住民ニーズに沿った事業展開が可能なよう、その活動を支援します。

（２）民生委員・児童委員協議会との連携

民生委員・児童委員協議会では、6地区で122名の委員により、市民の多様な相談や保健福祉サービスに関する取りまとめなど、行政や関係機関と市民とのパイプ役として重要な役割を果たしています。特に、ひとり暮らし高齢者や要援護高齢者世帯については、個々の家庭の状況把握から相談・支援に至るまで、高齢者の在宅生活を支える核として、様々な活動が展開されています。

今後も、民生委員・児童委員活動の充実に向け、各地区で開催される民生委員・児童委員協議会に行政や社会福祉協議会職員などが積極的に参加し、相互連携の強化と活動への支援を行います。

（３）要援護高齢者家族会等への支援

要援護高齢者の家族会は、定期的に自主的な会合を開き、介護に関する情報交換等により、お互いが励まし合いながら相互の親睦を深めており、家族介護者の精神的な負担軽減にも大きく寄与しています。

家族会に関する情報の収集や介護に関する情報提供を通して家族会への支援を展開します。また、家族会としての経験を活かした活動を社会に還元できるよう支援を行うとともに、認知症対策などへの提言を受けることにより、より効果的な事業の展開に活かしていきます。

（４）ボランティア・NPO 活動の促進

高齢者の地域におけるニーズに対応し、地域生活を支援していくためには、ボランティアやNPOの果たす役割は大きく、特に、団塊世代に象徴される元気な高齢者は、地域福祉の担い手として大きく期待されており、地域福祉活動や老人クラブ活動への主体的な参加を促進します。

また、地域福祉やボランティア活動を促進するため、ボランティアセンターを中心として、地域福祉団体や地域組織等とも連携し、活動に向けた研修や情報提供を行うとともに、ボランティアへの参加者と支援を要する人とも調整を図るコーディネート機能の充実により、ボランティアの継続的な活動を支援します。

3 離島における支援施策の展開

市内唯一の離島である牛島は、平成24年1月末現在で、世帯数45世帯、人口67人で、高齢者数は53人、高齢化率79.1%となっており、離島という生活条件に加え、高齢化の進行が大きな課題となっていることから、関係機関との連携のもと支援施策を展開します。

(1) 牛島への介護サービス提供に係る交通費等の助成

他の地域と同等な介護保険サービスが提供できるよう、関係事業所等の協力のもと、訪問サービスを中心として、サービス提供に係る交通費等を助成することにより、サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 牛島診療所の医療機能の確保

離島における生活の安心と健康の維持に向け、牛島診療所は重要な役割を果たしており、引き続き、牛島診療所の医療機能を確保するため、医療スタッフの継続的確保に努めます。

(3) 救急搬送体制の確保

緊急時の救急搬送体制を守るため、関係機関等との連携と協力のもと、高齢者の容態に即して、渡航船や漁船を活用するとともに、ドクターヘリ等も含めた搬送体制を確保に努めます。

4 高齢者等への支援とケア体制確立の推進

(1) 権利擁護の視点に立った支援体制の確立

高齢化の進行や家庭環境の変化など高齢者の福祉を取巻く環境が大きく変化するなか、認知症高齢者の増加ともあいまって、高齢者の権利擁護への取組みが求められています。特に、認知症高齢者などは、判断力が十分でないことから必要なサービスが利用できない、身の回りのことができない、金銭管理に不安がある、虐待や詐欺の被害に遭うといった問題を抱え、それに対応する支援体制が求められています。

このため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の啓発、高齢者を地域で見守るための

ネットワークの構築など、社会福祉協議会等との連携のもと、権利擁護の視点にたった支援体制の確立を推進します。

併せて、市民後見人の育成等、支援者の拡充に向け、県等と連携して取組みを進めます。

（２）高齢者のひとり世帯等へのケアと絆意識の醸成

ひとり暮らし高齢者等の増加、また家族や地域コミュニティの絆が弱まる中、孤立死の増加が大きな社会問題としてクローズアップされており、日常的に家族や近隣住民等による地域での見守りネットワーク機能の充実が求められています。

このため、地域住民はもとより、民生委員・児童委員、自治会、行政、医療、福祉、介護関係者など、それぞれの役割や協働、多様かつ重層的活動支援により、高齢者を支える予防的な地域コミュニティケアの構築、推進に努めます。

また、こうした地域コミュニティの育成、活性化に加えて、個々の高齢者の皆さん自身が、常日頃より、地域や近所との繋がりを持つことが大切であることから、お互いの絆を深めるための、主体的な取組みを促進します。

第3章 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、現下の諸課題に的確に対応するため、各論に基づく着実な事業展開を図るとともに、本計画が目指す10年後の理想社会の将来像「住み慣れたまちで自分らしく生きる～高齢者にやさしい『わ』のまちひかり～」の実現に向けた、第1段階「ステージ1」として、基本戦略である「幸せ実感プロジェクト」の重点的な推進を目指します。

第1節 計画の推進

1 市民参加の促進

(1) 市民参加の促進

本計画の推進にあたっては、計画に基づく、各種の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業を総合的に展開するとともに、「対話」「調和」「人の輪」の3つの「わ」を基本姿勢として、地域ぐるみの幅広い支援や支えあいの絆を広げることにより、市民の積極的な参加による地域福祉コミュニティの構築に取り組みます。

このため、介護保険制度をはじめとする保健福祉施策についての積極的かつ的確な情報提供に加え、ノーマライゼーション理念の普及やボランティア意識の高揚など、地域住民自らが地域社会を支えるという考え方の浸透に向けた広報・啓発活動を展開するとともに、市民の総参加による高齢者への支援体制の構築を目指します。

(2) 地域福祉活動の推進

すべての高齢者が安心して暮らすためには、充実したサービス提供に加え、地域での和や支えあいが不可欠です。ボランティアセンターを中心に、地域福祉を担うボランティアの人材の発掘、育成を展開し、それを促進するための支援機能を拡充します。

このため、平成24年3月に策定した「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」に基づき、各種地域活動のさらなる推進を図ります。

また、多くの人が高齢期に達し、超高齢社会の中で元気な高齢者が担う役割は、今後、ますます重要となってくることから、自主的・主体的な参加による様々な活動への支援を行うとともに、住民相互の支援システムとしてのネットワークづくりを促進します。

2 連携体制の強化

(1) 保健・医療・福祉の連携

超高齢社会を迎え、住み慣れた地域での暮らしを継続できるようにするためには、これまで以上に地域医療の重要性が高まります。

このため、かかりつけ医を中心とした在宅ケア体制の充実を図るとともに、今後の医療ニーズの多様化・高度化に対応し、総合的な医療サービスが提供できるよう、光市医師会、光市歯科医師会、光市薬剤師会等との連携を強化し、包括的に地域医療との連携体制の拡充を目指します。

また、状態に応じたサービスを提供することに加え、その人の状態の変化に合わせて連続性のあるサービスを提供することが課題となっています。

このため、地域包括支援センターを中核として、介護保険サービスに加えて、医療、福祉など様々な関係者が常に連携し、常に的確な対応を取ることができるよう、関係者の資質の向上や相互連携の強化の推進に努め、総合的なサービス提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた関係機関との連携の強化を図ります。

(2) 高齢者保健福祉ニーズへの総合的な対応

総合福祉センター「あいばーく光」では、保健・医療・福祉に亘る多様なサービスを、高齢者支援課・健康増進課及び光市社会福祉協議会との連携に加え、各地域の関係機関と連携をとりながら、総合的な相談・指導を展開することで、適切なサービス提供に努めています。

今後も、個々の高齢者の状態に則したサービスのコーディネートや、多様かつ高度化するニーズに適切に対応できるよう、保健・医療・福祉の連携にとどまらず、高齢者が安心して生活できるよう、生活全般において総合的に支援できるよう、各種関係機関との連携の強化を図ります。



第2節 計画の点検・検証

計画の着実な推進を図るためには、計画の進捗状況や実施上の課題等を点検・検証し、次の改善行動に繋げていく、いわゆるPDCAサイクルに基づく、効果的かつ効率的な計画の推進を図ることが必要です。

特に、本計画については、10年後の将来像の実現に向けて、「ステージ1」から「ステージ3」まで、3年毎の中期計画に基づき段階的に展開する複層的な構造としていることから、中期計画において個々の進捗状況を点検チェックする第5期計画における個別事業・施策の「メンテナンス」を毎年度実施するとともに、次期計画策定に向けた「計画リニューアル」として、3年後を目途に、重点戦略等についていわゆる政策的マネジメント・サイクルを設定し、第5期計画全体の検証と点検を行います。

1 第5期計画のメンテナンス（改善行動）

計画に掲げる個別事業やサービスについて、目標の達成状況や成果・課題を踏まえ、毎年度、検証を加え、事業効果等を勘案しつつ、適宜、施策や事業の見直しを行うことにより、より効果的な事業展開を目指します。

2 計画のリニューアル（進化行動）

3年次目となる平成26年度において、長期展望の実現に向けて、「ステージ1」となる第5期計画の進捗について検証するとともに、特に、3つの幸せ実感プロジェクトの達成状況等について、政策的な観点からの評価・検証を行います。

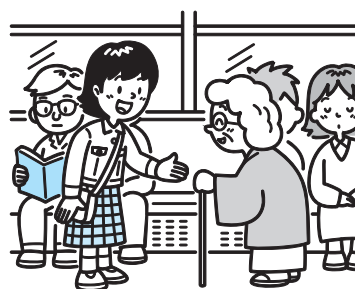
また、社会保障制度を取り巻く環境が極めて厳しく、制度の骨格も含めた論議が続く中、将来像の着実な実現に向けて、計画の検証とともに、国の制度や社会経済情勢の変化、さらには市民ニーズに的確に対応するため、プロジェクト等のリニューアルを含め、第6期計画の策定を進めます。

※「改善行動」及び「進化行動」は6頁参照

3 計画の点検・検証体制

計画の点検と検証にあたっては、外部からのチェック体制として「光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会」や「光市地域包括支援センター運営協議会」、「光市地域密着型サービス運営委員会」において、計画の進捗状況や施策の効果を点検・検証することにより、真に実効性のある高齢者保健福祉施策を推進します。

また、市民参加と開かれた市政を推進する観点から、計画の概要や進捗状況について、市民への情報提供を行い、制度等への市民理解の向上と高齢者を支援する活動への市民参加を促進するとともに、市民ニーズに基づく計画の推進に努めます。



参考資料

《光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会開催状況》

第1回 平成23年7月28日

- ・光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定方針について
- ・計画策定スケジュールについて

第2回 平成23年12月22日

- ・光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画（中間報告）について

第3回 平成24年3月8日

- ・光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画（案）について

《日常生活圏域ニーズ調査》

調査対象：市内に在住の65歳以上の高齢者1,500人

（要支援・要介護認定を受けていない方または要介護2以下の方）

抽出方法：無作為抽出法（年齢、性別、地区のバランスを考慮）

調査方法：郵送によるアンケートの配布・回収

調査期間：平成23年1月17日～平成23年1月28日

回答者：1,331人

回答率：88.7%

《パブリックコメント》

案件名：光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画（素案）に対する意見

募集期間：平成24年1月12日～平成24年2月10日

提出件数：1件

《光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会設置要綱》

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画並びに老人保健施策に係る計画の策定及び推進について、広く市民の意見を反映するため、光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、介護保険被保険者の代表者、サービス利用関係者及びその他関係団体関係者のうちから市長が委嘱する。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は以下（「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じて、関係職員に会議への出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第5条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉保健部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年8月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

(任期の特例)

- 3 第5条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成21年告示第32号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年告示第45号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

《光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員名簿》

区 分	氏 名	役 職
学 識 経 験 者	松 村 寿 太 郎	光市医師会会長
	藤 本 茂 樹	光市歯科医師会会長
	藤 井 正 彦	聖光高等学校社会福祉専門科教諭
保 健 ・ 医 療 ・ 福 祉 団 体 等 関 係 者	西 川 公 博	光市社会福祉協議会会長
	池 田 芳 晴	光市民生委員児童委員協議会会長
	上 田 博 幸	光市ボランティア連絡協議会会長
	内 藤 勲 敏	光富士白苑施設長
	横 山 宏	しまた川苑施設長
	鬼 木 泰 子	光市介護支援専門員連絡協議会会長
	鶴 岡 妙 子	光市介護相談員
	天 野 加 代 子	光市食生活改善推進協議会会長
	大 庭 眞 理 子	訪問看護ステーション光管理者
介 護 保 険 被 保 険 者 の 代 表 者	増 本 佳 治	光市老人クラブ連合会会長
	吉 村 孝 宏	光地区労働者福祉協議会会長
サ ー ビ ス 利 用 者 関 係	宮 崎 盈 行	光市障害者福祉推進連絡協議会代表
	山 下 悦 子	光市認知症を支える会の代表
そ の 他 団 体 者 関 係	植 村 芳 弘	虹ヶ浜連合自主防災クラブ会長
	小 林 富 江	光市連合婦人会会長
	山 根 恒 憲	光市シルバー人材センター理事長
	藤 山 雅 己	光商工会議所事務局長

光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画

発行日：平成24年3月

発 行：山口県光市

編 集：光市福祉保健部高齢者支援課

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター「あいぱーく光」

TEL 0833-74-3000

URL <http://www.city.hikari.lg.jp/>